

第 2 回 たつの市総合計画審議会
一次 第一

日 時 令和3年10月28日（木）
午前10時から
場 所 たつの市役所 新館4階
災害対策本部兼大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

（1）協議経過と今後のスケジュールについて（資料①）

（2）総合計画審議会委員の意見及び回答・反映状況について

（資料②、当日配布資料）

（3）パブリックコメントの実施状況について（資料③）

（4）第2次たつの市総合計画（案）の答申について（当日配布資料）

4 その他

（1）今後のスケジュールについて

- | | |
|----------------------|----------|
| ・第2回総合計画審議会（答申） | 10月28日以降 |
| ・市議会へ上程（基本構想） | 11月30日 |
| ・総合計画（基本構想・後期基本計画）配布 | 令和4年3月 |

5 閉 会

たつの市総合計画審議会委員名簿

氏 名	条例上の区分	所属団体・役職等
柏 原 要	市 議 会 の 議 員	たつの市議会議員
和 田 美 奈		たつの市議会議員
松 尾 壯 典	市 教 育 委 員 会 の 委 員	たつの市教育委員会委員
猪 澤 敏 一	市 農 業 委 員 会 の 委 員	たつの市農業委員会会長
○徳 永 耕 造	各 種 団 体 の 推 薦 す る 者	たつの市連合自治会会長
井 上 末 廣		たつの市老人クラブ連合会会長
古 橋 淳 夫		たつの市・揖保郡医師会会長
井 上 猛		龍野商工会議所会頭
木 津 眞 人		たつの市商工会会長
三 宅 崇 輝		龍野青年会議所副理事長
船 引 真 永		たつの市民生委員児童委員連合会会長
井 戸 正 文		たつの市観光協会会長
◎高 坂 誠	学 識 経 験 を 有 す る 者	兵庫県立大学副学長
村 上 早百合		株式会社神戸新聞社姫路本社代表
渡 瀬 康 英	関 係 機 関 の 職 員	西播磨県民局局长

(◎は会長、○は副会長)

※職名は、委員委嘱時点（令和３年８月５日）

総合計画後期基本計画策定に係る協議経過と今後のスケジュール

実 施 日	内 容
令和３年２月２４日	第１回ワーキング会議（全体会）
令和３年３月４日	第１回やすらぎづくり分科会
令和３年３月５日	第１回安全・安心なまちづくり分科会
令和３年３月５日	第１回ひとづくり分科会
令和３年３月８日	第１回ふるさとづくり分科会
令和３年３月９日	第１回にぎわいづくり分科会
令和３年３月１２日	第２回安全・安心なまちづくり分科会
令和３年３月１５日	第２回にぎわいづくり分科会
令和３年３月１７日	第２回ふるさとづくり分科会
令和３年３月１７日	第３回安全・安心なまちづくり分科会
令和３年３月２２日	第３回にぎわいづくり分科会
令和３年３月２３日	第２回ひとづくり分科会
令和３年４月１日	素案検討資料の確認依頼（策定委員会委員）
令和３年６月１８日	素案の確認依頼（ワーキング会議分科会長、所属長）
令和３年７月９日	第１回策定委員会
令和３年７月９日	素案の確認依頼（所属長）
令和３年８月５日	第１回総合計画審議会（市長から総合計画審議会に諮問）
令和３年８月２４日	素案の確認依頼（所属長）
令和３年９月１０日	素案の決定
令和３年９月１３日 ～１０月１日	パブリックコメントの実施
令和３年９月１７日	素案の校正依頼 （ワーキング会議分科会長、総務課、広報秘書課）
令和３年９月１７日	写真・グラフ資料提供依頼（所属長）
令和３年１０月１日	計画案の確認依頼（所属長）
令和３年１０月１１日	第２回策定委員会
令和３年１０月２８日	第２回総合計画審議会
令和３年１１月	総合計画審議会から市長に答申
令和３年１１月３０日	市議会定例会に総合計画（基本構想）を上程
令和４年３月議会	市議会定例会で総合計画（後期基本計画）・ 第６次実施計画を配付
令和４年４月～	第２次たつの市総合計画（後期基本計画）スタート

No.	頁	該当箇所	委員意見	市の考え方・対応内容	対応
1	－	全体	「たつの市らしさ」が弱い印象 どんなまちを目指すのか優先順位を明確にすべき 「たつのらしさ」を見せる工夫を すべてが揃っているのは良いが、特徴がない。	総合計画は、本市まちづくりの最上位計画であり、基本計画に描くまちの将来像「みんなで創る 快適実感都市 たつの」を実現するため、様々な分野の施策を全方位的に記載しています。 最も優先すべき行政課題である人口減少対策について、P14「子育てするなら たつの市」とスローガンを掲げ、少子化対策への強い姿勢を示した内容を追記しました。さらに、市長冒頭あいさつや冊子表紙など視覚的にも盛り込みます。 また、甲冑体験やオリジナル醤油作り、レザークラフト教室など、たつのならではの着地型観光の取組や市民まつりなど市民協働による魅力的なイベントづくり、空き家相談センターと連携した空き家対策など、たつの市独自の取組を具体的に追記しました。 今後は、それらを発信していくことも重要ととらえています。	修正
2	－	全体	豊岡市が男女格差解消を目指すことを打ち出し、話題になったように、ひとつ大きなテーマを旗印に掲げてもいいのでは。例えば、歴史的建造物のまち並み保全と脱炭素社会への先進的な取り組みとして、パーク＆ライド方式を導入し公共交通以外の車は入れないようにしてはどうか。	あらゆる施策分野でバランスよく様々な事業に取り組み、誰もが住みやすいと実感できるまちづくりの推進が本市の魅力と考えます。 個別・具体的な施策・取組については、基本計画に記載している関連計画や実施計画で実施していきます。	－
3	－	全体	カラーや字体が統一されすぎていて、見やすいが目を引きかない。	冊子印刷の前にデザインの校正があり、カラー、字体については、可能な限り見やすいものとなるよう調整を行います。	製本印刷時に修正
4	－	全体	全体的に総合計画の各文章の文末で「推進します」「充実します」「図っていきます」という書き方をされているが、文章の書き方は重要なポイントである。最後に文末の書き方の統一を図るべきである。引き続き構想を立ち上げるのであれば、「充実を図る」など具体的に書くべきである。	似通っている表現の文言を修正しました。 修正に当たっては、施策内容・読みやすさを考慮し、書き方の統一を図っています。	修正
5	2	序論	序論の「計画策定の趣旨」で、「コロナの影響による税収減」とあるが、社会全体の変化についても触れるべき	人々の生命や平穏な暮らしのみならず、感染拡大防止対策の各種制限から、観光産業等の企業の経営圧迫、サプライチェーンの脆弱性の露見、テレワークなどの新しい働き方、過密化した大都市からの退避等の行動、価値観の変容などマクロ視点を追記しました	修正
6	2	序論	ポストコロナ、ニューノーマルへの対応はもちろん、・ダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包摂）について記載すべき	「計画策定の趣旨」で、「包摂的社会の実現」の内容を記載しました。	修正
7	7	序論	序論の「本市の地域特性」の中で、「古代から近世に至るまで…」とあるが、城下町などには「近代」の遺産も多くあるように感じる。また、「古代」とあるが、文章中には、古代の具体的な記述が室津のみのようになっており、もう少し詳しく書いても良いと考える。	「弥生時代の集落遺跡として有名な新宮宮内遺跡、『播磨国風土記』に記載された野見宿禰の伝承、室町時代の赤松氏の居城城山城、堀家住宅・永富家住宅・八瀬家住宅に見られる江戸時代の貴重な建築物など」の文言を追記しました。	修正
8	16 135	序論 施策 32 男女共同参画社会の形成	市全体で女性活躍を進めるべき 序論の「本市の取組状況と今後の課題」の中で、「女性活躍」が「人権教育」の中に入っているがもう少し女性の姿を見せる。LGBT への理解を深める意識啓発を入れるべき	序論に「男女協働参画」の項目をつくり、内容を加えました。 施策 32 で、多様な性のあり方（LGBTQ+）を支える取組の推進、パートナーシップ制度の内容を追記しました。	修正

No.	頁	該当箇所	委員意見	市の考え方・対応内容	対応
9	17 139	序論 施策 33 農林生産基盤の整備と担い手の育成	農業の後継者不足、農地の荒廃とその対策こそ農林業の最大の課題	序論の「本市の取組現状と今後の課題」で、担い手不足に加え、「耕作放棄地の解決」を追記しました。後継者不足に対しては、「施策の内容」の中で「スマート田んぼダムの普及やドローンによる農薬散布などの先端技術を活用したスマート農業を促進します」を記載しました。また、担い手の育成に加えて、耕作放棄地の解消に努める内容を追記しました。	修正 記述あり 修正
10	17 146	序論 施策 36 観光基盤の活用	インバウンドを含む観光振興のポイントは、地域の観光資源をきちんと説明しているかどうかが重要。ガイドブックはもちろんだが、醸造業の歴史や伝統的な建造物などを説明できる観光ガイドの育成が求められる。	序論の「本市の取組状況と今後の課題」及び施策 36 において、ポストコロナを見据えたインバウンド誘客、観光ガイドの育成や多言語対応の観光サポートの充実などを追記しました。	修正
11	23	序論	序論の「これから求められるまちづくりについて」の部分は、とても重要な声である。見出しを付けて見やすい工夫を	見出しをつけるなど修正を加えました。	修正
12	31 33	基本構想	総合計画の基本目標が「～への挑戦」となっているが、そこまで大上段に構える必要があるのか。推進する、実践するなどといったものではないか。	基本目標については、基本構想において目標設定しています。基本構想については、平成 29 年度～令和 8 年度までの 10 年を期間としており、市政の継続性・一貫性の観点（基本構想第 1 章において、この 10 年を「挑戦の 10 年」として位置づけ）から現在の基本目標を引き続き取り組んでいくこととしています。	－
13	34	基本構想	人口ビジョンの表中、世帯数が前回の総合計画では増加していく予想になっているが、今回は減少している。この予想は適正か。	再シミュレーションを行い、世帯数を修正しました。（R9：29,964 世帯→31,019 世帯）	修正
14	35 176	基本構想 まち未来創生戦略	人口ビジョンが 5 年後、20 年後、40 年後とかなり長期のビジョンになっているのにはどういった意味があるのか。	人口ビジョンとは、各市町における人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向性、人口の将来展望を示すもので、長期的な将来の状況を示すことで、現状の行動への働きかけを促そうとするねらいがあることから、長期展望となります。 なお、将来展望人口のフレームについては、第 2 次総合計画期間中（～2027 年）とし、2060 年までの人口ビジョンについては、まち未来創生戦略（第 4 編）の中で記載しました。	修正
15	44 45	基本構想	子育て支援の一環としての保育と、教育の一環として幼児教育を分けているのは時代に適合していない。国も子ども庁を新設する方向で、子ども 1 人 1 人の立場からすると、保育と幼児教育と分けるのはおかしい。「ひとづくりへの挑戦」の幼児教育の部分は子育て支援策の中に統合すべきではないか。	「基本目標 2 やすらぎづくりへの挑戦」においては、子育て家庭への支援の充実を図るという観点、「基本目標 3 ひとづくりへの挑戦」においては、就学前の子どもの教育・保育内容の充実を図るという観点で整理しており、教育と保育を分けているということではありません。	－
16	58～	基本計画各施策	SDGs の 17 のゴールを各施策に入れる。	各施策にアイコンを表示しました。	修正
17	58～	基本計画各施策	まちづくりの指標について、現状値（計画当初）でコロナ禍以前の数値を記載した方が比較しやすい場合は修正	関連する数値について修正しました。	修正
18	62	施策 3 廃棄物処理対策の推進	産業廃棄物の処理について、県と連携し不法処理の未然防止に取り組む必要がある。	産業廃棄物の不法処理のうち、未然防止が可能である対策は、不法投棄のみと考えられます。不法投棄に関しては、廃棄物種類を問わず対策することとしています。 産業廃棄物の処理について、市は指導権限がありませんが、情報提供を行うなど、引き続き県と連携を図っていきます。	記述あり

No.	頁	該当箇所	委員意見	市の考え方・対応内容	対応
19	80	施策 11 公共交通の充実	姫新線の乗降客を年間 300 万人という目標はあったが、例えば JR 山陽本線の竜野駅にこのような目標はないのか。本竜野駅は非常に立派な駅舎ができていますが、それによって乗降客がどのくらい増えているのか。	姫新線については、ローカル線の存続問題もあり、沿線市町と活性化同盟会を結成し、JR に対して高速化、増便を要望していく中で目標設定を行ってきた経緯がありますが、山陽本線については、沿線市町との協議会において目標設定は行っていません。本竜野駅の乗車人員については、平成 21 年度と令和元年度を比較すると、年間約 19 万人増加しています。	－
20	83	施策 12 防災体制の確立	女性目線の防災にも触れてもらいたい。	「施策の内容」の中で、防災会議で女性委員の割合を高めるなど、女性の視点を加えた防災対応の強化を図ることを記載しました。	修正
21	91	施策 14 交通安全対策の推進	「施策の内容」(1)安全・安心な道路交通環境の整備において、交通安全施設充実の対象にカーブミラーが記載されているが、設置することで逆に危険となる箇所もあり、減らす方向ではないのか。	減らす方向ではなく、必要な箇所に設置するという考え方ではありますが、目視を怠り反射鏡頼みになるような危険個所については、設置を見合わせるなどの状況に応じた対策を講じています。	－
22	96 97	施策 16 結婚・出産・子育て支援の充実	多子家庭の施策の充実が必要	子どもの人数にかかわらず、子育て支援施策を充実していきます。	修正なし
24	97 120	施策 16 結婚・出産・子育て支援の充実 施策 25 義務教育の充実	青少年の健全な育成に放課後児童クラブが入っているのは疑問に思う。学童保育問題は「小 1 の壁」と言われるように子育て中の親にとって、大きな問題なので、むしろ子育て支援として実施すべき対策だと考える。一方で、中学生の不登校や引きこもりの支援策が見当たらない。たつの市では必要がないのか、問題を把握できていないのか。	保育所、ファミリーサポートセンター等と同様に、施策 16「結婚・出産・子育て支援の充実」において概略を記載した上で、具体的な取組を施策 26 で記載する構成としています。 不登校に対する施策及び指標については、施策 25「義務教育の充実（(5)いじめ、不登校等生徒指導体制の充実）」において記載しています。	記述あり
25	98 99	施策 17 ひとり親家庭等の福祉の充実	ひとり親家庭の施策が不十分。相談だけでなく、子ども食堂や食料支援のような貧困対策が必要	子ども食堂については、ひとり親かどうかを区分することなく、子育て家庭に対する支援として展開しています。フードドライブは、子ども食堂に加え、生活困窮者にも支援を行っています。	修正なし
26	100	施策 18 地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの対象が高齢者に限っていることに疑問がある。阪神・淡路大震災後の復興過程でも、高齢者と障害者、子どもを地域でケアすることで、より互いの障害をカバーし合うなどより効果的だったことが知られている。地域福祉と地域包括ケアシステムを分ける意味はどのような理由か。	地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に高齢者が医療や介護などの支援を受けながら可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービスを提供する体制であり高齢者を対象としています。ご意見の内容は「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制」の構築にあたり、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた取組のひとつと考えています。高齢者と障害者、子供を地域で包括的にケアする考えは、施策 21 の「施策の内容(1)」に含まれていると考えています。	記述あり
27	103	施策 19 生きがいづくりと社会参加の支援	後期基本計画では、「老人クラブの会員数」がまちづくりの指標から削除されているが、どのような意図があるのか。 老人クラブは会員数も団体数も減り続けているので、「活動の活性化支援」を記述するのみで良いのか。	1 億総活躍社会に向けて、定年延長されるとともに、高齢者ニーズの変化、趣味の多様化や役員の成り手不足等により、今後、会員数の減少が避けられないことから、指標としては外しています。老人クラブは基本的に自主運営組織ではありますが、活動の活性化支援を前提に今後もサポートを行っていきますが、活性化支援の方法については、今後、中長期的に検討していきます。	修正なし
28	104	施策 20 障害のある人への生活支援と社会参加の促進	法定雇用率等を含めて課題がある事業者を市で把握されていれば、支援・体験という形でも障害のある方の雇用促進等を青年会議所と連携してできるのではないのか。	厚生労働省から事業者名を公表されていない事業者の把握は困難ではありますが、障害者の社会参加を進めるために障害福祉サービス事業所間だけでなく、事業者とのマッチングも重要であり、青年会議所など福祉分野以外の関係機関との連携についても検討していきます。	修正なし

No.	頁	該当箇所	委員意見	市の考え方・対応内容	対応
29	108	施策 22 健康づくりの推進	ワクチン接種でたつの市は非常に努力しており評価している。その成果のアピールを	施策の「これまでの取組」の中で記載しました。	修正
30	109	施策 22 健康づくりの推進	「施策の内容」(3)成人と高齢者の健康づくりの推進で、市民総合健診で、地域特性の分析も行い、どんな病気が多く、どんな対策をすれば良いのか調査する必要があると考える。	市民の健康づくりの意識やニーズ動向の把握のため「健康づくり生活実態調査」の実施、健康に関するデータと合わせて総合的に勘案し、生活習慣病対策事業を展開しています。	－
31	119 120	施策 25 義務教育の充実	他の地域からたつの市に来てもらうような教育も取り入れていただきたい。学校教育の中で色々な意味でたつの市を勉強していながら、グローバル化教育も両方がかみ合った状況で教育し、たつの魅力をしっかり伝えていただきたい。	施策の内容の「(1)たつの市小中一貫教育の推進」や「(6)体験活動の推進」を通して、特色ある教育を行い、たつの市に誇りを持ち、たつの市の魅力を伝えていく人づくりを目指しています。また、「(9) 英語教育・多文化共生教育の推進」とも併せて、国際社会に羽ばたく素地を養う教育を推進します。	－
32	121	施策 25 義務教育の充実	食育は大事であり、ある程度教育の中で地域の良さを伝えていただきたい。	施策 25「義務教育の充実」、施策の内容「(11)学校給食の充実」において、「地域の食文化や食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組めます。」の記述に加え、「学校給食において、地元産食材を取り入れ、地産地消を推進します。」の記述を追記しています。	修正
33	128	施策 29 歴史文化遺産の保全と活用	「施策の内容」(2)文化財の保存の中で、重点区域を龍野地区（重要伝統的建造物群保存地区と景観形成地区のエリア）とした兵庫県で最初の「歴史的風致維持向上計画」を作成する必要があると考える。	「歴史的風致維持向上計画」は、重要文化財等を重点区域に設定し、当該文化財及び周辺地域の歴史的風致の維持向上と保存活用を図るものでありますが、当該地区の保存活用については「龍野地区まちづくりビジョン」の中で盛り込んでいくことを検討しており、当ビジョンについては施策 36 に記載しています。 国から「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けるためには、景観法に定められている「景観計画」を策定するよう歴史的風致維持向上計画運用方針で定められており、それらの整合性を調整する必要があります。	修正なし
34	135	施策 32 男女共同参画社会の形成	男女共同参画に関しては、施策の中身が意識啓発、相談体制やセミナー程度に留まっているが、これからの時代を見据えた対策としては不十分。社会的にも ESG 投資が進んでいるが、自治体においても女性活躍の指標を市の公共事業の入札条件にするなどより踏み込んだ施策が必要	男女共同参画社会の実現を目指した施策として、とりわけ女性が地域社会へ関わる機運を醸成のため、女性が中心に活動している地域コミュニティ団体の連携を図れるよう、団体同士の交流を誘い、団体間の情報交換の場を提供しています。 女性活躍の指標を公共事業の入札条件にするかどうかについては、今後の検討課題として研究したいと考えます。	修正なし
35	135	施策 32 男女共同参画社会の形成	女性に対する暴力の根絶の施策展開 DV の実態把握と相談体制は不可欠	「施策の内容」の中で、女性に対する暴力の防止・根絶を記載しました。 相談体制としては、相談員を配置し、兵庫県女性家庭センター等と連携を図って整えています。 DV の実態把握については、本市の相談内容や、国等が行っているアンケート調査結果を踏まえて、相談業務の充実に努めています。	修正
36	143	施策 34 農業経営の安定化と地産地消の推進	環境に配慮した農業の推進については、有機農業の推進も必要であるとする。	地球温暖化防止と生物多様性保全といった自然環境の保全に効果の高い有機農業の推進を記載しました。	修正
37	148	施策 37 観光 PR の充実	「施策の内容」(2)たつの市民まっりの拡充の中の文書について再考	「市民が主体的に行うたつの市民まつり、オータムフェスティバル in 龍野、室乃津祭、町じゅう美術館などのイベントを支援することで、『ふるさとたつの』の魅力を再発見し、効果的に発信することで、新たな人の流れとにぎわいを創出します。」に内容を修正しました。	修正

No.	頁	該当箇所	委員意見	市の考え方・対応内容	対応
38	149	施策 37 観光 PR の充実	流行しているものとの連携を考えた PR、旅行業者への売り込み、インフルエンサーを使った PR などが必要。目玉がいる。	施策の内容「(5)広域観光ネットワークの構築」に記載している「はりま城下町カルッテット」の事業として、旅行業者への売り込みを行っています。また、インフルエンサーの活用については、同じく(5)のマイクロツーリズムを事業化していく中で、インフルエンサーツアー等の実施について検討を行います。	修正なし
39	150 151	施策 38 商業の活性化と工業の振興	事業継承の施策も取り入れていただきたい。	「これからの課題」の中で、「中小企業経営者の高齢化や後継者不足が社会的な課題となっており、将来の事業承継に不安を抱える事業者に対し、支援する必要があります。」と記述を加え、その課題に対応する「施策の内容」として、「中小企業の事業継続を図るため、中小企業庁などの関係機関・関係団体と連携し、事業承継の支援に努めます。」を記述しました。	修正
40	155 156	施策 39 地域コミュニティ活動の推進 施策 40 市民参加と連記・協働のまちづくり	多様な主体、特に市民参画の視点があまりうたわれていない。コロナ後の激変する社会は、市だけで事業を実施しても限界があり、企業や地域団体、住民との連携、協働が欠かせないということを踏まえるべき	基本計画のコンセプトとして、全ての施策で、「市民が取り組むこと」「団体・事業者が取り組むこと」を明記し、市民参加の意識づけを行っています。 また、施策 39 「公・共・私（行政と多様な主体との連携）の協働により、地域課題の解決を促進します。」と明記し、自立したまちづくりの促進に取り組みます。 後期計画から、施策 40 の施策名を「市民参加のまちづくり」→「市民参加と連携・協働のまちづくり」とし、多様な主体との連携によるまちづくりを進めていきます。	記述あり
41	156	施策 40 市民参加と連記・協働のまちづくり	「これからの課題」に「若年層や女性の参加が少なく」と記載があるが、施策の中にそのような人の参加が進むような取組が必要と考える。	「市長対話広場事業」など、市民だれもが気軽にまちづくりに参加できる取組を推進するとしており、若年層や女性をターゲットとした対話の機会を充実させていきます。	記述あり
42	159	施策 41 シティプロモーションの推進	まちづくりの指標の「ふるさと応援寄附金年間寄附件数」について、年間寄附額も記載すべき	ふるさと応援寄附金事業については、一般財源の獲得はさることながら、地場産品の P R や関係人口創出の取組として行っており、関わっていただいた方をどれだけ増やしていくかを指標として設定しました。	修正なし
43	160	施策 42 国際交流・国内交流・地域交流の推進	今まで外国人をあまり労働力として見ておらず、外国人研修生は一部受け入れてきたと思うが、今後色々なところで積極的に環境を整えるために協力していただくなど、そのような施策が必要である。	多文化共生サポートセンターを中心に、生活情報の提供や就職サポート、相談体制の充実を図るとともに、外国人と市民の交流機会を増やし、相互理解を促し、外国人が住みやすいまちを目指すことを記述しています。	記述あり
44	168	施策 47 広域行政・広域連携の推進	「これまでの取組」で「姫路市と本市を含む 8 市 8 町が、播磨圏域連携中枢都市圏を形成しています。」と記載があるが、構成市町を記載すべき。	19 ページの注釈で、構成市町の 16 市町名（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）を記載しました。	修正
45	174 180	まち未来創生戦略	全てにおいて人口問題が関係しており、この問題をいかに乗り越えていくかがたつの市の将来にかかってくるが、具体的な数字目標がほとんどないと感じる。 人口を増やすためにどのようにするか具体的な取組が見えてこない。	人口減少対策については、まち未来創生戦略（第 4 編）にて 4 つの目標に基づき施策展開（14 施策）を記述しています。また、それぞれに数値目標を設定しています。	記述あり
46	176	まち未来創生戦略	総人口の将来推計のグラフに合計特殊出生率も追加し、現状の課題をより明確化する。	将来推計人口を記載したまち未来創生戦略（第 4 編）に合計特殊出生率の展望を記載しました。	修正
47	182 ～	総合計画の各施策と SDGs の関係	「総合計画の各施策と SDGs の関係」の中の SDGs のアイコンが小さすぎて見えない。	見やすい大きさにアイコンを修正しました。 各ゴールにおける自治体の役割について追記しました。（UCLG より引用）	修正

No.	頁	該当箇所	意見の内容	担当課の考え方・対応内容	修文
1	—	基本計画全般	施策46情報化の推進の「これまでの取組」に『行政が保有するデータを広く公開し、行政の透明化や信頼性の向上、経済の活性化等に利活用しようとする「オープンデータの推進」に関する取組を進めています。』と記載があり、この内容に関連して下記のことが出来ればと思い提言致します。 ①第2次たつの市総合計画内の各施策内に『まちづくりの指標』の欄があり、現状値（令和2年度）の記載があるが、その数字の根拠が知り得るよう、数字をクリック（又はタップ）すれば、関係数字にリンクし、資料の閲覧ができるようにはできないか。 ②各施策内に「関連する計画」が記載されているが、計画をクリック（又はタップ）すればその計画にリンクするようにはできないか。	①まちづくりの指標については、施策による成果を検証するために設定しています。このため、数値については、令和8年度の目標値へ向かってのプロセスが重要と考えており、目標値の設定理由の記載のみで十分と考えています。 なお、施策46で想定するオープンデータは、民間企業等において二次利用が可能な（著作権の対象ではない）な情報を想定しています。 また、現状値の正確性については、所管部署確認の上、記載しています。	なし
2				②御意見を踏まえ、市民等が関連計画を分かりやすく閲覧できるよう、本市ホームページ内の総合計画ページに関連計画をまとめたページを新設し、計画をクリックすればその計画にアクセスできるようにするなど、検討します。	なし （別途、市HP対応検討）
3	66	基本計画 施策5住宅の供給	①「施策の内容（1）公営住宅の整備」について、既存の市営住宅の長寿命化と老朽化した住宅の改修・建替を計画的に行いとあるが、公共建築物再編実施計画に基づき、老朽化した市営住宅の貸付や譲渡、除却も含めた計画としてはどうか。	御意見の「公共建築物再編実施計画」は、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していく上での基本方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設ごとの具体的な対応を示す「個別施設計画」として位置づけられています。 市営住宅については、個別施設計画として、「市営住宅長寿命化計画」を定め、維持管理（修繕・改修）、建替え、用途廃止といった活用方法を選定し、需要と供給のバランスのとれた効率的な管理に努めます。 市営住宅の貸付や譲渡、除却については、（未利用となった）市営住宅を有効・適切に活用するための手法の1つとして検討します。	なし
4	67		②「まちづくりの指標」について、今後大きな課題となる空き家の数に対して現状値と目標値を定めていくことが重要だと思うが、指標の掲載をしてはどうか。	空き家等の実数については、正確に把握することが容易ではないため、管理不全状態の空き家等及び特定空家等の件数を指標として、以下を設定します。 <u>【施策5 追加するまちづくりの指標】</u> <u>・管理不全状態の空き家等及び特定空家等の件数(件)</u> <u>現状値（R2年度）：60</u> <u>目標値（R8年度）：108</u> <u>目標値の設定理由：たつの市空き家等対策計画から設定</u> <u>※現在、改訂作業中の同計画にて記載予定</u>	あり

No.	頁	該当箇所	意見の内容	担当課の考え方・対応内容	修文
5	70	基本計画 施策7地域特性を生かした土地利用の推進	「これからの課題」について、市街化調整区域内にある閉校・閉園後の施設の活用策、また同区域内の空き家、耕作放棄地に対する記載をしてはどうか。	御意見の閉校、閉園後の施設の活用策については、「施策4 5 公共施設の適正管理と整備（P 1 6 6）」、空き家については、「施策5 住宅の供給（P 6 6）」の「これからの課題」に市街化調整区域の学校園施設、空き家も含めて記載しています。 耕作放棄地については、「施策3 3 農林生産基盤の整備と担い手の育成の施策の内容（5）農地の集積・耕作放棄地の解消（P 1 3 9）」に、施策の基本的取組を記載しています。 また、今年度改定予定の「都市計画マスタープラン」及び「土地利用計画」において、遊休施設の有効活用及び既存住宅の流通促進等を掲げています。 【施策4 5 これからの課題】 ●「たつの市幼稚園・保育所再編計画」「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、閉園、閉校となった学校園施設の有効活用を進める必要があります。 【施策5 これからの課題】 ●適切な管理が行われていない空き家が増加し、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、その解消に努める必要があります。 【施策3 3 施策の内容（5）農地の集積・耕作放棄地の解消】 ●中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方を明確にするため、農業振興地域のすべての農業集落で「人・農地プラン」の作成を進め、農地中間管理事業の活用により、中心経営体への農地の集積・集約化を推進し、大規模化による経営力の強化を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めます。 【都市計画マスタープラン（都市づくりの基本目標）】 ●地域活力の維持、再生に資する遊休施設利用促進 ●空き家バンクや空き家相談センター等の活用による既存住宅の流通促進 【土地利用計画（市街化調整区域の土地利用の基本方針）】 ●公共施設の統廃合による遊休施設や跡地、空き家問題の解決策としての土地利用については、地域の活性化に寄与する施設等への利活用を検討します。	なし
6	150	基本計画 施策38商業の活性化と工業の振興	「これからの課題」について、次の4項目の追記を提案します。 ①多くの事業所がコロナ禍で大きな打撃を受けています。度重なる緊急事態宣言等による業績悪化と過剰債務により財務状態を悪化させている中小・小規模事業者が相当多数に上ります。これらの企業への支援が急務となります。 また、コロナ前とは大きく変わったウィズコロナ社会・ポストコロナ社会への対応に向け、事業者は業態変革に取り組む必要があり、これら事業者への支援策も求められています。 ②ここ数年、大雨・洪水などの自然災害が頻発・激甚化しているのに加えて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっています。事業者は、このような状況を踏まえて事業を継続する対策を事前に講じる必要があります。 ③新たな連携による農林・水産や観光などの地域資源の積極的な活用による「地域ぐるみの地方創生」の推進が必要になっています。 ④我が国では、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速していますが、今後これに呼応する事業者支援策が求められています。	①御意見を踏まえ、以下の文章を「これからの課題」に追記します。 【施策3 8 追加するこれからの課題】 ●<u>ポストコロナ社会への適応が求められる中、キャッシュレス決済やECサイト、テレワークの導入など、新たなビジネスモデルへの転換に取り組む事業者を支援する必要があります。</u> 【施策3 8 施策の内容（2）中小企業対策の推進】（修正なし） ●資金・設備・技術・人材・情報などに関わる支援を通じ中小企業者の経営基盤強化を図るとともに、今後の社会情勢を見据え、新たな働き方に取り組む企業への支援を検討します。	あり
7				②業務継続計画策定支援については、本計画策定を希望する事業者に必要な支援を行うため、令和元年度に県に対し、事業継続力強化支援計画申請を龍野商工会議所とたつの市商工会と共同申請し、本計画に基づき、支援体制を構築しており、引き続き連携を図り計画を推進します。なお、本支援については、「これまでの取組」の内容に包括して記載しております。 【施策3 8 これまでの取組】 ●商工会議所、商工会及び市内金融機関を通じて中小企業者等を支援することにより、経営基盤の強化と商工業の振興を図っています。	なし
8				③地方創生の推進については、「第4編まち未来創生戦略」に4つの基本目標を記載しています。本戦略については、P 1 7 4に記載のとおり、国が示す地方創生の視点を踏まえつつ、本市の地域資源を十分に生かしながら取組を進めていくこととしています。 事業者に対する必要な支援策については、国・県等の動向を見定めて、今後検討します。	なし
9				④御意見の脱炭素社会の実現については、「施策4 地球環境の保全（P 6 4、6 5）」において、行政、市民、団体・事業者が一体となって、それぞれの立場に応じて取り組むこととしています。 事業者に対する必要な支援策については、国・県等の動向を見定めて、今後検討します。 なお、「これからの課題」の「今後も脱炭素社会実現のため、省エネルギー化の推進、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換を進め、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す施策展開を図る必要があります。」に対し、以下の施策の内容を追記しました。 【施策4 追記する施策の内容（1）地球温暖化防止活動の推進】 ●<u>電気自動車等（EV、PHV）の更なる普及に必要となる充電インフラの整備を促進し、温室効果ガスの排出抑止と大気汚染の低減を目指します。</u>	あり

No.	頁	該当箇所	意見の内容	担当課の考え方・対応内容	修文
10	151	基本計画 施策38商業の活性化と工業の振興	「施策の内容（6）雇用対策の促進」について、次の2項目を検討願います。 ①「若い人の雇用・正社員への登用」、「都心への流出を防ぐ施策」をもう少し検討し、記載してほしい。 ②年金生活者の雇用問題について、検討してほしい。	①御意見の「若い人の雇用・正社員への登用」については、「これまでの取組」に合同就職説明会や雇用確保に努める企業への支援等を行うこととしており、今後も引き続き事業実施するとともに、拡充策等も検討します。 「都心への流出を防ぐ施策」については、「これからの課題」に若年者の市内企業への就職意識形成の必要性を記載しており、今後も地元企業の情報提供・魅力発信及び就労相談支援等を継続実施したいと考えています。 また、雇用対策については、「第4編まち未来創生戦略の基本目標1「雇用創生」（P177）」において、雇用創出に向けた施策を展開し、若年層の市外流出抑制、定住を促進します。 なお、御意見を踏まえ、以下の内容を記述しました。（下線部分） 【施策38 これまでの取組】 ●地域事業所の合同説明会等の開催や雇用確保に努める企業への支援に加え、市内企業の就職情報誌を発行し、若者への就労情報の提供と地域での人材確保を支援しています。 【施策38 これからの課題】 ●市外転出を抑制するため、若年者の市内企業への就職意識形成を図っていく必要があります。 【施策38 施策の内容（6）雇用対策の促進】 ●公共職業安定所などの労働関係機関や地域経済団体、播磨科学公園都市圏域定住自立圏の連携市町とのネットワークを強化し、雇用機会の拡大と創出に努めます。 ●就職情報ガイドにより地元企業の情報・魅力を発信するとともに、合同就職説明会等を通じて、求職者の地元定着を促進するとともに、若者から高齢者までのライフステージに応じた雇用支援に努めます。	あり
11				②御意見の「年金生活者の雇用問題」については、「施策の内容（6）雇用対策の推進」に記載のとおり、様々な雇用支援に努め、地元雇用を促進することとしており、今後状況を見定めて、個別事業を検討します。 なお、御意見を踏まえ、以下の内容を記述しました。（下線部分） 【施策38 施策の内容（6）雇用対策の促進】 ●就職情報ガイドにより地元企業の情報・魅力を発信するとともに、合同就職説明会等を通じて、求職者の地元定着を促進するとともに、若者から高齢者までのライフステージに応じた雇用支援に努めます。	あり
12	164	基本計画 施策44簡素で効率的な組織づくりと人材育成	「施策の内容（1）市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり」について、専門的な分野における更なる専門的人材の登用、また、民間企業との協働の観点から、民間人材の活用（任期付採用等）を進めていくことを考えてはどうか。	職員の採用においては、広い視野や柔軟な発想力を持った即戦力として活躍できる人材を確保するため、民間企業等経験者枠を設け、優秀な人材確保に努めているところです。 また、職員の人材育成の観点から、若手職員に対し、民間企業への派遣研修を実施し、コスト意識の醸成や資質の向上を図っているところです。 御意見の「任期付職員等の民間人材」については、現時点で計画していません。今後、より高度専門的な知識経験を一定の期間活用して遂行することが必要とされる業務が見込まれる場合は、活用を検討します。 【施策44 施策の内容（1）市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり】 ●たつの市職員定員適正化計画に基づき、業務量に見合う必要人数を確保するとともに、少数精鋭の組織体制を確立し、行政サービスの質的向上に努めていきます。また、再任用職員等を含め、業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用及び適材適所の人員配置の観点から計画的かつ適正な定員管理を行います。	なし

No.	総合計画（素案）		委員意見	市の考え方及び対応内容	総合計画（素案）の 訂正・追加
	頁	該当施策			
1	80	施策 11 公共交通の充実	「これからの課題」 ◆御津地区における路線バスの確保 室津～山陽電鉄網干駅までの増便 特に朝夕の通勤時間帯の増便を図る 姫新線の補助と合わせて神姫バスへの補助	御津～山陽電鉄網干駅間を運行する路線バスについては、利用者が少ないため、平成 22 年に運行事業者から廃線の申し出がありましたが、御津地域から市外に向かう貴重な公共交通であるため、運行事業者にバスの赤字補助を行うことにより、継続して運行を行っています。 しかしながら、その後も利用者が減少し続け、令和元年度補助分からは、県がバス路線維持のための補助を行う基準を満たさなくなり、あわせて沿線市町である姫路市も補助を行わなくなったため、現在はたつの市単独で補助を行っています。 本市においても定期的に利用促進の記事を広報誌に掲載していますが、なかなか利用者の増加につながっていない現状です。 また、運行事業者も厳しい財政状況で運行を行っており、増便できない状況です。 姫新線利用者と同様の補助を路線バス利用者へ交付することは現時点では計画していませんが、利用者が増加すれば、県の補助も復活し、増便も検討可能となるため、現行の路線バスを積極的にご利用いただきたいと思います。	無
2	102	施策 19 生きがいつくりと社会参加の支援	◆老人クラブについて 65 歳以上の老人クラブ加入対象は、たつの市の人口の 30%は有るとみている。老人クラブの減少の原因は役員のなり手がない。加入してもメリットがない。老人クラブは自治会の下部組織で任意団体である。自治会組織を活性化させ老人クラブの役員を育てるべきである。	老人クラブの加入対象者は6 0 歳以上となっており、ご意見いただいているとおり加入対象者は、たつの市民全体の 30%を超えております。 また、たつの市の加入対象者全体の老人クラブへの加入率は 36. 7%となっております。 これは、企業の定年延長や再雇用制度など、就労期間が長くなっていることの影響もあると思われますが、当該加入率は県内 41 市町のうち 9 番目に高い水準となっております。 続いて、老人クラブは自治会の下部組織ではなく独立した任意団体の位置付けとなっております。 ご意見いただいている役員不足等については、若手高齢者組織化・活動支援事業の中で若手リーダー育成研修等を行ってはおりますが、今後も老人クラブ連合会事務局と連携し、役員の育成等を推進してまいりたいと考えております。	無
3	128	施策 29 歴史文化遺産の保全と活用	文化財は龍野地区の重要伝統的建造物群保存地区及び歴史文化遺産ではありません。たつの市には、縄文時代から現在まで保存しなければならない重要な財産がたくさんあります。そのような財産を発掘し保存すべきである。(例：古墳群、廃寺跡、荒廃している寺、仏像など)	ご意見のとおり、たつの市内には多くの重要な文化財があり、これまでと同様に市内にある国・県・市の指定文化財をはじめ、多くの文化財を次世代に伝えるべく保全・管理を行っていきます。 併せて、龍野歴史文化資料館・埋蔵文化財センター・室津海駅館・室津民俗館での展示を通じて地域に残る多数の文化財を見ていただく機会を設けております。 しかしながら、例えば、社会情勢の変化の中、檀家離れなどもあり、無住となったお寺や護持されてきた仏像など、そのすべてを市で保全・管理することは困難です。地域の文化財を後世に伝える方法を地域の方々と共に考えていければと考えます。	無
4	142	施策 34 農業経営の安定化と地産地消の推進	「これからの課題」 ◆若手新規就労者の発掘と育成 新規就労者には、遊休農地を提供し農具等も一定期間無償貸出する。 営農組合とタイアップし自活できる農業従事者を確保する。 年間所得 300 万円程度確保する。(補助金を含む)	施策 3 3 農林生産基盤の整備と担い手の育成の「これからの課題」において、就農者の確保、支援策の強化を図る必要があると記述しています。また、「施策内容」（４）多様な担い手の育成・確保において、新規就農者が定着できるよう支援を推進することを記述しています。 これまでの具体的な取組としては、新規就農者に対して、経営開始時の経営確立を支援する「新規就農総合支援事業」により、最大 150 万円／年、５年間の補助金を交付しています。また、県光都農林振興事務所、県土地改良普及センター、JA 兵庫西農業協同組合、市農林水産課によるサポートチームを作り様々な側面から支援を行っています。	無



令和３年 月 日

たつの市長 山 本 実 様

たつの市総合計画審議会

会長 高 坂 誠

第２次たつの市総合計画について（答申）

令和３年８月５日付けた企第２０４号で諮問のあった第２次たつの市総合計画について、たつの市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、慎重に審議してきた結果、審議会委員の提案による修正を加え、別冊のとおり改めましたので、次の意見を付して答申します。

- 1 まちづくりの将来像の実現に向けて、本計画に掲げる諸施策を着実に推進し、「たつの市らしさ」を大切にしたい施策展開に努められたい。
- 2 将来人口の目標達成に向けて、社会経済情勢の変化や市民の意識・行動の変容を的確に捉え、時代に即した柔軟で効率的な市政運営に徹し、すべての人々が住みたい・住み続けたいと思えるまちの実現に努められたい。
- 3 SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を見据え、本計画を市民、団体・事業者等のあらゆる主体と共有し、地域課題の解決に向け、参画と協働によるまちづくりの推進に努められたい。

第2次たつの市総合計画（原案）

令和3年10月28日

《第2回総合計画審議会資料》

目 次

第1編 序論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の役割.....	2
3 計画の構成と期間.....	3
4 本計画と人口ビジョン及びまち未来創生戦略との関連性.....	4
5 その他計画等との関連性.....	5
6 計画の進行管理.....	6
第2章 計画の背景.....	7
1 本市の地域特性.....	7
2 社会の潮流.....	8
3 本市の取組状況と今後の課題.....	11
4 市民からみた たつの市の状況.....	20
第2編 基本構想.....	29
第1章 まちづくりの将来像.....	30
第2章 まちづくりの基本目標.....	31
1 安全・安心なまちづくりへの挑戦.....	31
2 やすらぎづくりへの挑戦.....	31
3 ひとづくりへの挑戦.....	32
4 にぎわいづくりへの挑戦.....	32
5 ふるさとづくりへの挑戦.....	33
第3章 将来人口の見通しと財政運営の基本的方向.....	34
1 人口.....	34
2 財政.....	36
第4章 土地利用の基本構想.....	37
1 土地利用.....	37
2 都市構造.....	37
第5章 施策の大綱.....	42
基本目標1 安全・安心なまちづくりへの挑戦.....	42
基本目標2 やすらぎづくりへの挑戦.....	44
基本目標3 ひとづくりへの挑戦.....	45
基本目標4 にぎわいづくりへの挑戦.....	46
基本目標5 ふるさとづくりへの挑戦.....	47
第6章 総合計画の推進に向けて.....	48

第3編 基本計画.....	49
序章 基本計画の概要.....	50
1 基本計画の目的.....	50
2 計画期間.....	50
3 基本計画の構成.....	50
4 施策の体系.....	52
5 施策分野別の基本計画の見方.....	54
第1章 安全・安心なまちづくりへの挑戦.....	56
第1節 自然を大切にし、共に暮らす.....	58
施策1 自然環境の保全と整備.....	58
施策2 緑化の推進.....	60
第2節 持続可能な社会をつくる.....	62
施策3 廃棄物処理対策の推進.....	62
施策4 地球環境の保全.....	64
第3節 良質な住環境を整備する.....	66
施策5 住宅の供給.....	66
施策6 都市公園の整備と活用.....	68
施策7 地域特性を生かした土地利用の推進.....	70
施策8 上下水道施設の整備.....	74
第4節 安全便利な交通環境を整える.....	76
施策9 幹線道路網の整備.....	76
施策10 安全で快適な道路環境の整備.....	78
施策11 公共交通の充実.....	80
第5節 大切な命と地域を守る.....	82
施策12 防災体制の確立.....	82
施策13 消防・救急・救助体制の充実.....	86
施策14 交通安全対策の推進.....	90
施策15 暮らしの安全確保.....	92
第2章 やすらぎづくりへの挑戦.....	94
第1節 安心して子育てができるまちをつくる.....	96
施策16 結婚・出産・子育て支援の充実.....	96
施策17 ひとり親家庭等の福祉の充実.....	98
第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる.....	100
施策18 地域包括ケアシステムの構築.....	100
施策19 生きがいづくりと社会参加の支援.....	102
第3節 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる.....	104
施策20 障害のある人への生活支援と社会参加の促進.....	104
第4節 共に助け合い、支え合うまちをつくる.....	106

施策 21 地域福祉の充実.....	106
第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える	108
施策 22 健康づくりの推進	108
施策 23 医療サービスの向上	112
第3章 ひとづくりへの挑戦.....	114
第1節 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる	116
施策 24 幼児教育・保育の充実	116
施策 25 義務教育の充実	118
施策 26 青少年の健全な育成	122
第2節 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる	124
施策 27 生涯学習の推進	124
施策 28 スポーツ・レクリエーション活動の推進.....	126
第3節 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる	128
施策 29 歴史文化遺産の保全と活用	128
施策 30 芸術文化活動の振興	130
第4節 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる	132
施策 31 人権教育・啓発の推進.....	132
施策 32 男女共同参画社会の形成	134
第4章 にぎわいづくりへの挑戦.....	136
第1節 次世代へ伝え育む農林業を活性化する	138
施策 33 農林生産基盤の整備と担い手の育成.....	138
施策 34 農業経営の安定化と地産地消の推進.....	142
第2節 活気ある水産業を推進する	144
施策 35 水産業基盤の整備	144
第3節 地域資源を生かした観光を推進する	146
施策 36 観光基盤の活用	146
施策 37 観光PRの充実	148
第4節 にぎわいのある商工業を推進する	150
施策 38 商業の活性化と工業の振興	150
第5章 ふるさとづくりへの挑戦.....	152
第1節 まちづくりを進めるための基盤を整える	154
施策 39 地域コミュニティ活動の推進	154
施策 40 市民参加と連携・協働のまちづくり.....	156
第2節 多様で活発な交流を促進する	158
施策 41 シティプロモーションの推進.....	158
施策 42 国際交流・国内交流・地域交流の推進.....	160
第3節 健全で効率的な自治体運営を推進する	162
施策 43 行財政改革の推進（行政改革大綱）.....	162
施策 44 簡素で効率的な組織づくりと人材育成.....	164

施策 45 公共施設の適正管理と整備	166
施策 46 情報化の推進	168
施策 47 広域行政・広域連携の推進	170

第4編 まち未来創生戦略..... 173

第2期たつの市まち未来創生戦略の概要	174
1 基本的な考え方	174
2 地方創生に関する国の視点	174
3 基本理念	175
基本目標1 「雇用創生」～新経済戦略によりしごとを創出する～	177
基本目標2 「人口還流」～定住促進・観光戦略により「たつのファン」をつくる～	178
基本目標3 「若者未来」～若者応援戦略により希望を叶える～	179
基本目標4 「地域活力」～まち賑わい戦略により活力ある地域をつくる～	180

総合計画の各施策と S D G s の関係..... 181

第1編 序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年度に、第1次たつの市総合計画を踏まえ、「みんなで創る 快適実感都市『たつの』」を将来像に設定した「第2次たつの市総合計画」（以下「本計画」という。）を策定し、市民にとって暮らしやすく、魅力のあるまちづくりに努めてきました。

しかしながら、この間にも全国的な人口減少と少子高齢化は進行し、本市においても地域の活力維持が懸念されています。また、老朽化する公共施設や社会インフラ*の更新費用の増加、合併市町村に対する普通交付税*の財政優遇措置終了など財政運営にも大きな課題を残す中、今後も地域経営は厳しい状況が続くことが予想されます。

更に、新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命や平穏な暮らしのみならず、感染拡大防止対策の各種制限から、観光産業をはじめとした企業の経営圧迫やサプライチェーン*の脆弱性の露見など、社会・経済・国際秩序等多方面に甚大な影響を及ぼした一方、コロナ禍を契機に、テレワークなど新たな働き方の浸透や過密化した大都市からの退避など、国民・企業の意識、行動、価値観の変容が見え始めています。

このように、今後のまちづくりに向けた課題と好機が併存する中で、自らが有する地域資源や地域特性を最大限に活用し、市民・事業者・行政が協働して「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。

その上で、市民一人ひとりが多様性を認め合い、あらゆる主体が活躍できる包摂的な社会の実現が重要となります。

このような状況を踏まえ、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むために、中期的な視点で社会情勢の変化を見据えながら、本市が実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する各分野の施策を示し、計画的に実行していくための指針として、令和4年度を初年度とする後期基本計画を策定します。

2 計画の役割

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画と位置付け、各種分野別の計画の基本となるものであり、次の3つの役割を担っています。

- ①まちづくりの長期的かつ総合的な指針であり、市政をはじめ地域経営の根幹となるものです。
- ②市民・行政・関係団体・企業等のまちづくりのすべての主体が共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針となるものです。
- ③国や兵庫県が広域的な諸施策を推進するに当たって、本市の基本的立場を明らかにするものです。

*インフラ：インフラストラクチャー（Infrastructure）の略称。産業や社会生活の基盤として整備される建築物や道路・橋りょうなどの施設、上下水道、電気・ガス、情報通信などの設備

*普通交付税：標準的な行政を行うにあたり必要となる費用を計算し、そこから市税などの収入を差し引くことで、標準的な行政運営に不足する費用を国が交付するもの。合併市町村に対し、合併後一定期間、特例的に交付額の加算があった。

*サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。

3 計画の構成と期間

本計画は、10 年計画の「基本構想」と、5 年計画の「基本計画」及び3 年計画の「実施計画」で構成します。

基本構想（平成 29 年度～令和 8 年度）

市民と行政の共通の目標として、まちの将来像を明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すもので、計画全体の土台となります。

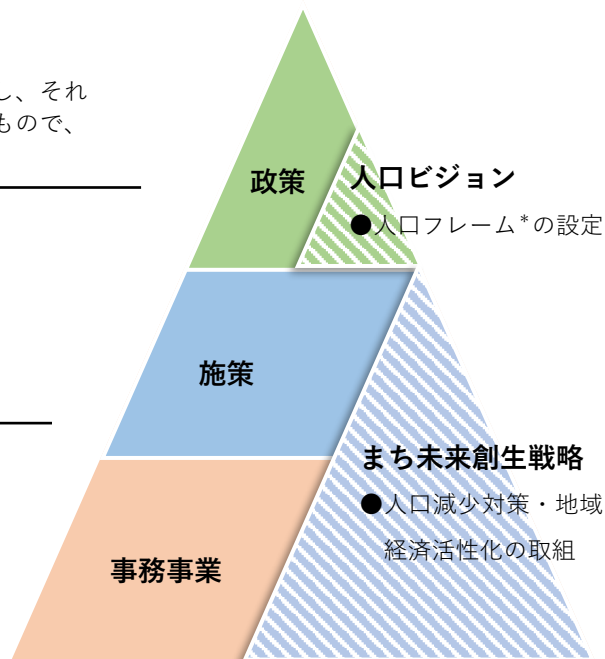
基本計画（前期：平成 29 年度～令和 3 年度、

後期：令和 4 年度～令和 8 年度）

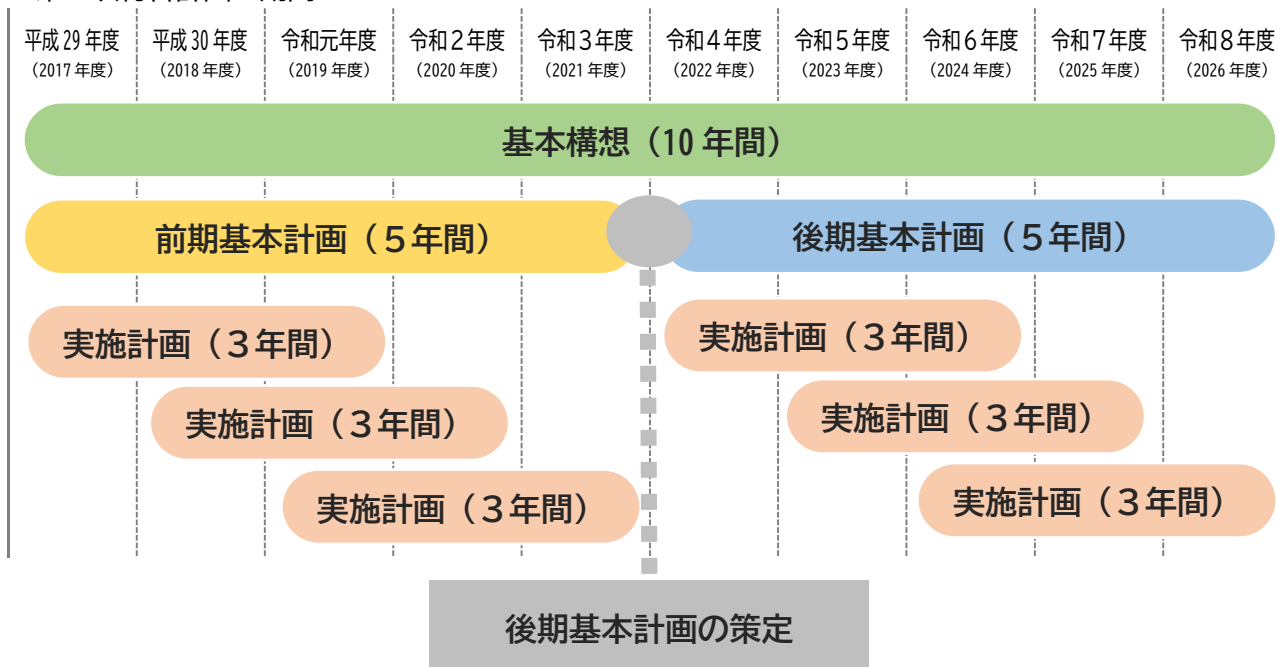
基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、それを実現するために必要となる基本的施策を分野別に体系化し、各施策の方向性などを示すものです。

実施計画（3 か年計画・毎年度見直し）

基本計画に基づき、重点施策を体系付けるとともに、実施のための事業手法や時期、予算等を明示します。



▼第2次総合計画の期間



*人口フレーム：将来における計画的なまちづくりを進めるための根幹となる街の規模を想定する基本的な指標となるもの。

4 本計画と人口ビジョン及びまち未来創生戦略との関連性

人口減少や少子高齢化、東京一極集中といった課題に対応するために、国では平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。この法律に基づいた取組を実現していくために、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」が国から示され、市町村においても「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」が策定されています。

このうち、「地方人口ビジョン」（本市では、「たつの市人口ビジョン」という。）とは、市町村における人口の現状を分析し、人口に関して地域住民と共有し、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

また、「地方版総合戦略」（本市では、「たつの市まち未来創生戦略」という。）とは、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保を図ること（ひと）、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出（しごと）の一体的な推進を図ることを目的として策定されたものです。

人口減少社会への適応が求められる中、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の理念を踏まえ、すべての主体が一丸となり、持続可能なまちづくりを進めていくことを目的として、本市のまちづくりの最上位計画である本計画と「たつの市人口ビジョン」及び「たつの市まち未来創生戦略」を一体的に運用することとします。

5 その他計画等との関連性

たつの市として統一性のある行政運営を行うため、「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」をはじめ、現在策定されている個別行政計画と本計画との整合を図ります。

第2次たつの市総合計画

基本構想

■まちづくりの将来像

みんなで創る 快適実感都市「たつの」

■まちづくりの基本目標

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 安全・安心なまちづくりへの挑戦 | 4 にぎわいづくりへの挑戦 |
| 2 やすらぎづくりへの挑戦 | 5 ふるさとづくりへの挑戦 |
| 3 ひとづくりへの挑戦 | |

■将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

将来人口の見通しと財政運営の基本的な考え方を示し、まちづくりの方向性を示す指標となるもの

■土地利用の基本構想《都市計画マスタープランと整合》

土地利用について総合的かつ基本的な方向を示したもの

■施策の大綱

まちづくりの目標を実現していくための基本的な方向を示したもの

■総合計画の推進に向けて

人口ビジョン

人口の動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望

基本計画

■分野別施策

基本構想で掲げた施策の大綱に基づき、まちづくりの将来像を実現するための基本的な施策を示したもの

《その他関連計画》●都市計画マスタープラン

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------------|
| ●土地利用計画 | ●立地適正化計画 | ●みどりの基本計画 |
| ●国土強靱化計画 | ●地域防災計画 | ●子ども・子育て支援事業計画 |
| ●幼稚園・保育所再編計画 | ●教育大綱 | |
| ●地域福祉計画 | ●高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 | |
| ●国民健康保険保健事業実施計画 | ●環境基本計画 | |
| ●職員定員適正化計画 | ●公共施設等総合管理計画 | 等 |

まち未来創生戦略

人口の動向や産業実態等を踏まえて「雇用創生」「人口還流」「若者未来」「地域活力」に関する施策をまとめたもの

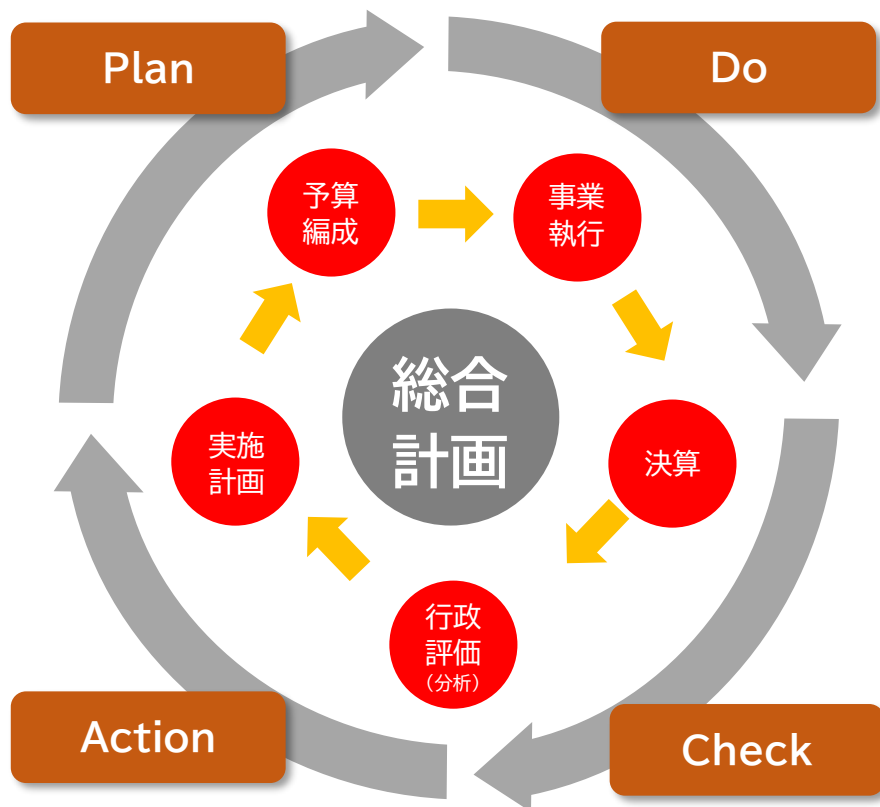
実施計画

基本計画に掲げた施策を年度別に具現化し、どのように実施していくか明らかにしたもの

6 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、基本計画の 47 施策に対し、目標値として「まちづくりの指標」を掲げ、その達成状況を確認・評価することで、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

後期基本計画は、平成 29 年度に策定した本計画（前期基本計画）の策定（Plan）、本計画に基づく事業の実施（Do）、実施状況の検証【行政評価、アンケート調査・パブリックコメント等による市民意見の把握】（Check）及び事業の見直し、次期計画（後期基本計画）への反映（Action）を経て、策定（Plan）しています。



PDCAサイクルとは？

事業活動などにおける目標管理のための手法

①Plan（計画）→②Do（実行）→③Check（評価）→④Action（見直し・改善）の段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することをいいます。

総合計画においては、①Plan（総合計画の策定）→②Do（総合計画に基づく事業の実施）→③Check（実施状況の検証）→④Action（事業の見直し、次期計画策定に反映）というサイクルになります。

第2章 計画の背景

1 本市の地域特性

後期基本計画を策定するに当たり、踏まえるべき本市の地域特性を整理します。

(1) 位置・地勢

本市は兵庫県の南西部、西播磨地域に位置し、東西 15.7km、南北 29.8 kmと南北に長い地形で 210.87 km²の面積を有しています。市域の北側には中国山地が広がり、南は瀬戸内海に面し、南北に貫く形で清流揖保川が流れており、自然環境に恵まれた地域です。

(2) 歴史・沿革

本市は、市内に清流揖保川が流れ、瀬戸内海に面する水運に恵まれ、山陽道、美作道、筑紫大道、因幡街道がとおり、更に播磨随一といわれた室津港を擁し、陸路・海路の交通の要衝として発展し、豊かな歴史が育まれ、今にその伝統が伝えられています。

昭和 26 年に旧町村が合併して誕生した龍野市、新宮町、揖保川町、御津町は、強い結び付きを持つ同一生活圈であったことから、平成 17 年 10 月 1 日に合併し、新「たつの市」が誕生し、市域、人口、産業構造が大きく変化しました。

(3) まちの魅力

本市には、農産物、瀬戸内魚介類をはじめ、手延素麺や醤油醸造、皮革産業といった多様な地場産業があります。市北西部に位置する播磨科学公園都市では、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 を核とした先端科学技術が集積しています。

また、山陽自動車道、国道 2 号、179 号、250 号が市域を貫き、中国横断自動車道姫路鳥取線の供用が開始されるなど、広域的な道路アクセスが充実しています。更に、鉄道では J R 山陽本線・姫新線が運行され、阪神間も通勤圏内となっています。

古くからの歴史を持つ本市は、童謡「赤とんぼ」を作詩した三木露風、歌人矢野勘治、博物学者大上宇一など、日本を代表する文化人を輩出し、まちのいたるところで文化を感じることができます。

龍野城下町は、18 世紀中期頃から戦前までの町家や醤油関係施設などの伝統的建造物が数多く残っていることから、商家町・醸造町として国の重要伝統的建造物群保存地区*に選定されています。

また、市南部の室津は、港町として 1300 年の歴史があり、海と陸の結節点、宿場町として栄え、北前船寄港地・船主集落として日本遺産に認定されている関連文化財のほか、弥生時代の集落遺跡として有名な新宮宮内遺跡、『播磨国風土記』に記載された野見宿禰の伝承、室町時代の赤松氏の居城城山城、堀家住宅・永富家住宅・八瀬家住宅に見られる江戸時代の貴重な建築物など、古代から近世に至るまで、数多くの歴史的資源が残されており、歴史に彩られたまちです。

*重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物及び一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市が指定した区域のうち価値が特に高いものとして国が選定した地区（文化財保護法）

2 社会の潮流

社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症による意識・行動の変容等を踏まえ、これからのまちづくりを進める上で留意すべき社会の潮流を整理します。

(1) 人口減少・少子高齢社会の進行

日本の総人口は平成 20 年をピークに減少に転じ、2050 年代には 1 億人を下回ると推計されています。出生数は減少し続ける一方、令和 7 年には団塊の世代*が後期高齢者（75 歳以上）に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化に伴う様々な課題の顕在化が見込まれます。

特に、介護保険事業をはじめとした各種社会保障に係る費用の増加、若い世代の流出による地域活力の低下、税収減を背景とした財政規模の縮小など、まちの活力を維持するための課題が山積しています。

一方で、「人生 100 年時代*」を迎えることが予想される中、生涯にわたって一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じた暮らし方や働き方を選択できる環境が求められています。

(2) 子育て支援・教育の充実

国は、保育ニーズの高まりや少子化に対応するため、受け皿の確保、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援の充実に向けた取組を進めています。令和 2 年度に策定された「第 4 次少子化社会対策大綱」では、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」等の考え方に基づいた少子化対策を進めていくこととしています。

学校教育では、学習指導要領が改訂され、新しい時代に必要となる資質・能力として、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育成するため、「個に応じた指導」の充実、「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善が求められています。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、1 人 1 台端末で学習に取り組む G I G A スクール構想*が加速化され、更には個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、「35 人学級化」が小学校で実現することとなりました。

また、令和 3 年 1 月には、2020 年代を通じて目指すべき学校教育の姿として、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して「～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申) が取りまとめられました。

一方、本市においては、児童数が減少し、集団の中で切磋琢磨して個性や能力を伸ばしていく環境を提供することが難しくなっている中で、児童数の適正な規模や学校の適正な配置を進めていくため、教育環境や地域との連携のあり方について検討することが求められています。

*団塊の世代：1947（昭和 22）年から 1949（昭和 24）年頃の戦後の第一次ベビーブーム時代に生まれた人々

*人生 100 年時代：今後、寿命が 100 歳前後まで延びることによりこれまでの人生モデルが通用しにくくなるという考え方

*G I G A スクール構想：1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適な学びを実現するための構想

*有効求人倍率：企業からの求人数（有効求人数）を、公共職業安定所（ハローワーク）に登録している求職者数（有効求職者数）で割った値で、雇用状況から景気を知るための指標として使用される。求人倍率が 1 以上の場合、求人数が求職者数を上回る状況であり、経済に活気があると考えられる。

*働き方改革：就労の場における、雇用環境と生産性の向上に向けた一連の取組。長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等に主眼を置いている。

(3) 地域経済及び雇用状況の変化

内閣府の「月例経済報告（令和2年4月）」では、全国的な状況として、大企業を中心に回復基調にあった景気が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から急速に悪化し、極めて厳しい状況になったと報告しています。また、厚生労働省の「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」によると、令和2年度平均の有効求人倍率*は1.10倍で、リーマンショック以降上昇を続けていた倍率が大幅な減少に転じた状況となっています。一方で、感染予防を念頭に置いた行動が求められた結果としてオンライン環境が急速に普及し、リモートワークにみられるような、場所を問わない新たな働き方が広まりつつあります。

このような地域経済の転換期を迎える中、以前から中小企業においては、人手不足や労働生産性の伸び悩み、後継者難等を背景とした厳しい状況が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、状況は更に悪化し、地域経済を支える地域産業の活力向上が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中であって、今後も一人ひとりが安心して働くことができる、稼ぐ地域づくりを実現する取組、生産性の向上や多様な働き方を可能にする働き方改革*が求められています。

(4) 安全・安心の意識の高まり

平成23年の東日本大震災や平成30年の西日本豪雨等、大規模な自然災害が頻発しています。また、南海トラフ地震の発生も懸念される中で、大きな被害をもたらす災害に対し、効果的な対策等を講ずるとともに、市民一人ひとりの意識や対応力を高める取組が求められています。

更に、令和2年には新型コロナウイルス感染症の流行が、社会経済情勢に大きな影響を及ぼしました。市民の安全・安心への関心は災害に留まらず、防犯や交通環境、施設やインフラの老朽化等、暮らしのあらゆる分野にも広がっています。

(5) 情報通信技術の進展

情報通信分野においては、国ではデジタル庁が新設され、社会全体のデジタル化を推進することとしています。また、経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety5.0*として、IoT*の有効活用により、市民の利便性の向上を図るとともに、付加価値産業の創出、AI*やRPA*の導入、第5世代移動通信システム（5G）*を活用した地域活性化等、新たな政策を推進しています。

こうした状況の中、これらの技術によるスマート自治体*の実現に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図りながら、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化等、市民の利便性向上に向けた取組を進めつつ、データ活用のための基盤整備やデジタル人材*の育成等、まちづくりの新しい展開につなげていくための取組が求められています。

*Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

*IoT：Internet of Things の略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称

*AI：Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術

*RPA：Robotic Process Automation の略称で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

*第5世代移動通信システム（5G）：5th Generation の略称。1G、2G、3G、4Gに続く無線通信システムで、高速での大容量通信、低遅延、多数同時接続を可能とする。

*スマート自治体：AIやRPAのようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方

*デジタル人材：最先端のテクノロジーを活用し、組織の成長を促し価値を提供できる人材を指す。

(6) 地球環境問題への対応

近年、一人ひとりの生活や経済・社会システムによる地球環境への負荷はますます増大しており、気候変動に伴う異常気象と自然災害の多発、生物多様性*の損失等が地球規模の課題となっています。これらの環境問題は、人々の生活に悪影響を及ぼすことが懸念され、温室効果ガス*の削減に向けた脱炭素社会*の形成や資源・エネルギーの循環型社会*の形成、生物多様性の保全が一層重要となっています。

このため、環境に配慮したまちづくりの推進に向けては、市民や企業等の多様な主体が協働し、脱炭素の好循環を構築していくことが求められています。

(7) 多様な主体が連携したまちづくり

全国的な人口減少、少子高齢化、自治会加入率の低下等から、地域活動の担い手の減少による地域コミュニティの弱体化が課題となっており、地域の見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されています。

こうした状況の中、人々の価値観の多様化により、地域の課題やニーズは高度かつ複雑になり、地域の抱える課題を行政だけでなく、「自分ごと」として、市民、地域、団体、企業等、様々な主体で解決していく「公・共・私」による協働のまちづくりが求められています。

行政運営においては、生産年齢人口の減少や地域経済の停滞に伴い、税収が減少傾向となることに加え、社会保障関係経費は増加傾向にあり、厳しい財政状況が続くと見込まれます。持続可能なまちづくりの推進に当たっては、次の世代に負担を残すことがないように、市民、地域、議会、行政が一体となって人口減少・経済規模の縮小時代を見据え、効率的に行財政運営を進めていくことが重要となります。また、資源に限られる中、必要な行政サービスを安定的かつ継続的に提供するため、フルセット主義*からの脱却が求められる中で、近隣自治体と構成する圏域によって都市機能を維持していくための広域連携*を推進することも重要となっています。

(8) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、日本においても官民を問わず、その取組が広がっています。

(9) 多様性を尊重する包摂的な社会の実現

価値観やライフスタイルが変容する中で、あらゆる立場の人々の人権や多様性が尊重され、だれもが社会の中で自分らしく暮らし、能力を発揮することができる包摂的な社会づくりが求められています。女性活躍の促進や新たな働き方に加え、多文化共生*の視点に基づいた施策の推進、多様な性のあり方を寛容するまちづくりなど、だれもが活躍できるまちの実現に向けた取組が求められています。

*生物多様性：人間も含めた、たくさんの種類の生きものすべてが、複雑に関わり合って存在していること。

*温室効果ガス：地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ、二酸化炭素、メタン、フロン等の気体の総称

*脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減していくと同時に、排出が避けられない温室効果ガスを後から回収することで、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指す社会

*循環型社会：環境への負荷を減らすために、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会

3 本市の取組状況と今後の課題

後期基本計画策定に当たって本市の地域特性や社会の潮流を踏まえるとともに、前期基本計画における取組状況を検証し、今後の本市のまちづくりにおいて解決していくべき課題を整理します。

(1) 安全・安心なまちづくりへの挑戦

《自然環境》

自然環境の保全と活用、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現を達成するため、本市の環境施策の基本となる「第2次たつの市環境基本計画」を策定しました。本市が誇る豊かな自然を将来へ継承するため、今後も市民・事業者・行政が連携・協力した保全活動を推進する必要があります。

潤いと安らぎがあふれるまちづくりを推進するため、花と緑の協会などの緑化活動団体の活動を支援しました。今後も引き続き、潤いと安らぎがあふれるまちづくりの更なる推進に向け、活動団体への支援及び緑化活動の広報を積極的に行っていく必要があります。

《循環型社会》

家庭系普通ごみ年間排出量は減少傾向にありますが、持続可能な循環型社会の実現を目指すため、資源ごみ分別の徹底やフードドライブ*等、新たなごみ減量化の取組を市民・事業者・行政が一体となって推進していく必要があります。

たつのこどもエコクラブ等、未来を担う子どもたちが地球環境について学習する機会の充実に取り組みました。市民一人ひとりの環境保全意識を高めていくため、今後も引き続き環境学習や情報発信等の取組を進めていく必要があります。

*フルセット主義：市町村が、教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し運営していこうとする考え方

*広域連携：多様化・複雑化している課題等に対して、複数の自治体が共同で対応することで解決を図る考え方

*多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくこと。

*フードドライブ：家庭で余っている食品をゴミにせず持ち寄り、それをまとめて必要とする福祉団体等に寄付する活動

《住環境》

市営住宅について、市営住宅長寿命化計画に基づき計画的に改修や建替計画を進めています。また、民間住宅については、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援しています。定住促進住宅取得奨励金制度の実施により、子育て世代の転入超過に一定の成果がみられます。

空き家対策では、総合窓口として、空き家相談センターを開設し、住宅管理の専門家と連携することで空き家の有効活用を促進しています。しかしながら、今後も空き家が増加すると予想されるため、空き家の発生抑制及び適正管理について、より一層啓発していくとともに、管理不全状態の空き家に対して、所有者への助言・指導等を行っていく必要があります。

市民の身近なレクリエーションの場として有効に活用できるよう、都市公園の日常点検を行い、安全対策を徹底しました。都市公園について、市民アンケートでは公園施設の充実の要望が多くなっており、子どもから高齢者まで、すべての人が気軽に利用できるよう整備していく必要があります。

土地利用については、各地域の特性に応じた利用を推進するとともに、市民が主体的に取り組むまちづくりを支援する必要があります。また、交通結節点*としての機能強化や地域の活性化に向けて、ＪＲ姫新線東薮崎駅周辺についてはおおむね整備が完了しましたが、ＪＲ山陽本線竜野駅周辺については引き続き整備を進めていく必要があります。

上下水道の整備について、安全で良質な水を供給する高度浄水処理施設の整備や公共下水道の整備等を実施しました。下水道事業について、公営企業会計*を適用し、独立採算による安定的な経営を目指しています。上下水道事業共に、人口減少等の影響による収益減少に対応し、持続可能な事業運営に取り組む必要があります。

《交通環境》

安全で便利な交通環境を整備するため、揖龍南北幹線などの幹線道路の整備による広域的な道路ネットワークの強化・充実、計画的な道路点検、修繕を実施しました。今後も継続して幹線道路の整備や橋りょうなどの道路構造物の点検結果に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進する必要があります。

市民の移動を支える公共交通について、市民乗り合いタクシーの運行を開始し、公共交通空白地域を解消しました。また、地域の基幹公共交通の役割を担うＪＲ姫新線については、年間乗車人数 300 万人を目標に事業の推進に努めています。今後も継続して乗車人数を維持するため、利便性と快適性の更なる向上に取り組む必要があります。

*交通結節点：交通手段相互の接続に当たり、安全で快適な乗り換え環境を有する施設。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等を指す。

*公営企業会計：地方公営企業法の適用を受けて、地方公共団体が経営する上水道や病院事業のように、その事業収入で経営を行うために設けられている会計

《安全・安心》

多発する自然災害から命を守り、被害を軽減するため、防災ハザードマップ、防災行政無線の更新や市内事業者等と災害時における協力体制を確保する協定を締結するとともに、避難所への防災倉庫の新設や備蓄食料等を配備するなど、災害対応力を強化しました。新型コロナウイルス感染症等の感染症に対応した避難所運営では、従来の受入計画では収容不足となるおそれがあるため、在宅避難や分散避難も含めた検討を呼びかける必要があります。

防犯対策については、防犯カメラの設置を推進し、地域の見守り力の向上を図りました。

消防・救急体制について、消防用車両及び消防団車庫・車両を計画的に更新するとともに、地域における自主的な防災活動を支援し、消防力の強化を図りました。今後も計画的な車両・車庫整備に努めるとともに、市民と協働した、消防・救急体制の連携強化に取り組む必要があります。

交通安全対策について、通行上危険な箇所の交通安全施設の整備、通学路の安全確保を図るため、グリーンベルト*を整備するとともに、交通安全啓発活動に取り組みました。今後も継続して交通安全施設を整備するとともに、交通安全は市民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題であり、関係機関等と連携した交通安全啓発活動等、地域ぐるみで交通安全意識を高める必要があります。

多様化・複雑化する消費者トラブル解決のため、消費生活センターを設置しました。消費者としての正しい知識の習得の重要性が増す中、市民向けの講座や啓発を行い、悪質商法等の被害防止に取り組む必要があります。

*グリーンベルト：道路の路側帯を緑色に着色したもので、歩道が整備されていない区間において、車の運転者が車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして歩行者との接触事故を防止するもの。

(2) やすらぎづくりへの挑戦

《結婚、子育て支援》

婚活イベントの情報提供を行うなどの支援の充実を図りました。未婚化・晩婚化が進行する中で、引き続き出会いを支援する必要があります。

「子育てするなら たつの市」をスローガンに、安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる経済的支援や母子健康支援センター「はつらつ」、子育て応援センター*「すくすく」の開設による相談体制の充実等、幅広い子育て支援施策を展開してきました。核家族化、共働き家庭、ひとり親家庭等の割合の増加等、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育ての孤立感、不安感、負担感を持つ家庭が増えないよう、子育て支援施策の情報発信や切れ目ない相談・支援体制の充実、地域の子育て力の強化を図る必要があります。

就学前児童について、令和3年度までに公立 11 園・私立8園の幼保連携型認定こども園*化を進めました。共働き家庭の増加、幼児教育・保育の無償化により入園希望者の割合が増加しています。令和3年4月現在、待機児童は発生していませんが、今後も待機児童ゼロを継続し、保育ニーズに応える環境を維持していく必要があります。

《高齢者福祉・障害者福祉》

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、高齢者福祉サービス・介護予防サービス・介護保険サービス等の充実を図るとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加に対する活動支援を実施してきました。また、ふくし総合相談窓口を開設し、福祉相談のワンストップ化の体制を整備しました。今後も、高齢者・障害者・子ども等、すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現と地域における包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

《保健・医療》

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の予防・蔓延防止策を実施しました。また、安定的かつ持続可能な形で医療サービスを提供するため、たつの市民病院を地方独立行政法人へ移行しました。

市民が生涯を健やかに過ごせるよう、妊婦や母子の健康づくりへの支援、市民総合健診をはじめとした成人・高齢者の健康づくりへの支援、食育の推進等に取り組みました。

今後は、本市の平均寿命が全国平均を下回っていることから、保健・医療・福祉部門が連携し、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの取組を推進していく必要があります。

*母子健康支援センター・子育て応援センター：妊娠期から子育て期のあらゆる相談や悩みをお聞きし、関係機関と連携したり必要なサービスを紹介するなど、切れ目のない支援を行う総合的な相談窓口

*幼保連携型認定こども園：保育所・幼稚園における、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設

(3) ひとつづくりへの挑戦

《幼児教育・学校教育》

共働き家庭の増加、幼児教育・保育の無償化により入園希望者の割合が増加している状況を踏まえ、令和3年度までに公立11園・私立8園の幼保連携型認定こども園化を進めました。今後も、保育士の確保と資質の向上に努め、幼児教育・保育環境の充実を図る必要があります。

小・中学校の教育については、小中連携を図る小・中学生の交流活動を積極的に進めてきましたが、今後は、小・中学校で目指す子ども像を共有し、小学1年から中学3年までの9年間を見通した教育課程を編成するなど「小中一貫教育」の取組を積極的に推進する必要があります。

小・中学校の教育環境については、国が提唱する「GIGAスクール構想」の推進に基づき、安全で安定したネットワーク環境を整備し、児童生徒に1人1台端末を導入しました。

また、全ての普通教室等への空調設備の整備や危険ブロック塀の撤去をはじめ、老朽化した学校施設の計画的な整備を進めています。今後も、定期的な点検と計画的な施設整備による維持管理を行い、安全・安心で快適な教育環境を確保する必要があります。

学校給食については、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、食育にも取り組んでいるほか、中学校給食費を無料化するとともに、新たな学校給食センターの整備を進めています。

児童の健全育成を目的とした放課後児童クラブの充実に取り組みました。また、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、引き続き情報モラルの向上と青少年を守る環境づくりに努める必要があります。

少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。室津小学校と御津小学校の統合により適正規模の学校とすることで、教育環境の充実を図ることができました。今後も、未来を担う子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、学校の適正規模・適正配置を検討していく必要があります。

《生涯学習・スポーツ》

市民に教養、趣味等の学習の機会を提供するため、各公民館で生涯学習講座を実施しました。また、安全かつ安心して利用することができるよう、老朽化した公民館施設を計画的に整備しました。だれもが学習活動に参加できるよう、魅力ある学習プログラムの充実に努めるとともに、安全で快適に生涯学習活動ができる環境整備に取り組む必要があります。

図書館について、蔵書の充実を図るとともに、インターネットを通じた電子書籍の貸出サービスの開始やマイナンバーカードに貸出券の機能を付加するなど、市民サービスの向上を図りました。読書の推進に加え、各事業を通じて、利用者同士のコミュニケーションの活性化を実現できる環境づくりに取り組む必要があります。他市町との広域連携による相互利用等に配慮しつつ、これからの施設のあり方について検討する必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、播磨科学公園都市圏域定住自立圏*構成市町と連携したスポーツ体験イベントやトップアスリートによるスポーツ体験等を実施しました。市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりに努めるとともに、体育施設の整備及び計画的な施設の再配置を検討する必要があります。

文化財等の保全、特別展示の開催等による歴史的遺産の魅力を発信するとともに、美術展や文化祭の開催等を通じ、芸術文化活動の振興に努めました。歴史的景観形成地区*の龍野地区の一部が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことや、室津地区の北前船関連文化財が日本遺産に認定されたことを受けて、より一層、歴史的建造物や町並み等の保存と活用を図るとともに、三木露風にちなんだコンクールなど各種イベントを通じて、市全体の芸術文化振興に努める必要があります。

《人権教育》

「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、部落差別のない社会の実現に向け、研修会や学習会の機会を設け、人権教育・啓発の充実を図っています。しかしながら、様々な人権問題が発生している現状があり、今後も人権教育・啓発活動を継続していく必要があります。

《男女共同参画》

家庭や地域、職場など様々な分野での男女共同参画社会の形成に向け、政策決定過程への女性の参画の推進や相談会等の開催により、男女平等の意識啓発に努めています。特に女性が活躍しやすい地域社会となるよう、一層の市民への意識の啓発と醸成を促す必要があります。

*播磨科学公園都市圏域定住自立圏：たつの市を中心市に播磨科学公園都市を核とした生活圏や経済圏を共にする市町（宍粟市・上郡町・佐用町）が形成する定住自立圏

*歴史的景観形成地区：伝統的な建造物または集落が周辺の環境と一体をなしている区域として県「景観の形成等に関する条例」の指定を受けた地区

*集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織

*6次産業化：農林漁業者（1次産業従事者）が原材料供給者としてだけでなく、「地域資源」を有効に活用し、加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。

*ARアプリ：Augmented Reality（拡張現実感）の略称で、実際の景色、地形、感覚等に、コンピュータを使って更に情報を加える技術のこと。

(4) にぎわいづくりへの挑戦

《農林業》

農業生産力の向上及び農村環境の保全のため、農地や農業用施設生産基盤を整備するとともに、経営安定化を図るための農地の集積・集約化及び農作物のブランド化に取り組みました。一方で、集落営農組織*や新規就農者に対し支援していますが、農業者の高齢化等による担い手不足と耕作放棄地の解決に向けて引き続き取り組む必要があります。

また、有害鳥獣による農作物被害を低減するため、防護柵の設置や捕獲活動に対して支援しました。今後も、地域農業の持続・発展に向けた取組を推進するとともに、消費拡大のための積極的なPRに取り組む必要があります。

《水産業》

水産物の安定的供給を図るため、漁港や海岸保全施設を整備するとともに、担い手の育成やイベントの開催を通じ、カキをはじめとする水産物のブランド化と販路拡大に取り組みました。今後につくり育てる漁業、ブランドの確立及び6次産業化*の推進により、水産業の振興と地域の活性化を図る必要があります。

《観光業》

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区においては観光駐車場の整備やARアプリ*の活用等、また、日本遺産に認定された北前船関連文化財を有する室津地区においては歴史的建造物を活用したイベントの実施により、観光誘客に取り組みました。地場産業をはじめとする本市の多様な地域資源の魅力の発信と市民と観光客との交流を促進するため、旧龍野醤油同業組合事務所と醸造工場を醤油の郷大正口マン館とアンテナショップとして整備しました。

また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏との連携を図り、圏域観光ガイドブックやARアプリ、バーチャル観光*を活用し、圏域の魅力を発信しました。

今後は、ポストコロナ時代を見据え、マイクロツーリズム*の推進や新たな観光資源の発掘とホームページやSNS*等を活用した効率的な情報発信により観光客の一層の誘致を図るとともに、観光ガイドの育成や多言語対応の観光サポートの充実など、インバウンド*誘客に取り組む必要があります。

《商工業》

企業立地の優遇措置、創業に対する支援制度により、産業振興及び地域の活性化に取り組みました。また、市内企業ガイドの作成、就職説明会の開催により、地元就職希望者を支援しました。

今後は、地場産業である醤油、手延素麺、皮革等のブランド化の推進や新たな販路拡大を図るためのPR活動に取り組むとともに、企業誘致できる市内の未利用地が少ないことから、規制緩和等に取り組む必要があります。

*バーチャル観光：デジタル技術等を活用し、オンラインで旅行や観光を楽しむこと。

*マイクロツーリズム：自宅から1～2時間圏内の地元、または近隣への宿泊観光や日帰り観光

*SNS：Social Networking Serviceの略称。インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービス。ツイッターやライン、フェイスブック、インスタグラム等がSNSに含まれる。

*インバウンド：インバウンドツーリズムの略称。外国人の訪日旅行、または訪日旅行者のことを指す。

(5) ふるさとづくりへの挑戦

《まちづくりの基盤強化》

地域課題を地域で解決する自立のまちづくり活動、地域の活力を維持・向上するための地域コミュニティ活動の支援に取り組みました。

平成 27 年度に策定した「たつの市まち未来創生戦略」に基づき、移住定住促進事業、雇用創出、子育て支援事業、観光誘客の推進をはじめとする人口減少対策及び地域活性化対策に取り組みました。

更に、大学生によるアイデアコンペの開催により、大学に集積された知識や次代を担う世代の視点を生かした新たな政策の提言や交流・関係人口*の創出に取り組みました。

今後も、地域資源等を生かした各種イベントや効果的な情報発信により、地域の魅力を育み、新しいひとの流れをつくることが重要です。また、多くの人に「訪れたい」「住みたい」と思われるまちを目指し、シティプロモーション*の更なる推進に努める必要があります。

《交流促進》

人口減少や少子高齢化等、社会情勢の変化に伴い、地縁的なつながりの希薄化や地域コミュニティが衰退傾向にある中、外国人を含め、一人ひとりが地域の担い手として積極的にまちづくりに参加し、すべての人が活躍できる地域づくりに取り組んでいます。また、市内在住外国人との交流イベントや将来を担う子どもたちの国際感覚を養う取組を行っています。

多文化共生サポートセンター（外国人相談窓口）の相談体制を強化し、生活情報の提供や様々な相談に対応していますが、今後、地域ぐるみで多文化共生社会の構築が求められている中、市民一人ひとりが異なる文化への理解を深め、外国人にも住みやすいまちづくりに取り組んでいく必要があります。

市民が直接行政や市長と対話できる「市長対話広場事業」等を通じて、市民からの提案等を市政運営に反映するとともに、SNS等を活用し、市民が市政情報を容易に入手できるよう取り組みました。今後も、市民の参画と公・共・私の多様な主体の連携による、持続可能なまちづくりを進め、高度化・多様化する地域課題に対応していく必要があります。

*関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

*シティプロモーション：移住・定住や観光振興等を目的として、まちの魅力を内外にアピールする一連の事業

《行財政運営》

「たつの市行政改革推進実施計画」に基づき、下水道使用料の改定や市民病院の地方独立行政法人*移行など不断の行財政改革に取り組み、持続可能な自治体経営に努めました。また、平成 29 年に「たつの市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後公共施設等の老朽化による維持管理費の増加が見込まれる中、公共施設等のあり方を検討していますが、人口減少・少子高齢化による需給バランスの変化等に対応するため、施設の長寿命化や統廃合、複合化や機能集約等、適切な管理に取り組む必要があります。

「たつの市職員定員適正化計画」に基づき、限られた職員数で効率的な行政運営が進められていますが、今後の定年延長等を見据えた定員管理に取り組む必要があります。

キャッシュレス化が進む中、スマートフォン等を利用した市税や上下水道料金等の納付及び各施設の使用料や市役所窓口での証明書の発行手数料の支払を可能にするとともに、証明書発行用端末を本庁及び各総合支所に設置し、端末で発行した場合の手数料の減額やマイナンバーカードを利用した証明書交付サービスを拡充し、行政サービスの利便性向上に取り組みました。

今後も、様々な I C T*技術を活用し、マイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化をはじめとするスマート自治体の実現に取り組む必要があります。

市議会議員及び市幹部職員に貸与したタブレット端末を活用し、ペーパーレス会議を実施するとともに、情報の共有化、迅速化、事務の効率化に取り組んでいます。今後も庁内業務のデジタル化を検討し、業務量の削減及び業務の生産性を高め、市民サービスの向上につなげていく必要があります。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏の中心市として圏域の活性化を牽引するとともに、姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏*を形成し、各行政分野で構成市町と連携を図り、効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいます。今後も、各市町の主体性を尊重しつつ、圏域思考に基づく相互連携を一層強化して圏域活動の維持に努め、持続可能な圏域を実現していく必要があります。

*地方独立行政法人：公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事業のうち、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

* I C T : Information and Communication Technology の略。情報通信技術（教育においてはコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などが含まれる。）

*播磨圏域連携中枢都市圏：相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを推進する政策（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の 8 市 8 町により形成）

4 市民からみた たつの市の状況

後期基本計画の策定に当たって、市民参加の機会として市民アンケート調査と市民ワークショップ*を実施し、これまでの取組の検証と今後の課題を整理します。

(1) 市民アンケート調査

調査概要

▼調査目的

E B P M*（証拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、市民参加の機会と前期基本計画の実施状況に対する意見や市民ニーズ等を把握するために本調査を実施しました。

▼調査時期

令和3年5月26日～6月9日

▼調査対象者

市内在住の18歳以上の方 2,000名（無作為抽出）

▼調査方法

郵送によるアンケート調査、調査票もしくはWebを通じての回答

▼回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,000	962	48.1%	962	48.1%

※22 頁からのグラフ中の「N」は、調査における「有効回収数」を表しています。また、項目ごとの回答（％）は複数回答方式としていることから、合計が100％を超えています。

本調査の標準誤差について

「標準誤差」とは、アンケート調査の精度に関する考え方で、「得られた調査結果が、母集団全体に対して実施した場合の調査結果と、どれだけの誤差が生じる可能性があるか」を示すものです。一般的な社会調査では、標準誤差を±5％とし、この精度を実現できるだけの回収数を達成する必要があります。

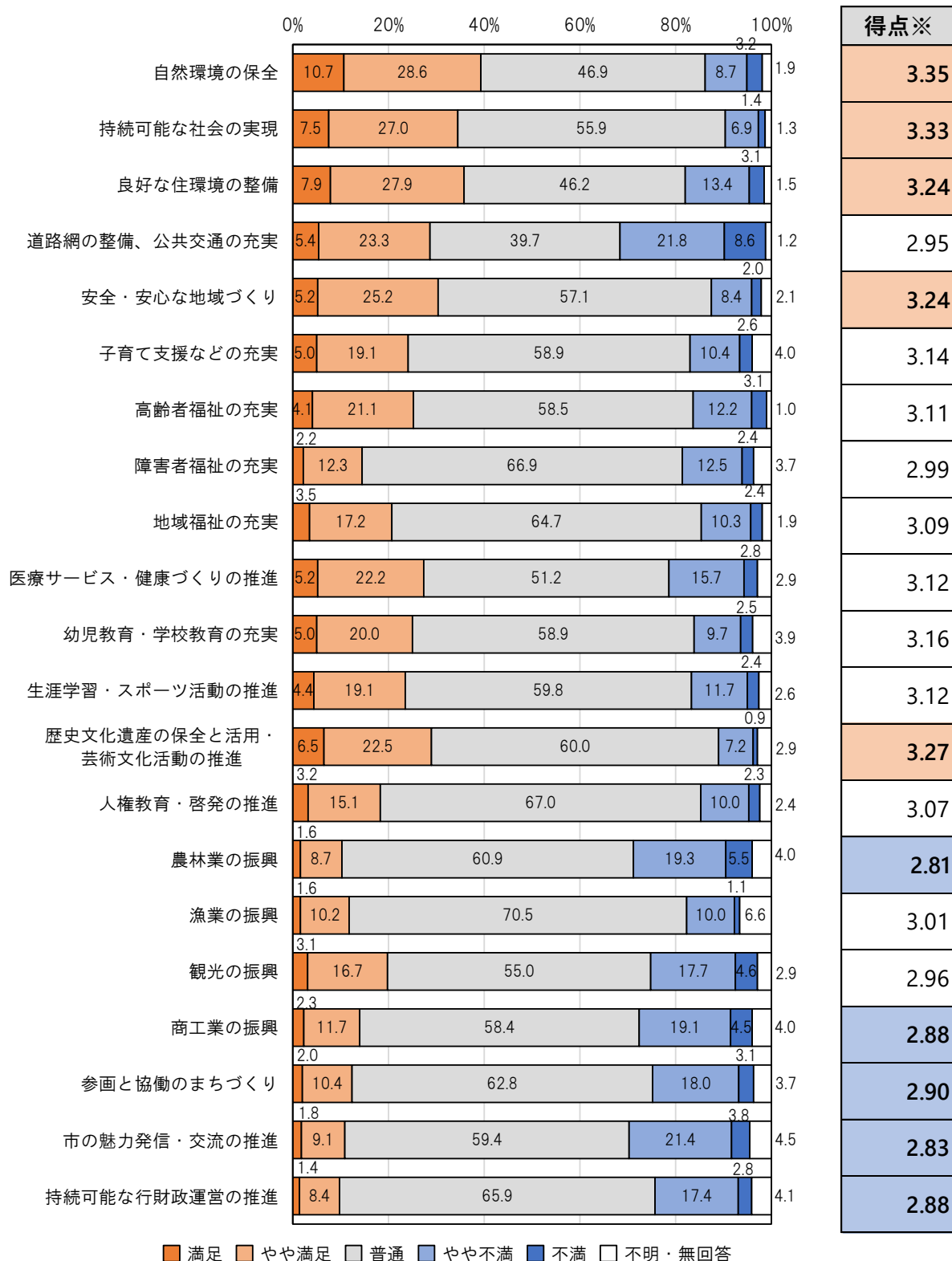
本市の総人口は令和3年3月31日時点で75,166人であり、標準誤差を±5％とする場合、必要な調査票回収数は382件となることから、本調査は統計的にみて信頼性のあるものであると言えます。

*ワークショップ：地域に関わる様々な立場の方が集まり、まちの課題や将来の方向性、必要な取組等について検討する場の総称。会議とは異なり、少人数のグループでの検討やゲーム形式での実施など、より気軽に意見を出し合える雰囲気をつくることに重点を置いている。

*E B P M：Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略称。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組

▼市民の施策に対する満足度

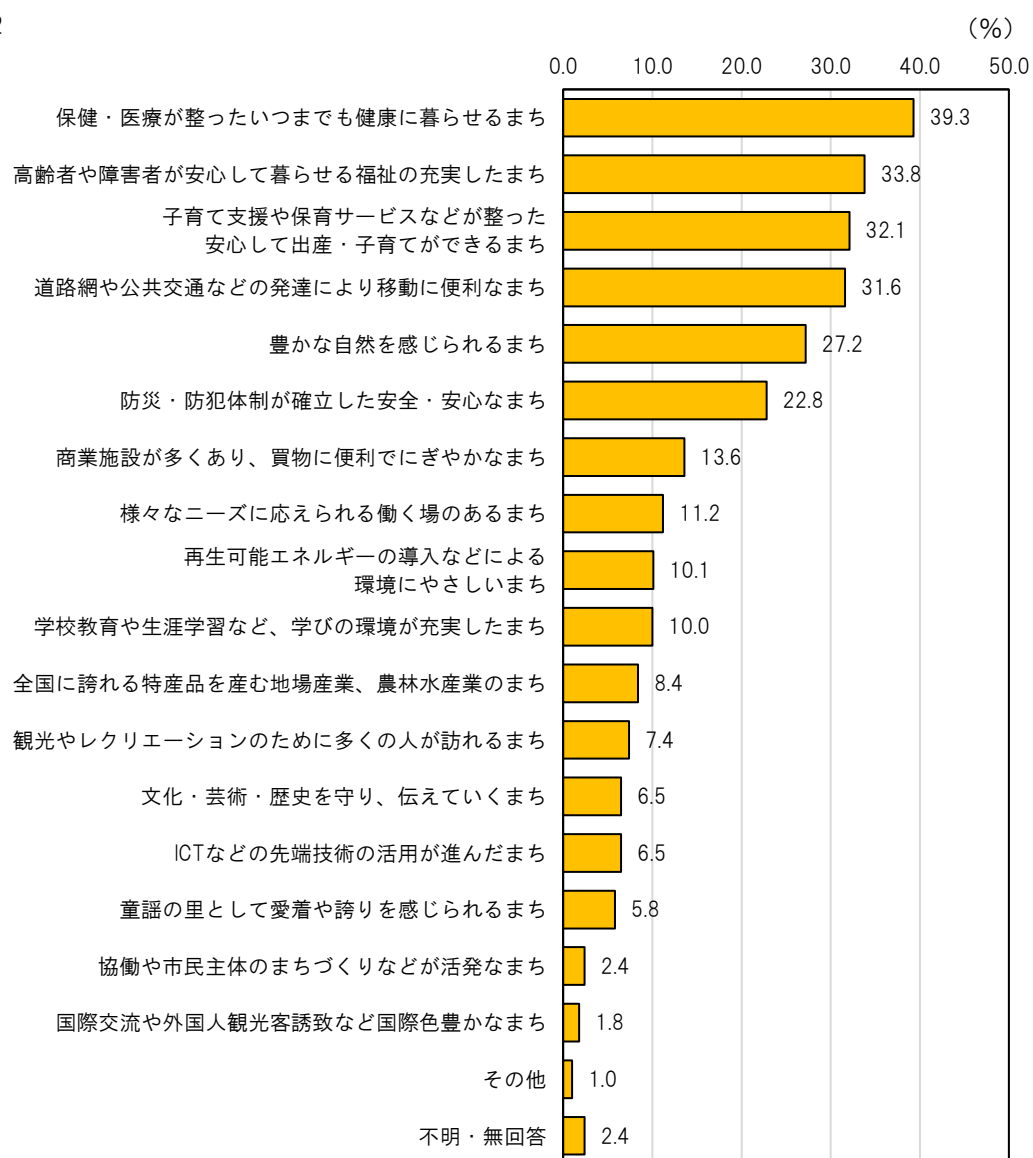
「自然環境の保全」「良好な住環境の整備」「安全・安心な地域づくり」等、快適に暮らすことができる環境づくりに対しての市民満足度が高くなっており、まちの強みであることがわかります。一方で、「農林業の振興」「商工業の振興」「市の魅力発信・交流の推進」等、まちのにぎわい創出に対しての市民満足度が低くなっており、今後の課題であることがわかります。



※得点は5点満点の加重平均によって算出しています。また、上位5項目を赤、下位5項目を青で表示しています。

▼たつの市が将来どのようなまちになってほしいか

N=962



▶▶ 医療や福祉、子育て支援の充実

健康・医療や福祉、子育て支援等を求める声が多くなっています。特に健康・医療に関しては、新型コロナウイルス感染症による影響がうかがわれる中で、地域医療体制の確保や感染症対策の強化が必要であるとの意見が多くみられます。また、SDGsについても、健康・福祉を重要と認識している方が多く、今後も安心して暮らせるまちであるため、医療や福祉、保育サービスを安定して提供できる体制づくりに注力していくことが求められています。

▶▶ まちのにぎわい創出とたつの市の魅力発信

農林業や商工業の振興、まちの魅力発信についての満足度が低くなっています。すべての年齢層において雇用創出に注力する必要性を強く認識しているほか、若い世代では商業施設誘致など市内でのにぎわい創出を求める意見が多くみられるため、人口の流出を抑制するという視点からも、市内産業・商工業の活性化は今後の課題です。また、市民満足度の高さからもうかがえるように、歴史文化遺産を誇りに思う人が多くみられる一方、魅力ある地域資源が十分に活用できておらず、PRも十分ではないと認識している人も多くいることがうかがえます。たつの市に訪れる交流人口の増加だけでなく、たつの市が好きになり、たつの市に関わりたいと思う、関係人口づくりやまちのファンづくりという観点からも、シティプロモーションの戦略的な推進が重要となります。

▶▶ 行財政改革の推進や市民参画への支援強化

行財政運営や市民参画に対する満足度も低くなっています。行財政運営に関しては、今後の人口減少、少子高齢化による税収の減や社会保障費の増が懸念される中、現在の行政サービスを維持していくために、事業の見直し、受益者負担の適正化、民間委託等による効率化及び広域連携の推進による組織体制の強化について重点的に取り組むことを求める意見がみられます。また、デジタル化の推進による行政サービスの利便性向上を望む意見もみられます。市民参画については、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少や活動・交流の場の縮小が満足度低下の背景にあることが考えられることから、ポストコロナにおいて再び活発な地域活動が展開されるよう、支援体制を強化することが求められています。

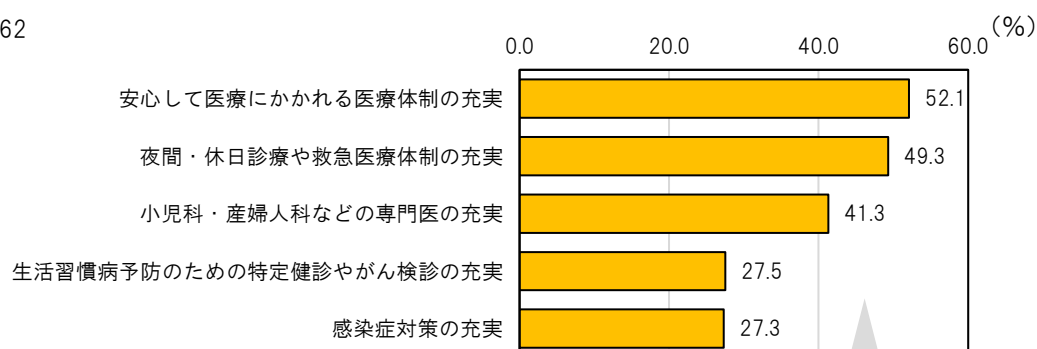
▶▶ 自然豊かで安心して暮らせるまちづくり

自然環境の保全や良好な住環境の整備、安全・安心な地域づくりなどの市民満足度は特に高く、住み心地のよいまちとして認識されていることがうかがえます。たつの市固有の資源でもある、山林や海などの自然を守る取組や地域での防災・防犯対策の強化が強く求められている中で、引き続き地域と行政が連携しながら、だれもが地域で安らかに暮らし続けられるまちづくりを進めていくことが重要となります。

▼分野ごとの今後、力を入れるべき取組（上位5項目）

【健康づくり・医療分野】

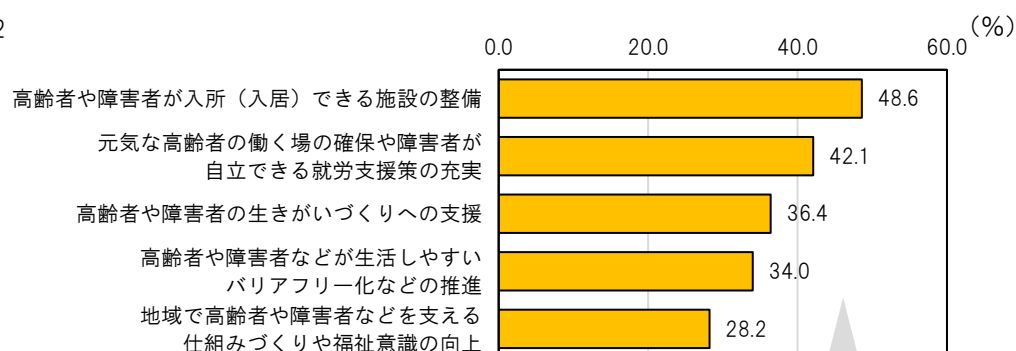
N=962



いつでも安心してサービスを受けることのできる医療体制づくりが強く求められています。コロナ禍においても市民の医療に対するニーズに適切に対応できるよう、医師会等と連携した医療提供体制の充実に取り組むとともに、たつの市民病院機構は公的医療機関として担うべき役割を果たしていく必要があります。

【福祉分野】

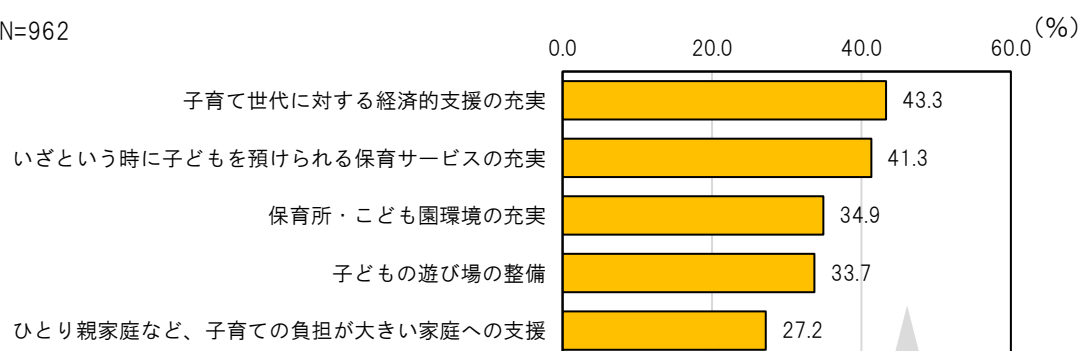
N=962



入所施設の整備に加え、就労支援や生きがいがづくりなど、自分らしく生活できる地域づくりが強く求められています。サービス提供のための基盤強化を進めるだけでなく、関係組織・団体が連携し、社会参加も含めてサポートできる体制づくりに取り組む必要があります。

【子育て環境分野】

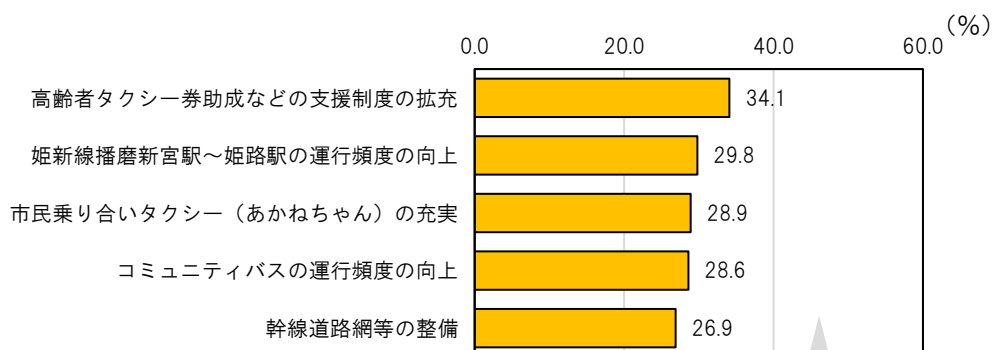
N=962



経済的な支援や、緊急時でも子どもを預けられるサービスの充実など、子育てに係る負担の軽減が強く求められています。引き続き各種経済的支援を進めていくとともに、多様化する保育ニーズに対応できる環境づくりに取り組む必要があります。

【交通分野】

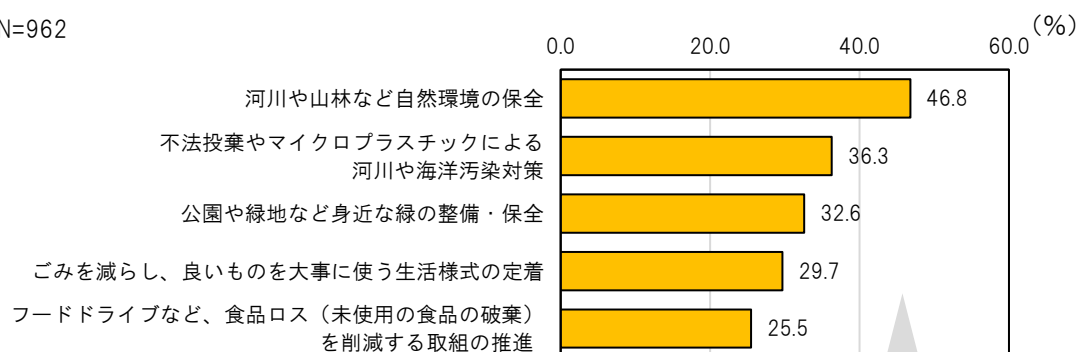
N=962



高齢者など交通弱者への支援や、近隣都市にアクセスしやすい環境づくりが求められています。デマンド交通の充実によるニーズへの対応や、ＪＲ等の利便性向上に向けた活動や市内交通のネットワーク化に取り組む必要があります。

【環境分野】

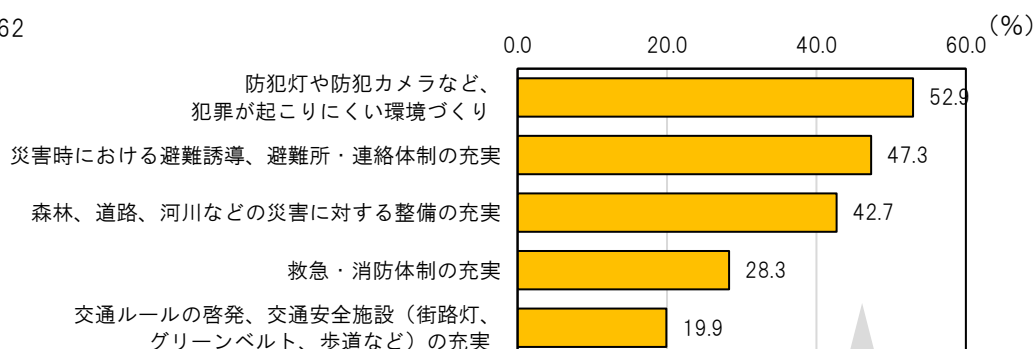
N=962



河川や山林、海といった本市の豊かな自然環境を守る取組が強く求められています。引き続き、河川や山林の整備を進めるとともに、不法投棄防止のための啓発やパトロールの強化等に取り組む必要があります。

【安全・安心分野】

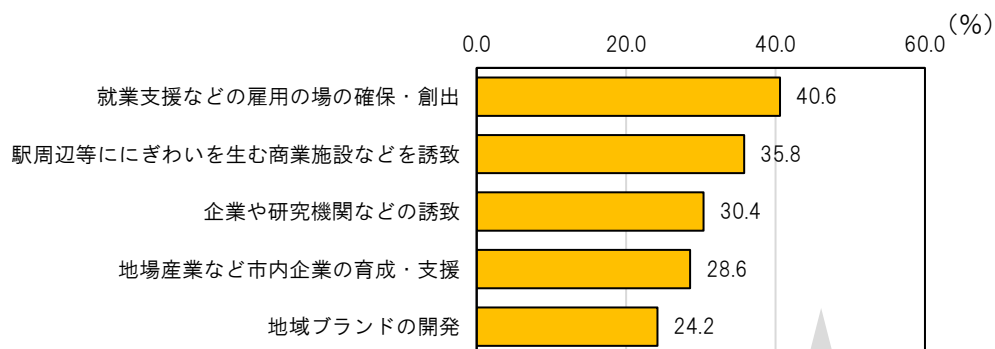
N=962



犯罪の発生防止や災害時に迅速に対応できる環境づくりが強く求められています。自助・共助・公助の考え方を踏まえつつ、地域主体での防災・防犯活動の一層の促進を図るため、連携体制の強化や支援の充実に取り組む必要があります。

【産業分野】

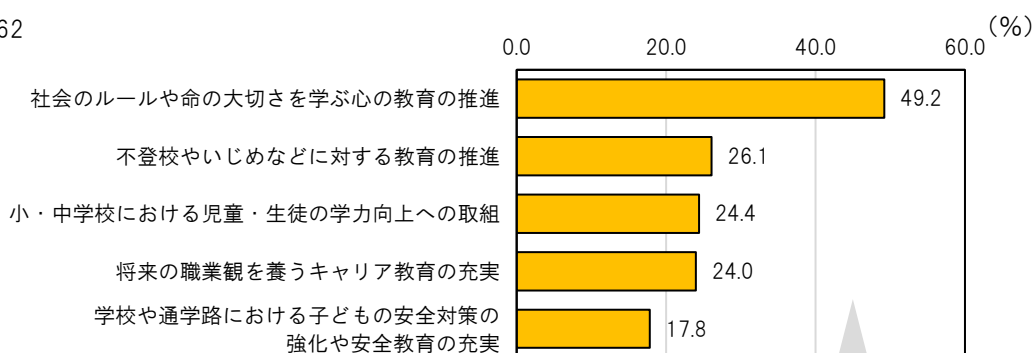
N=962



雇用機会の確保やにぎわい創出のための施設・企業誘致が強く求められています。近隣市町とも連携を図り、相談等による就労支援に加え、各種優遇制度等による企業誘致の促進に取り組む必要があります。

【教育・人権・文化分野】

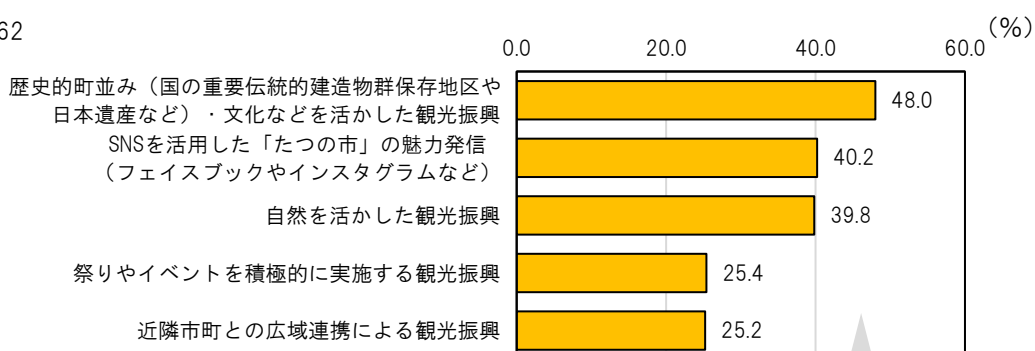
N=962



社会のルールや命の大切さを学ぶ、道徳教育の充実が強く求められています。多様な価値観に触れ、互いを尊重する心を育む教育を充実させるとともに、地域や家庭、関係機関とも連携した、子どもの健全な成長を支えることができる体制づくりに取り組む必要があります。

【観光分野】

N=962



本市の歴史や自然などの地域資源を活用するとともに、SNS等を活用してPRしていくことが強く求められています。地域の個性・資源を活かしたまちづくりにより、地域の魅力を高め、様々な機会を通じて、積極的に発信していく必要があります。

開催概要

▼開催目的

将来（2040 年頃）に迫り来る社会課題（急速な人口減少・高齢化）がある中で、住み続けたい“たつの市”であるためにはどのような行政サービスが必要か、市民から意見を聴く場として「市民ワークショップ」を開催しました。

▼開催日時

令和2年12月6日（日） 10時～12時

▼参加人数

市内に在住または通勤・通学している高校生以上 50 歳未満の方 24 名（公募）

▼プログラム

①議題の共有

総務省・自治体戦略 2040 構想研究会の報告に基づき、「社会課題」と「2040 年頃に想定される行政課題～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」を共有するため、2040 年頃までに想定される様々な課題を紹介し、参加者間で議題を共有しました。

②グループワークの実施

模造紙と付箋を活用し、本市の職員数が今の半数になったとしても持続可能な形で市民サービスを提供することができる自治体であるために、「行政サービスのあり方」を検討しました。

③グループ間での意見共有

班を移動して、別の班との情報交換を行いました。その後、足りない情報や共感できる情報を付箋に書き、模造紙に貼り付けました。

④プレゼンテーション

各グループでの議論の内容（目立った意見、グループの特徴的な意見等）を発表しました。



▼市民ワークショップで挙げられたご意見

見直すべき（減らしてもよい）と考える行政サービス

- 支所や施設を再編（リモートも活用）する。
- 老朽化した公共施設は集約して維持費を減少させる。市町合併して施設が多すぎると思うので、こちらには図書館、こちらにはスポーツ施設といったように集約を検討。不要な施設は民間に売却して資金を捻出する。
- 公共施設を合併してもそのまま使っているの、不要なものはつぶして芝生のグラウンドなど管理しやすく必要とされている施設に変更する。
- 花火大会をあちこちでしているのをまとめる。4年に一度にして、大きくやるのも良い。
- 市街化調整区域は活用しづらいので、見直します。
- 小中一貫にする。
- コンパクトシティを目指して駅周辺に施設を集約する。

現状維持または拡充すべきと考える行政サービス

- 地域と学校との協働でコミュニティ・スクール*をつくる。
- 産婦人科も必要だが、育てる段階での健診事業を拡充、病児保育を充実する。
- 子育て家庭の共働き世帯を支援するため、保育時間を延長する。
- 企業、大学や学校を誘致する。
- 人口減少に対応するため、空き家を活用し、ゲストハウスやお試し移住を行う。
- ブランディング：たつの市のキーワードは「ほどよい田舎」。海もあるし山もある。他の市町と差別化する必要がある。
- ICTの活用：福祉×ICT、学校教育×ICT（プログラミング教育）等
- まちを楽しむため、自転車などのモビリティの活用を検討する。
- 紙で高齢者向け、インターネットで若者向けなど、広報を見直す。

民間委託・市民が担っていくべきと考える行政サービス

- 自治会等と協働してパークマネジメント*を進める。
- 図書館などの使い方を再認識し、コミュニティ活動拠点にする。
- 図書館には「交流の場」「子どもの遊ぶ場」の機能があることに着目する。図書館という物自体をなくすというわけではなく、運営を民間委託するなどで対応する。
- 素麺、皮革などの名物産業について、SNSを活用した意図を持たせた投稿をする。
- 病院と買い物が一緒にできる複合施設を推進する。
- 空き家＋農地、テレワーク移住など空き家活用を推進する。
- ふれあい広場など、人とのコミュニケーションを促す場を創出する。

*コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が教育活動に参画して、地域全体で子どもたちを育てていく考えに基づき、学校運営協議会において進められる取組

*パークマネジメント：公園をより価値ある場にするために、公園の管理運営のあり方を目的別に定め、公園に関わる主体それぞれが実践すべき考え方

第2編

基本構想

第 1 章 まちづくりの将来像

第1次たつの市総合計画においては、「自然と歴史と先端科学技術が調和し一人ひとりが輝くまち」をまちづくりの将来像とし、新市発足後 10 年間は、それぞれの旧市町が有する個性や特色ある貴重な資源を生かしつつ、新たつの市としての一体感の醸成と市町間の調和を図るまちづくりを進めてきました。

そして今、たつの市を更に一步先へ進めるため、市民主役の理念に立ちつつ、公民協働を一層深化させ、「調和の 10 年」から「挑戦の 10 年」へと新たなステージの扉を開く時なのです。

これからの「挑戦の 10 年」は、山・川・海が織りなす豊かな自然を地域の宝として磨き、その輝きを生かすことに努めるとともに、先人が築き上げてきた伝統文化を守りながら、現代を生きる私たちが、新たな歴史を刻むことで更に魅力を高め、先端科学が生み出す技術革新によって地域経済を活性化し、更なる振興を図ります。

このように、たつの市の地域資源の強みを十分に活用しながら、新たな施策をプロデュースする「地域力」を創造し、市民、行政、団体、企業など、あらゆる主体が連携・協働し、夢ある未来を紡いでいくまちづくりに挑戦します。

そして、市民に自信と希望が溢れ、ふるさとへの愛着と誇りが満ち、すべての人々が住み続けたい、住んでみたいと実感できる「たつの」を目指し、まちの将来像を次のように掲げます。

まちの将来像

みんなで創る 快適実感都市「たつの」

これからのまちづくりは行政だけでは進められません。市民自らが「こんなまちにしたい」という希望を持ち、自信を持って主体的に参加することが不可欠です。

また、市民、行政だけでなく、企業や団体などを含め、まちづくりに関わる多様な主体それぞれが自立しつつ、ときに連携・協働しながらまちづくりを進めていくことが重要です。

「自信と希望に満ちた“たつの市”を目指して、市民一人ひとりが輝く自立・連携・協働のまちづくり」を理念として、『みんなで創る 快適実感都市「たつの」』の実現を目指します。

第2章 まちづくりの基本目標

1 安全・安心なまちづくりへの挑戦

自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち

清流揖保川、美しい瀬戸内海、緑豊かな山林、肥沃な土壌は、かけがえのない貴重な資源です。その恵まれた自然環境や地域の特性を生かしながら、身近な生活環境や生物多様性の保全を図り、自然と共生する社会の実現に努めます。循環型社会の構築においては、リフューズ・リデュース・リユース・リペア及びリサイクル*の促進に努めるとともに、再生可能エネルギー*の導入促進、カーボンニュートラル*の推進など、脱炭素社会への取組による地球温暖化の防止を推進することにより、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現を進めます。

また、だれもが安心して生活できる住環境の整備や雨水浸水対策に取り組み、交通の利便性を高めるための道路整備、道路ストック*の計画的な点検、修繕による健全性の確保、公共交通の充実を図るとともに、地域の特性を生かし、人口減少や少子高齢化に対応できるコンパクトで持続可能なまちづくりを目指します。

更に、市民・事業者・行政が一体となった防災体制を強化し、災害に強い基盤整備に努めるとともに、犯罪から市民の生命・財産を守る安全・安心なまちづくりを目指します。

2 やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち

市全体で結婚を希望する男女の出会いを支援する機運を醸成し、行政をはじめ地域社会全体が協力し子育て支援を充実するとともに、妊娠から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行うための体制の充実を図ります。

一方、複合的な課題を抱える高齢者、障害者、児童、生活困窮者、制度の狭間の課題を抱える人を含め、地域に暮らすすべての住民が必要とする支援が受けられる包括的な支援体制を構築するとともに、市民主体の福祉コミュニティの形成を推進し、だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

更に、心身の健康づくりの支援や疾病予防、感染症対策に取り組むとともに、安心できる医療体制の充実を図り、市民が健やかに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

*リフューズ・リデュース・リユース・リペア及びリサイクル：環境に配慮した循環型社会を目指すためのキーワードで、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の頭文字をとった3Rに、リフューズ（不要品辞退）、リペア（修理）を加えた考え方

*再生可能エネルギー：自然現象としてのエネルギーを取り出し利用する、太陽光、風力、小規模水力、バイオマスなどの新エネルギー

*カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。

*道路ストック：これまでに整備を行ってきた、道路の舗装、道路橋、トンネルの総称

3 ひとつづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

幼児教育においては、教育・保育の一体的提供や小学校への円滑な接続に取り組み、すべての子どもがいきいきと育つ環境づくりを進めます。

義務教育においては、小中一貫教育の導入、学力の確立に向けた基礎学力向上に取り組むほか、情報教育（ICT活用）の一層の推進を図り、豊かな心を育むための心の教育の推進、生きる力を育てるキャリア教育*・国際理解教育を推進するとともに、学校給食の充実を図ります。

また、だれもが生涯にわたり、学習することができる機会や場の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションに気軽に親しむための環境整備や活動を進めます。

更に、市独自の歴史・文化は、ひとつづくりにおいて貴重な財産であることから、まちづくりに生かしながら保存・継承に努め、将来に引き継いでいきます。

まちづくりの主役となるひとつづくりにおいては、人権尊重・男女共同参画の視点も重要となることから、総合的な人権施策の推進に努めます。

4 にぎわいづくりへの挑戦

新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち

農林水産業においては、効率的・安定的な経営を目指し、担い手の育成やブランド化、6次産業化、地産地消*を推進します。特に農業では、農地の基盤整備と集積・集約化をはじめ、地域の維持管理活動に対して積極的に支援します。

また、地場産業の更なる発展と企業立地を推進するとともに、起業に向けた環境整備のため、新たな支援施策を展開し、商工業の振興と雇用の創出に努めます。

更に、自然環境や町並みなどの観光基盤の整備に取り組むとともに、既存の観光資源に加え、市のイメージキャラクターや親善大使等を通じた魅力の発信、近隣市町をはじめとした広域での連携によるにぎわいづくりに努め、観光産業の振興を図ります。

*キャリア教育：子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育

*地産地消：地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組

5 ふるさとづくりへの挑戦

市民や地域と協働し、地域力あふれるまち

持続可能な社会の実現を目指し、市民が自ら地域の課題を地域で解決できるよう、地域コミュニティ活動を推進するとともに、市民が市政に参画できるよう、市政情報を積極的に発信・公開し、情報を市民と共有して、行政と市民、更に企業・団体との協働による市民参加のまちづくりを進めます。

また、世代・地域を超えた交流活動の推進や市内外に本市の魅力を伝えるシティプロモーションの展開により交流人口の増加、地域イメージの向上を図り、地域の活性化に努めます。

更に、幅広い国際理解やグローバルな視野を持った人材を育成するため、国際交流を推進し、多文化共生社会の実現を目指します。

より効率的で効果的な行政運営を確立するために、少子高齢化などの社会事情の変化に適切に対応できるよう努め、更に近隣市町との連携を強化し、広域課題に取り組み、播磨圏域の活性化や魅力を高めるよう広域行政を推進します。

第3章 将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

1 人口

(1) 人口の将来見通し

本計画の将来人口フレームでは、2021年（令和3年）の将来人口フレームを76,376人と想定していましたが、2021年（令和3年）の住民基本台帳の人口は75,166人で、人口フレームを下回る人口規模となっています。

全国的に人口減少、少子高齢化が継続して進行する中、本市の人口についても今後減少していくことが予想されます。

		住民基本台帳			将来推計（たつの市人口ビジョン）	
		2016年 （平成28年）	2017年 （平成29年） 【総合計画策定】	2021年 （令和3年）	2022年 （令和4年）	2027年 （令和9年） 【5年後】
総人口（人）		78,508	77,968	75,166	74,548	71,481
年齢別人口	0～14歳	10,331（13.2%）	10,169（13.0%）	9,247（12.3%）	9,078（12.2%）	8,307（11.6%）
	15～64歳	46,128（58.8%）	45,332（58.1%）	42,627（56.7%）	42,202（56.6%）	40,185（56.2%）
	65歳以上	22,049（28.1%）	22,467（28.8%）	23,292（31.0%）	23,268（31.2%）	22,989（32.2%）
世帯数		30,118	30,297	31,018	31,203	32,136
1世帯当たり人員		2.61	2.57	2.42	2.39	2.22

※住民基本台帳の数字は、各年次3月31日現在

(2) 人口減少の要因分析

総人口については、近年は0～14歳人口や30～40歳代人口などのファミリー層の転入がみられるなど、定住促進策によって一定の効果がみられます。しかしながら、10～20歳代の転出超過が継続しており、進学や就職を機として市外に出ていく方が依然として多いことが要因として考えられます。

また、出生数についても減少傾向が続いています。未婚・晩婚化の進行に加え、核家族化や共働き世帯の増加による子育てへの負担感の増加、そして、令和元年度末より発生した新型コロナウイルス感染症の影響による不安感が要因として考えられます。

(3) 人口フレーム設定の考え方

人口減少の要因を分析した上で、「たつの市人口ビジョン」では、人口の将来展望を設定しており、人口対策として「たつの市まち未来創生戦略」で定めた取組と整合を図りながら、本計画においても、これに準じた人口フレームを想定します。

(4) 将来展望人口

「たつの市まち未来創生戦略」に基づく、定住・転入促進、転出抑制などの社会増対策、子育て支援や結婚支援等の自然増対策を図ることで、人口の減少抑制を図ります。

なお、将来展望人口の想定条件は次のとおりです。

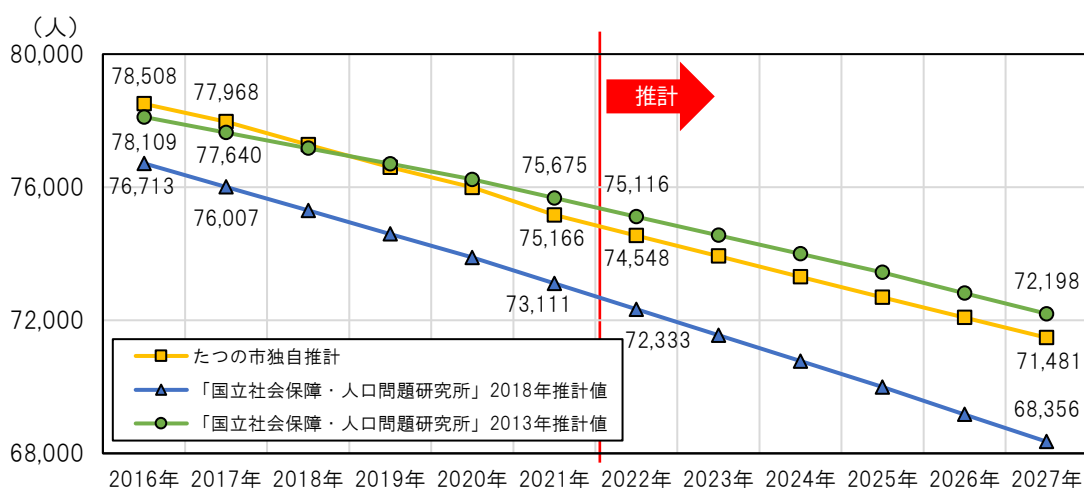
基準人口：2016年-2021年の住民基本台帳人口（人口ビジョン策定時の直近5か年）

生存率：2016年-2021年の住民基本台帳及び人口移動調査各歳別報告書から算出

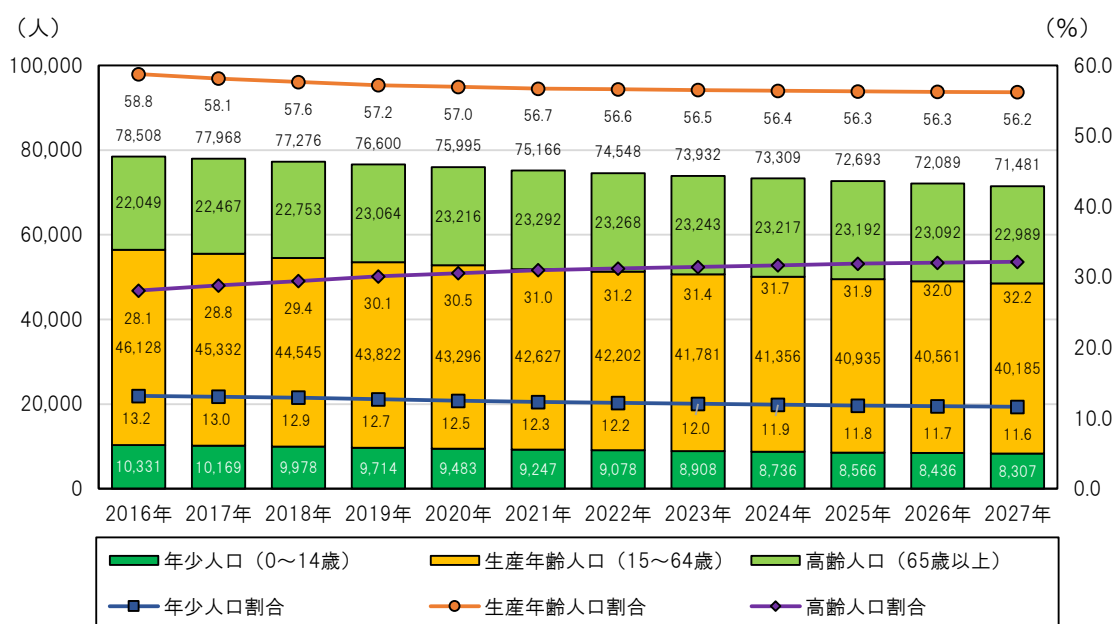
合計特殊出生率*：「2040年に1.80」に向けて段階的に上昇

移動率：2016年-2021年の住民基本台帳及び人口移動調査各歳別報告書から算出した数値に基づき、2022年以降、転出超過層に対しては、5年ごとに前期間の純移動率に0.5を乗算し、2040年以降は0で推移する条件で設定。また、転入超過層については純移動率を現時点実績で固定

▼総人口の将来推計



▼年齢3区分別人口の将来推計



*合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数

第2次たつの市総合計画における人口フレーム

第2次たつの市総合計画では、企業誘致や起業家の育成、既存企業への支援強化等による雇用の創出、安心して子育てできる経済的安定の確保と子育て・教育環境の充実をはじめ、本市の魅力の効果的なPRなど、定住を促進する施策を展開し、人口減少のスピードを緩やかに導き、2027年（令和9年）の将来人口フレームを**72,000人**と設定します。

2 財政

本市の財政状況は、合併から15年が経過し、普通交付税の合併特例期間が終了したことや人口減少等の影響を受け、今後、普通交付税をはじめ歳入一般財源総額が減少していくと見込まれます。

このような状況において、人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化に適應すべく社会保障関係経費や大型投資的事業が必要となることから、更に財政状況は厳しいものとなっていくと見込まれます。

国における「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年閣議決定「骨太方針 2021」）」においては、「経済あつての財政（経済再生なくして財政健全化なし）」との基本方針のもと、ポストコロナの持続的な成長を生み出す4つの原動力「グリーン社会」「デジタル化」「新たな地方創生」「子育て支援」への投資を重点的に促進し、経済社会構造の転換を実現するとしています。

このため、令和4年度から令和6年度まで、これまでと同様の歳出改革努力を継続するとともに、社会保障改革、国と地方の新たな役割分担の検討、経済・財政一体改革等に取り組むとしています。

本市としては、これら社会の変容に柔軟に適應すべく、「バックカスティング」の思考、「ワイズ・スペンディング」の徹底により、効率的な人員配置、公共施設等の再編、スマート自治体への転換、受益者負担の適正化等、健全財政を堅持するための行財政改革を積極的に進めていくとともに、毎年度見直しを行う実施計画や予算編成において、事業の平準化、選択と集中及び優先順位による施策を実施し、持続可能な行政経営に努めます。

バックカスティングとは

望ましい未来を描き、そこから現在を振り返って何をすべきかを分析し、実行する手法のことをいう。現状への対応（フォアカスティング）と異なり、根本的な課題解決を図る際に有効である。

ワイズ・スペンディングとは

「政策効果が高く必要な歳出に重点化、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく立て直すという積極的な発想」のことをいう。

第4章 土地利用の基本構想

1 土地利用

土地は「住む、働く、学ぶ、憩う」といった市民生活の最も基礎的な社会基盤であるとともに、地域の発展に深く関係する大切な資源です。

土地利用に当たっては、以下の6つの方針を定め、豊かな自然や田園環境、歴史・文化の保全・活用に努めるとともに、まちの機能の既存ストックを活用しながら都市機能や生活利便施設を集積させたコンパクトシティの実現を図り、本市の魅力を発信しながら快適な生活ができる土地利用を進めます。

▼基本方針

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①地域の特性にあった土地利用の推進 | ④安心して暮らせる居住環境の創出 |
| ②都市施設の適正な配置 | ⑤豊かな田園環境の保全と活用 |
| ③土地利用の規制及び誘導体制の充実 | ⑥自然環境の保全と活用 |

2 都市構造

本市は1市3町が合併したまちであり、それぞれの地域が1つの都市として成立する都市機能を有しています。今後もその機能を保ち、かつ充実させつつ連携を図ることが望ましいと考えます。

そのため、各地域の中心部に都市機能や生活利便施設を集積させ、その周辺に住宅地を誘導するコンパクトな市街地形成を図ります。

また、最も公共施設や商業施設の集積度が高い龍野地域の都市交流拠点を「中心核」と定め、各地域の都市交流拠点や新都市交流拠点、流通業務拠点を「地域核」とし、道路や公共交通機関、情報等のネットワークで有機的に連結する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。

▼各地域の都市拠点

地域	核	拠点	位置
龍野地域	中心核	都市交流拠点	J R本竜野駅、市役所周辺市街地 及び山陽自動車道龍野 I C 周辺市街地
	地域核	流通業務拠点	山陽自動車道龍野西 I C 周辺市街地
新宮地域	地域核	都市交流拠点	J R播磨新宮駅周辺市街地
	地域核	新都市交流拠点	播磨科学公園都市
揖保川地域	地域核	都市交流拠点	J R 竜野駅周辺市街地
御津地域	地域核	都市交流拠点	御津総合支所周辺市街地

▼拠点

多様な都市機能を集積した魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

都市交流拠点	各地域の市街地を都市交流拠点と位置付け、商業・業務、医療福祉、教育文化、行政機能などの多様な施設の集積や駅周辺の整備をはじめ、道路、公園、河川などの都市基盤整備を推進し、良好な居住環境の形成を図るとともに、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。
新都市交流拠点	播磨科学公園都市を新都市交流拠点と位置付け、優れた先端科学技術、医療・健康福祉施設や快適な居住環境を備え、余暇、文化など、産・学・住・遊の機能が一体的に整備された定住自立圏*構想の核となる都市づくりを目指します。
流通業務拠点	山陽自動車道龍野西 I C 周辺を流通業務拠点と位置付け、交通の利便性を生かした流通業務施設の集積や高次生産施設の立地促進を図るとともに、環境に配慮した職住近接の個性豊かで魅力ある居住環境の形成を目指します。

▼軸

各地域の拠点を公共交通機関などのネットワークで有機的に結び、人・モノ・情報・文化の多様な交流を目指します。

揖龍南北軸	各都市交流拠点を連結する軸
播磨軸	山陽軸と連携して、播磨科学公園都市及び臨海地域を結ぶ軸
山陽軸	阪神圏と結ぶ広域連携軸
新都市姫路軸	播磨科学公園都市、新宮地域の市街地と姫路都市圏とを結ぶ軸
臨海軸	御津地域の市街地と阪神圏を連携する軸

*定住自立圏：人口5万人程度以上などの条件を満たす中心市と近隣市町が、それぞれの魅力を活用して連携・協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を推進する政策

▼ゾーン

拠点における魅力的な市街地の形成や自然環境などの地域の特色を生かした適正かつ効率的な土地利用を目指します。

商業・住宅地ゾーン	市街地における商業地、流通業務地、住宅地等を商業・住宅地ゾーンと位置付け、適正な土地利用の誘導により、良好な都市環境の形成を目指します。
工業地ゾーン	工業地、学術研究地等を工業地ゾーンと位置付け、産業活性化及び工業地の集積、雇用促進を図るとともに、周辺環境との調和を図りつつ、活力ある工業地の形成を目指します。
公園・レクリエーションゾーン	観光資源として活用を図るべき公園、河川敷公園など特色ある公園を公園・レクリエーションゾーンと位置付け、市民が憩い親しみ、活用できる場の形成を目指します。
田園ゾーン	平野部に広がる農地や農村集落を田園ゾーンと位置付け、農業生産の基盤づくりなどの農業振興を進めるとともに、良好な田園環境の形成を目指します。
森林ゾーン	市域の多くを占める緑豊かな山地部を森林ゾーンと位置付け、水源かん養や災害防止、大気の浄化など、緑の保全を図るとともに、市民の健康づくりとレクリエーションの場の創出を図ります。
水辺ゾーン	本市の中心部を南北に流れる揖保川、林田川とその周辺を水辺ゾーンと位置付け、水源かん養と水質の保全に努めるとともに、広大な河川敷に潤いと安らぎのある水辺空間の創出を図ります。
瀬戸内ゾーン	瀬戸内海岸の自然豊かな観光資源が集まる地域を瀬戸内ゾーンと位置付け、自然環境や歴史、文化を保全するとともに、観光資源としての適正な活用、サイクルツーリズムの推進により、観光客の増加、水産業振興による地域の活性化を目指します。

▼水と緑の軸

自然環境を保全し整備するとともに、地域資源としての活用を図り、河川及び緑地のネットワークの形成を目指します。

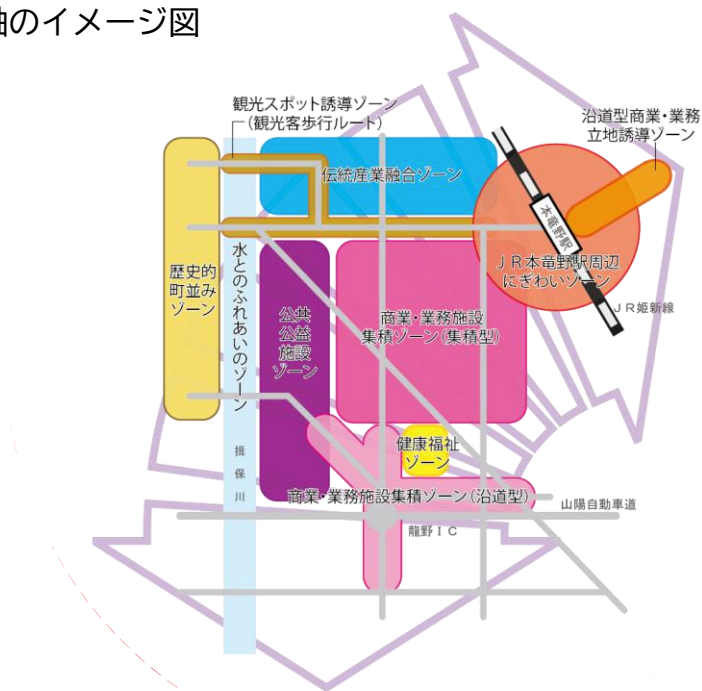
水と緑のネットワーク軸	河川軸 揖保川、林田川、栗栖川 海辺軸 瀬戸内海
-------------	-----------------------------

▼都市活性化軸

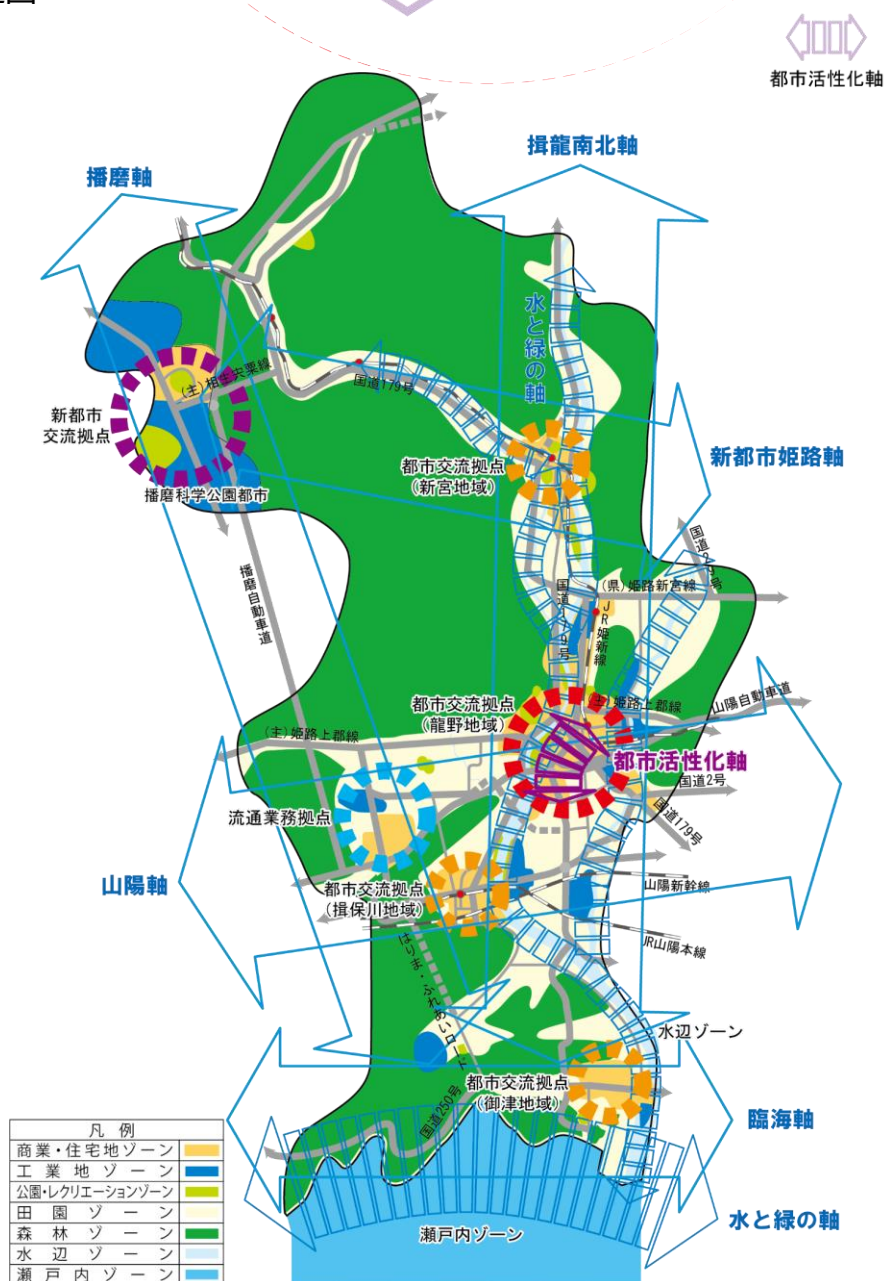
J R本竜野駅周辺から市役所周辺、山陽自動車道龍野 I C周辺に至る幹線沿道や市街地、商業・業務施設が集積する地域を本市の中心核として都市機能の集積と活性化を目指し、『都市活性化軸』と位置付けます。道路整備や都市景観の形成など都市機能の強化を図るとともに、にぎわいのある中心市街地づくりを目指します。

ゾーン名	都市活性化軸の形成内容
J R本竜野駅周辺にぎわいゾーン	市の玄関口にふさわしいにぎわいのある駅周辺の整備及び交通結節点の形成を図ります。
観光スポット誘導ゾーン（観光客歩行ルート）	J R本竜野駅から城下町（観光スポット）へと観光客（歩行者等）を誘導する歩行ルートの形成を図ります。
伝統産業融合ゾーン	伝統的地場産業（醤油工場）の建造物と歴史的町並みが融合した特色ある景観を創出します。
商業・業務施設集積ゾーン	①集積型：商業・業務施設の中心地として複合型または沿道型商業施設、商店街、集合型業務施設等の立地、誘導、集積を図ります。 ②沿道型：商業・業務施設の沿道集積を図ります。
沿道型商業・業務立地誘導ゾーン	生活利便施設等の小規模な商業・業務施設の立地を許容する複合住宅地利用を図ります。
公共公益施設ゾーン	市庁舎や警察署、消防署等行政機能の集積、充実を図ります。（防災拠点）
健康福祉ゾーン	はつらつセンターを市の健康・福祉サービスの総合拠点として機能の充実を図ります。
水とのふれあいゾーン	揖保川及び河川敷を利用した広大な公園緑地を安らぎと憩いの空間としての形成を図ります。
歴史的町並みゾーン	風格ある城下町としての歴史的な美しい町並みの保存と活用を図ります。

▼都市活性化軸のイメージ図



▼都市構造図



序論

基本構想

基本計画

序

1

2

3

4

5

まち未来
創生戦略

SDGs

第5章 施策の大綱

基本目標1 安全・安心なまちづくりへの挑戦

自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち

(1) 自然を大切にし、共に暮らす

山・川・海などの豊富な自然と共生し、将来にわたり引き継いでいくため、魅力ある自然環境の保全と整備を進めるとともに、市民一人ひとりが自然を守り、より良い環境を創造する取組を推進します。

また、身近に緑を感じ、潤いと安らぎのあるまちづくりを推奨するため、緑化を推進します。

(2) 持続可能な社会をつくる

ごみの減量化や環境美化活動により、環境保全への対応や快適で清潔な生活環境づくりを促進し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成に努めます。

また、地球環境という大きな視点で身近な環境問題を捉え、環境に対する正しい理解と意識の高揚に努めるとともに、公害*を未然に防止するために体制の整備を進めます。

(3) 良質な住環境を整備する

住宅の整備については、老朽化した市営住宅の改修や建替を計画的に取り組み、効率的な維持管理を推進するとともに、住宅取得や民間住宅の耐震化への支援に努めます。

都市公園については、市民のだれもが憩える空間、また災害時の避難場所として整備するとともに、市民と行政との協働により適正な管理運営を図ります。

土地利用の推進については、地域の歴史や文化を生かした土地利用を図るとともに、都市計画に関する制度等を活用し、土地の利用状況や利便性を踏まえつつ魅力あるまちづくりに取り組みます。また、土地取引の円滑化や行政事務の効率化を図るため、地籍調査を進めます。

更に、地域特性や拠点性を生かした市街地の整備や市内のＪＲ駅周辺の整備を図るとともに、人口減少問題、少子高齢化社会に対応するため、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指します。

水道事業については、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう、老朽化対策や耐震化をはじめとする施設整備を進めます。

下水道事業については、汚水処理や雨水浸水対策に取り組み、快適な生活環境の向上を目指すとともに、下水道施設の効率的な整備と適切な維持管理に努めます。

*公害：環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずること。

（４）安全便利な交通環境を整える

道路整備に当たっては、都市交流拠点、新都市交流拠点、流通業務拠点を連絡する道路ネットワークの構築を推進し、人・モノ・情報・文化の多様な交流と防災機能向上に努めます。

幹線軸としては、揖龍南北軸及び播磨軸を南北軸に、山陽軸、臨海軸及び新都市姫路軸を東西軸に位置付け、全国的な広域幹線道路網へのアクセス強化を図るとともに、周辺市町との広域的な連携を強化します。

老朽化が進む道路施設については、計画的な予防保全の実施により長寿命化や健全性の確保に取り組めます。

また、鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通*が相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築し、持続可能な公共交通の確保と利用促進に努めるとともに、福祉や観光と結び付き、環境にも配慮した安全で便利な公共交通環境の整備を進めます。

（５）大切な命と地域を守る

市民の生命・身体・財産を災害等から守るため、情報伝達体制や避難対策の確立に努め、災害に強い基盤整備を推進し、市民・事業者・行政が一体となって防災体制の強化を図るとともに、迅速かつ的確な消防・救急・救助体制の確立を目指します。

交通安全や暮らしの安全対策については、市民や警察、関係機関と連携し、安全意識、モラル、マナーの向上と子ども・高齢者・障害者の安全確保に重点を置いた交通安全施設整備を実施するとともに、地域住民の自己防衛意識の高揚を図り、自主的な防犯活動を推進することにより、各種犯罪の抑止に努めます。

*デマンド交通：利用者が電話などで乗車を予約し、区域内のあらかじめ決められた目的地まで利用料金を支払って乗り合いで移動する公共交通

基本目標2 やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち

(1) 安心して子育てができるまちをつくる

市全体で結婚を希望する男女の出会いを支援する機運を醸成するとともに、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援体制を充実し、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのしやすいまちづくりを目指します。

(2) 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、サービスの充実と質の向上、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携強化を図るとともに、地域で支え合う体制づくりを推進し「地域包括ケアシステム*」を構築します。

更に、高齢者が充実した人生を送るための社会参加・仲間づくりなどの取組や活動を支援し、生きがいの持てる高齢者福祉の実現を図ります。

(3) 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる

障害者それぞれが個々の状況に応じて、必要とする福祉サービスを的確に選ぶことができる相談・支援体制の充実を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、障害者が障害を理由に差別されることが無いよう、障害者に対する社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮*に努めるよう呼びかけ、社会参加と自立した生活ができる環境づくりを目指します。

(4) 共に助け合い、支え合うまちをつくる

すべての高齢者や障害者が、住み慣れた地域を離れることがなく、年齢や障害に関係なく、毎日安心して快適な日常生活を営むことができるよう、地域のネットワークづくりの推進や日常生活を送る上での支援、生活困窮者に対する相談・支援を行うなど、市民と行政が共に助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助*のバランスのとれた、ユニバーサルデザイン*の福祉のまちづくりを推進します。

(5) 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

市民が健康で生き生きとして暮らせるよう、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち主体的に取り組む健康づくりを推進します。また、各ライフステージに応じた健康診査・保健指導・健康教育・健康相談の充実を図るとともに、市民の健康ニーズの多様化に対応するため、地域を主体とした保健・医療・福祉との連携強化を図ります。

たつの市民病院機構では、医療・介護の分野において地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに、中長期的展望を持って安定的な経営を目指します。

*地域包括ケアシステム：高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会システムのこと。

*合理的な配慮：障害のある人が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる、社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

基本目標3 ひとづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

(1) 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

就学前の子どもの教育・保育内容や子育て支援の充実を図るとともに、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導により、幅広い知識と柔軟な思考に基づく創造力を培い、学力の向上と豊かな心を育みます。

また、地域・学校・家庭が相互に連携しながら、次代を担う青少年の健全育成に取り組みます。

(2) 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

市民一人ひとりが生涯にわたって学習する機会に接することができるよう、関係団体等と協力しながら学習の計画・実施に努めるとともに、施設の有効活用や指導者・ボランティアの養成に取り組みます。

また、市民が日常生活の中でスポーツやレクリエーションに親しみ、体力の向上と健康づくりができる環境整備を進めます。

(3) 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

本市の悠久の歴史と永年培われた伝統・文化に対する理解と認識を深め、未来への継承を図るため、歴史文化遺産の保存や文化財を生かしたまちづくりを進めます。

また、童謡の普及・振興に努めるとともに市民の芸術文化活動を推進するため、優れた芸術文化に触れる機会や情報提供の充実を図るとともに、文化振興事業の更なる展開を目指します。

(4) 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

部落差別をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解決を目指し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに努めます。

更に、男女が互いに認め合い、尊重しながら共に活躍できる社会の実現を目指します。

*自助・互助・共助・公助：自助…自分自身が行うこと。家族同士での助け合いを含む。 互助…周囲や地域が協力して助け合うこと。ボランティアなど制度化されていない相互扶助。 共助…周囲や地域が協力して助け合うこと。社会保険など制度化された相互扶助。 公助…公的機関が行うこと。

*ユニバーサルデザイン：子どもや大人、外国人、障害のある人や高齢者などだれもが使いやすく、利用しやすい製品や空間（意匠・設計・図案など）、社会の仕組みのこと。

基本目標４ にぎわいづくりへの挑戦

新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち

（１）次世代へ伝え育む農林業を活性化する

農業の生産性の向上を図るため、農業基盤整備を進めるとともに、農業を支える担い手の育成や地域の特色を生かした営農体制の確立を促進します。

また、農産物の地産地消を進め、地域の活性化を支援するとともに、農産物のブランド化を展開します。

林業においては、森林資源の保全と育成を進め、森林機能の充実を図ります。

（２）活気ある水産業を推進する

魅力的な水産業の振興を図るため、漁港施設を順次計画的に整備するとともに、漁場の環境保全活動及び水産種苗の放流、漁礁の整備を推進します。

また、自然や漁港の持つ歴史的財産、文化とふれあう観光漁業・体験漁業の導入による都市住民との新たな交流・にぎわいネットワークを形成し、漁業・漁村の活性化を推進します。

（３）地域資源を生かした観光を推進する

瀬戸内海や揖保川流域に広がる豊かな自然と歴史文化の薫りを同時に体験できる本市の特徴を最大限に生かすとともに、既存の観光施設を有効活用し、観光客の誘客に努めます。

また、各地域の特色を生かした観光資源の情報共有化やネットワーク化を図り、「ふるさとたつの」の魅力を市内外に発信することにより観光ＰＲの充実に努めます。

（４）にぎわいのある商工業を推進する

醤油・素麺・皮革等の地場産業の振興を図るため、多様な消費者ニーズに対応できる体制づくりへの支援に努め、特産品においては、「たつのブランド」となる製品づくりへの支援を行い、国内、海外での新たな販路拡大を図るためのＰＲ活動を推進します。

また、社会経済環境の変化に的確に対応することができるよう、多様な産業立地の促進や新たな産業の育成、中小企業の経営改善や経営基盤の強化のための支援に取り組むとともに、雇用の拡大と創出に努めます。

基本目標5 ふるさとづくりへの挑戦

市民や地域と協働し、地域力あふれるまち

(1) まちづくりを進めるための基盤を整える

すべての市民が「ふるさと たつの」に愛着を持ち、未来に誇れるまちを築くため、本市特有の課題に応じた、独自性のある地域創生に関する施策を展開します。

また、市民が主体となって地域課題を自ら解決できるよう、地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域の活性化を図るため、世代や地域を超えた交流活動を推進します。

更に、市政の情報を積極的に発信し、広く市民が参画できる機会の創出に努めるとともに、市民の声を市政に反映し、市民と行政が協働した市民参画のまちづくりを推進します。

(2) 多様で活発な交流を促進する

幅広い国際理解やグローバルな視野を持った人材を育成するため、国際交流を推進するとともに、幅広い分野における国内交流や地域交流を促進します。

また、たつの市の魅力を市内外に発信し、まちのイメージや認知度の向上を図り、多くの人から選ばれるまちを目指すとともに、地域資源を再発見し、資源の活用強化を図り、たつのブランドの見える化を推進します。

(3) 健全で効率的な自治体運営を推進する

人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化などの社会事情の変化に適切に対応するため、行政事務の効率化や公共施設の適正管理に努め、行政課題に適切に対応できる組織づくり、職員の人材育成、自主性・自立性の高い行財政運営、ICT（情報通信技術）の活用による質の高い行政サービスを推進します。

また、市民が安心して暮らせる魅力あふれる地域を形成していくため、近隣市町との広域行政・広域連携を推進します。

第6章 総合計画の推進に向けて

総合計画は市の最上位計画であり、5つの基本目標に基づく各分野別の施策については、それぞれ個別計画等を策定し、具体的な事業を推進しながら、適宜見直し、改善を図っていきます。

また、まちづくりや行政運営全般にわたる計画や指針については、総合計画との整合を図る観点から、基本計画に位置付け、適切な進行管理を図っていくものとします。

▼まちづくりの将来像・政策・施策目標関連表

将来像	基本目標	まちのイメージ	施策目標
みんなで創る 快適実感都市「たつの」	安全・安心なまちづくりへの挑戦	自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち	自然を大切にし、共に暮らす
			持続可能な社会をつくる
			良質な住環境を整備する
			安全便利な交通環境を整える
			大切な命と地域を守る
	やすらぎづくりへの挑戦	子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち	安心して子育てができるまちをつくる
			高齢者が暮らしやすい環境をつくる
			障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる
			共に助け合い、支え合うまちをつくる
			生涯を健やかに過ごせる体制を整える
	ひとづくりへの挑戦	学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち	豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる
			生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる
			歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる
			互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる
	にぎわいづくりへの挑戦	新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち	次世代へ伝え育む農林業を活性化する
			活気ある水産業を推進する
			地域資源を生かした観光を推進する
			にぎわいのある商工業を推進する
	ふるさとづくりへの挑戦	市民や地域と協働し、地域力あふれるまち	まちづくりを進めるための基盤を整える
			多様で活発な交流を促進する
			健全で効率的な自治体運営を推進する

第3編

基本計画

序章 基本計画の概要

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた「まちの将来像」の実現に向けて、施策の大綱を推進するため、必要な個々の施策を分野別に体系化し、具体的な内容を示すものです。

2 計画期間

計画期間は、平成 29 年度からの 5 年間を前期計画、令和 4 年度からの 5 年間を後期計画とします。後期計画については、令和 3 年度の段階での社会情勢、前期計画の進捗状況を踏まえて、必要な見直しを行い策定するものです。

3 基本計画の構成

●施策の体系

基本構想に基づき、施策分野別の体系を示したものです。

●施策分野別の基本計画

基本構想で示す基本目標に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとに基本方針、これまでの取組、これからの課題、施策の内容、各主体が取り組むこと（期待する役割）、まちづくりの指標、関連する計画を定めたものです。

図表等を掲載予定

4 施策の体系



施策

まち未来創生戦略

①自然環境の保全と整備 ②緑化の推進

③廃棄物処理対策の推進 ④地球環境の保全

⑤住宅の供給 ⑥都市公園の整備と活用 ⑦地域特性を生かした土地利用の推進
⑧上下水道施設の整備

⑨幹線道路網の整備 ⑩安全で快適な道路環境の整備 ⑪公共交通の充実

⑫防災体制の確立 ⑬消防・救急・救助体制の充実 ⑭交通安全対策の推進
⑮暮らしの安全確保

⑯結婚・出産・子育て支援の充実 ⑰ひとり親家庭等の福祉の充実

⑱地域包括ケアシステムの構築 ⑲生きがいづくりと社会参加の支援

⑳障害のある人への生活支援と社会参加の促進

㉑地域福祉の充実

㉒健康づくりの推進 ㉓医療サービスの向上

㉔幼児教育・保育の充実 ㉕義務教育の充実 ㉖青少年の健全な育成

㉗生涯学習の推進 ㉘スポーツ・レクリエーション活動の推進

㉙歴史文化遺産の保全と活用 ㉚芸術文化活動の振興

㉛人権教育・啓発の推進 ㉜男女共同参画社会の形成

㉝農林生産基盤の整備と担い手の育成 ㉞農業経営の安定化と地産地消の推進

㉟水産業基盤の整備

㊱観光基盤の活用 ㊲観光PRの充実

㊳商業の活性化と工業の振興

㊴地域コミュニティ活動の推進 ㊵市民参加と連携・協働のまちづくり

㊶シティプロモーションの推進 ㊷国際交流・国内交流・地域交流の推進

㊸行財政改革の推進(行政改革大綱) ㊹簡素で効率的な組織づくりと人材育成
㊺公共施設の適正管理と整備 ㊻情報化の推進 ㊼広域行政・広域連携の推進

《基本理念》

『ふるさと たつの』に
新たな息吹を吹き込み
“光り輝く未来”を創る

基本目標1

「雇用創生」
→新経済戦略によりしごとを創出する→

基本目標2

「人口還流」
→定住促進・観光戦略により「たつのファン」をつくる→

基本目標3

「若者未来」
→若者応援戦略により希望を叶える→

基本目標4

「地域活力」
→まち賑わい戦略により活力ある地域をつくる→

5 施策分野別の基本計画の見方

基本方針

施策の目的・方向性について記載しています。また、施策が対応するSDGsのゴールのアイコンを掲載しています。

第1章 安全・安心なまちづくりへの挑戦 ◎ 自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち
第1節 自然を大切にし、共に暮らす

施策1 自然環境の保全と整備

基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。



これまでの取組

- 針広混交林⁶³整備事業の推進や、里山維持管理事業等の推進により、山林の多面的機能を向上するために適正な管理を行っています。
- 河川については、洪水被害の軽減を図るため、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、河川敷公園のグラウンドの芝生化等を行っています。
- 海岸環境では、砂浜の浸食が回復した新舞子浜について、関係機関や団体と連携し、良好な景観や生態系の維持、水質の改善を図っています。
- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、市民や専門機関と協働して調査事業を実施しています。また、有害な外来種の被害予防のための情報提供を行っています。

【里山林整備表】

野生動物育林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H25～26	新宮町牧	20
	H29～30	措西町小神	21
	H30～R2	新宮町千本	30

里山防災林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H23～24	措西町小神	15
	H24～25	新宮町千本	15
	H25～26	措西町新宮	10
	H25～26	措西町中垣内	15
	H26～27	措西町住吉・竹万	21
	H27～28	措西町北沢	16
	H28～29	新宮町善定	30
	H29～30	新宮町栗町	15
	H30～R元	措西町尾崎・土師・南山・龍子	10
	R元～R2	措西町長尾	20

これまでの取組

これまでの市の取組やまちづくりの動向について記載しています。

これからの課題

- 利用されずに放置されている里山の機能を回復させるための整備を行うとともに、伐採や植栽がなされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として保全する必要があります。
- 土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、市民の生命・財産を守る対策を講ずる必要があります。
- 水害被害の軽減を図るため、治水事業の推進や河川環境の整備を継続していく必要があります。
- 生態系の変化がみられる海岸環境を維持するための対策を講ずる必要があります。
- 市民・NPO・事業者・行政等が連携し、生物多様性保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来へ継承していく必要があります。

これからの課題

まちづくりに係る課題について記載しています。

⁶³ 混交林：広葉樹と針葉樹が混生する森林

施策の内容

施策の基本的取組について記載しています。

施策の内容

(1) 山林の整備

【担当課：農林水産課、建設課】

- 多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。
- 水土保持機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。
- 県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

(2) 河川環境の保全と活用

【担当課：建設課、都市計画課】

- 災害に強い河川敷公園の整備に努めるとともに、市民との協働により、利活用方法の検討を進めます。
- 治水安全度を確保するための河川改修(林田川・栗栖川等)を推進し、河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を図ります。

(3) 海岸環境の保全と整備

【担当課：環境課、農林水産課】

- 海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物の処理等、新舞子浜の干潟保全に努めます。

(4) 生物多様性の保全と啓発

- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施するための啓発に努めます。
- 子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切

各主体が取り組むこと（期待する役割）

施策の目的達成に向けて、市民・団体・事業者等に期待される役割について記載しています。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- 自然環境の保全に関わる活動に参加しましょう。
- 外来生物の野外放棄を止めましょう。
- 河川、海岸等の水辺空間の利活用や美化活動に参加しましょう。
- 河川護岸の損傷、水の流れの阻害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- 森林保全のための下刈りや間伐及び植栽に取り組みましょう。
- 地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。
- 水辺空間の利活用に努めましょう。
- 河川愛護活動に参加しましょう。
- 河川清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
里山整備の面積(里山防災林整備、野生動物育成林整備)	ha	356	476

令和8年度の目標値設定理由 年間20haの整備を目標に設定

関連する計画

○第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度) ○たつの市森林整備計画(令和元年度～令和10年度)

関連する計画

施策を推進していくために関連する個別の計画を記載しています。

まちづくりの指標

施策による成果を把握する指標とその現状値・目標値を記載しています。

原則、現状値は令和2年度、目標値は令和8年度(後期計画の最終年度)の数値です。

※現状値について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値等は、一部令和元年度以前の数値を記載しています。

第1章

安全・安心なまちづくりへの挑戦

自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいとなるまち

第1節	自然を大切にし、共に暮らす	58
	施策1 自然環境の保全と整備	58
	(1) 山林の整備	(2) 河川環境の保全と活用
	(3) 海岸環境の保全と整備	(4) 生物多様性の保全と啓発
	施策2 緑化の推進	60
	(1) 生活環境の緑化	(2) 公共施設等の緑化
第2節	持続可能な社会をつくる	62
	施策3 廃棄物処理対策の推進	62
	(1) ごみの減量化・再資源化の推進	(2) ごみ処理施設における長期的処理
	(3) 市民意識の高揚	
	施策4 地球環境の保全	64
	(1) 地球温暖化防止活動の推進	(2) 再生可能エネルギーの導入促進
	(3) 環境保全意識の高揚	(4) 公害防止体制の推進
第3節	良質な住環境を整備する	66
	施策5 住宅の供給	66
	(1) 公営住宅の整備	(2) 住宅取得の支援
	(3) 空き家対策の推進	(4) 耐震化の支援
	施策6 都市公園の整備と活用	68
	(1) 住区基幹公園の整備と活用	(2) 都市基幹公園等の整備と活用
	(3) 防災に配慮した公園の整備と活用	
	施策7 地域特性を生かした土地利用の推進	70
	(1) 地域の特性にあった土地利用の推進	(2) 計画的な既成市街地の整備
	(3) 駅周辺の整備	(4) 地籍調査の推進

施策8 上下水道施設の整備 74

- (1) 上水の安定供給と水質の改善 (2) 下水道事業の推進
(3) 前処理場の維持管理

第4節 安全便利な交通環境を整える 76**施策9 幹線道路網の整備 76**

- (1) 揖龍南北幹線道路の整備 (2) 東西幹線道路の渋滞緩和
(3) 広域幹線道路の整備

施策10 安全で快適な道路環境の整備 78

- (1) 地域内道路の整備 (2) 地域間連絡道路の整備
(3) 道路・橋りょうインフラの長寿命化

施策11 公共交通の充実 80

- (1) J R 姫新線利用促進活動の展開 (2) J R 山陽本線の利便性の向上
(3) 路線バスの確保 (4) 地域公共交通の改編

第5節 大切な命と地域を守る 82**施策12 防災体制の確立 82**

- (1) 情報伝達体制の充実 (2) 避難対策の充実
(3) 自主防災組織の育成 (4) 広域連携体制の充実
(5) 危機管理体制の整備

施策13 消防・救急・救助体制の充実 86

- (1) 消防署の消防力の強化 (2) 救急・救助業務の充実
(3) 消防団の消防力の強化 (4) 火災予防の推進と救命処置の普及
(5) 消防水利の充実 (6) 広域消防の充実

施策14 交通安全対策の推進 90

- (1) 安全・安心な道路交通環境の整備 (2) 交通安全意識の高揚

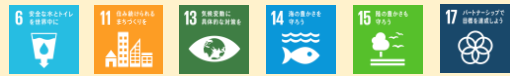
施策15 暮らしの安全確保 92

- (1) 防犯体制の充実 (2) 国民保護体制の確立
(3) 消費生活の安全確保

施策1 自然環境の保全と整備

基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。



これまでの取組

- 針広混交林*整備事業の推進や、里山維持管理事業等の推進により、山林の多面的機能を向上するために適正な管理を行っています。
- 河川については、洪水被害の軽減を図るため、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、河川敷公園のグラウンドの芝生化等を行っています。
- 海岸環境では、砂浜の浸食が回復した新舞子浜について、関係機関や団体と連携し、良好な景観や生態系の維持、水質の改善を図っています。
- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、市民や専門機関と協働して調査事業を実施しています。また、有害な外来種の被害予防のための情報提供を行っています。

【里山林整備表】

野生動物育 成事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H25～26	新宮町牧	20
	H29～30	揖西町小神	21
	H30～R 2	新宮町千本	30

里山防 災整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H23～24	揖西町小神	15
	H24～25	新宮町千本	15
	H25～26	揖西町新宮	10
	H25～26	揖西町中垣内	15
	H26～27	揖西町住吉・竹万	21
	H27～28	揖西町北沢	16
	H28～29	新宮町善定	30
	H29～30	新宮町栗町	15
	H30～R元	揖西町尾崎・土師・南山・龍子	10
	R元～R 2	揖西町長尾	20

これからの課題

- 利用されずに放置されている里山の機能を回復させるための整備を行うとともに、伐採や植栽がなされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として保全する必要があります。
- 土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、市民の生命・財産を守る対策を講ずる必要があります。
- 水害被害の軽減を図るため、治水事業の推進や河川環境の整備を継続していく必要があります。
- 生態系の変化がみられる海岸環境を維持するための対策を講ずる必要があります。
- 市民・NPO・事業者・行政等が連携し、生物多様性保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来へ継承していく必要があります。

*混交林：広葉樹と針葉樹が混生する森林

施策の内容

(1) 山林の整備

【担当課：農林水産課、建設課】

- 多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。
- 水土保持機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。
- 県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

(2) 河川環境の保全と活用

【担当課：建設課、都市計画課】

- 災害に強い河川敷公園の整備に努めるとともに、市民との協働により、利活用方法の検討を進めます。
- 治水安全度を確保するための河川改修(林田川・栗栖川等)を推進し、河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を図ります。

(3) 海岸環境の保全

【担当課：環境課、農林水産課】

- 海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物の処理等を実施することにより、新舞子浜をはじめとした海岸環境の保全に努めます。

(4) 生物多様性の保全と啓発

【担当課：環境課、農林水産課】

- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施するとともに、有害な外来種の被害予防のための啓発に努めます。
- 子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切さについての啓発事業を実施します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 自然環境の保全に関わる活動に参加しましょう。
- 外来生物の野外放棄を止めましょう。
- 河川、海岸等の水辺空間の利活用や美化活動に参加しましょう。
- 河川護岸の損傷、水の流れの阻害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 森林保全のための下刈りや間伐及び植栽に取り組みましょう。
- 地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。
- 水辺空間の利活用に努めましょう。
- 河川愛護活動に参加しましょう。
- 河川清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
里山整備の面積(里山防災林整備、野生動物育成林整備)	ha	356	476

令和8年度の目標値設定理由 年間20haの整備を目標に設定

関連する計画

○第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度) ○たつの市森林整備計画(令和元年度～令和10年度)

施策2 緑化の推進

基本方針

市民・団体・事業者・行政の連携と協働により緑豊かな自然を守り、身近に緑を感じられるよう、潤いと安らぎのある花と緑があふれるまちづくりを推進します。



これまでの取組

- 花と緑の協会を中心に緑化活動が行われているほか、自治会等により県民まちなみ緑化事業を活用した事業が行われています。
- 公共施設等の緑化に取り組んでいます。

これからの課題

- 市民や事業所等に緑の保全と緑化の意義について啓発するとともに、市民参加による活動を展開し、緑化の推進に努める必要があります。
- 公共施設等の緑化に取り組んでおり、今後も市内全域における緑化に努める必要があります。
- 緑化活動を行う参加者が減少傾向にあります。



■緑化活動グループ



■緑化活動グループ

施策の内容

(1) 生活環境の緑化

【担当課：都市計画課】

- 花と緑の協会など市民で組織する緑化団体の活動を支援します。
- 自治会等の市民団体の協力のもと、花いっぱい運動を展開し、駅前や道路などのオープンスペースの緑化を図り、美しいまちづくりに努めます。
- 市民に花の種子や苗木を配布することにより、住宅等日常空間の花と緑のまちづくりを推進します。
- 花壇コンクールや講習会等の開催を通して、生活空間の緑を大切にする意識の醸成等、市民の緑化意識の啓発に努めます。

(2) 公共施設等の緑化

【担当課：商工振興課、都市計画課】

- 道路、公園、学校等の公共施設における緑地の確保に努めます。
- 大規模工場の立地における適正な工場緑化を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 家庭や地域で緑化を実践してみましょう。
- 緑を維持するボランティアに参加しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 花と緑豊かな空間づくりに取り組みましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
緑化活動団体	団体	355	355
令和8年度の目標値設定理由		現状値を維持	
県民まちなみ緑化事業の年間実施件数及び緑化面積	件 m ²	9 2,736	9 2,800
令和8年度の目標値設定理由		これまでの年間平均値を維持	

関連する計画

○たつの市みどりの基本計画(令和3年度～令和13年度)



■オープンガーデン

施策3 廃棄物処理対策の推進

基本方針

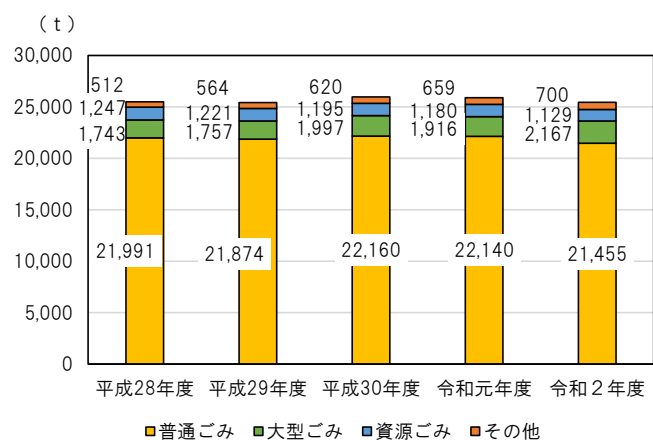
市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生を抑制し、不法投棄防止等の環境美化活動を推進するとともに、有用な資源の再使用、再生利用など、適正な処理に取り組み、持続可能な循環型社会の構築を目指します。



これまでの取組

- 一般廃棄物の中間処理は、揖龍クリーンセンター及びにしはりまクリーンセンターで各々近隣市町と共同で焼却等の処理を行っています。
- 不法投棄対策として、不法投棄監視カメラの設置、自治会への啓発看板の貸与、不法投棄監視協力員や警察等によるパトロール等を実施しています。

【ごみ処理状況の推移】



これからの課題

- 市民・事業者・行政が一体となってこれまで以上に資源ごみの分別と、ごみの減量化に取り組む必要があります。
- 揖龍クリーンセンターは老朽化が進んでおり、新しいごみ処理施設の整備が求められます。また、これに併せ、災害廃棄物を処理するための対策を講ずる必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場の残余容量が減少しつつあるため、不燃ごみの再利用に取り組んでいます。が、長期的に埋立処分するための対策を講ずる必要があります。
- 本市の美しい生活環境を守るため、引き続き、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。



■フードドライブ

施策の内容

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

【担当課：環境課】

- 広報誌、市イベント、出前講座等あらゆる機会を通じて市民、事業所にごみの減量化、資源ごみの分別徹底等の啓発やフードドライブ等の実施に加え、生ごみの減量化につながる取組を推進します。
- 5R(リフューズ(不要品辞退)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リペア(修理)、リサイクル(再生利用))の取組を促進します。

(2) ごみ処理施設における長期的処理

【担当課:環境課】

- 揖龍クリーンセンターについて、新宮地域を含めた市全域のごみ処理が可能となる施設の整備を進めます。
- 一般廃棄物最終処分場は、搬入物の分別徹底に努めるとともに、他施設での受け入れが可能なものは一時仮置きし搬出します。

(3) 市民意識の高揚

【担当課:環境課】

- 本市の美しい生活環境を守るため、不法投棄監視カメラの設置及び不法投棄監視協力員を増員し、協力員等による日常のパトロールを行うとともに、事業者、各種団体、行政によるクリーン作戦や兵庫県動物愛護センターと協力したペット飼育のマナー向上を啓発し、環境美化の促進に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 各家庭でごみの減量や資源ごみの分別に努めましょう。
- ごみ出しのルールを守り、マナー向上に努めましょう。
- 家庭で不用となった物は互いに譲り合いましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 自ら排出するごみの減量を図った上で、やむなく排出されたごみを資源化ルートに乗せるなど、適正処理に努めましょう。
- 長く使用できる商品やリサイクルしやすい商品を顧客に提供しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
家庭系普通ごみ年間排出量	トン	13,653	13,037
令和8年度の目標値設定理由 揖龍地域循環型社会形成推進地域計画の目標値により設定			
家庭不用品年間交換件数	件	91	106
令和8年度の目標値設定理由 現状値を基に増加を見込んで設定			

関連する計画

- 第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度) ○ たつの市ごみ処理基本計画(平成25年度～令和4年度)
- 揖龍地域循環型社会形成推進地域計画(令和4年度～令和10年度)

施策4 地球環境の保全

基本方針

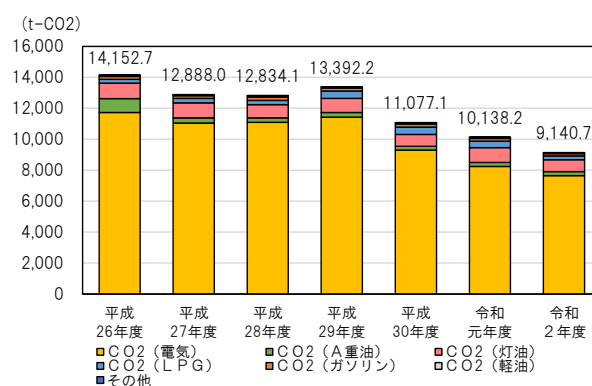
身近な地域の環境を守ることが、地球全体の環境を守ることにつながるという考えに立ち、市民・事業者・行政が一体となり、水や空気がきれいな安全で快適な生活環境や、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、脱炭素社会の実現を目指します。



これまでの取組

- 将来を担う子どもたちに地球環境の保全の大切さや再生可能エネルギーの必要性を理解してもらうため、環境学習等を行っています。
- 公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、自動車騒音等の調査及び測定を行っています。
- 地球温暖化防止に寄与するため、住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置費用の一部を助成し、市民等による再生可能エネルギー利用を推進しました。

【温室効果ガス排出量の推移】



これからの課題

- 今後も脱炭素社会実現のため、省エネルギー化の推進、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換を進め、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す施策展開を図る必要があります。
- 引き続き、環境学習等を行うとともに、市民一人ひとりの環境保全意識をより一層高揚させる必要があります。
- 公害発生の未然防止のため、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 地球温暖化防止活動の推進

【担当課：環境課】

- 市民・事業者・行政が一体となってエネルギー使用の合理化に取り組むことにより、省エネ型設備機器の普及促進や省資源、5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- たつの市地球温暖化防止活動推進員連絡協議会と連携し、より市民に身近な立場から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりについての啓発活動を推進します。
- 電気自動車(EV、PHV)等の更なる普及に必要となる充電インフラの整備を促進し、温室効果ガスの排出抑制と大気汚染の低減を目指します。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

【担当課：環境課、社会教育課】

- 市民や事業者への啓発活動等を通じ、再生可能エネルギーについての意識の醸成を図ります。
- 「こどもサイエンスひろば」において、風力・太陽光発電等の展示・実験を行い、将来を担う子どもたちに再生可能エネルギーへの理解を促します。

(3) 環境保全意識の高揚

【担当課：環境課】

- 市内の小学生で構成するたつのこどもエコクラブにおいて、里山探索・水生生物調査などの活動により、自然を大切に思う心や、地球温暖化などの環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目指します。
- 環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚に努めます。
- 太陽光発電施設と地域との調整を図り、良好な環境と安全な市民生活の確保に努めます。

(4) 公害防止体制の推進

【担当課：環境課】

- 公害の発生を未然に防止するため、環境汚染等の調査及び測定を行い、兵庫県、警察等の関係機関と連携し、監視や指導、啓発活動を行います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 必要以上にエネルギーを使用する生活を改めるほか、環境にやさしい製品の購入等、省エネルギー型のライフスタイルを心掛けましょう。
- 不法焼却、不法投棄など環境破壊につながる迷惑行為を止めましょう。
- 川や海に汚れた水を流さないようにしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 省エネ機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を推進するなど、環境に配慮した脱炭素社会実現に向けた事業活動に努めましょう。
- 事業活動から生じる排出ガス、排水、廃棄物は、適正に処理しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
電気自動車用急速充電器設置箇所数	箇所	3	6
令和8年度の目標値設定理由 車の航続距離を基に設定			
温室効果ガス削減率 (基準年度：平成25年度)	%	36.7	40.0
令和8年度の目標値設定理由 第2次たつの市地球温暖化対策実行計画からの設定			

関連する計画

- 第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度)
- 第3次たつの市地球温暖化対策実行計画(令和元年度～令和5年度)



■ たつのこどもエコクラブ活動（里山体験）

施策5 住宅の供給

基本方針

市営住宅は、需要に応じた適切な戸数の供給を行うとともに、老朽化した住宅の計画的な改修や建替を行うことでだれもが安心して生活することができる住宅の供給に努めます。また、住宅取得支援制度の活用などにより、個人住宅の取得を促進するとともに、空き家の適正管理や民間住宅の耐震性向上など安全性の確保を支援します。



これまでの取組

- 市営住宅の老朽化に対応するため、「たつの市住宅マスタープラン」及び「市営住宅長寿命化計画」に基づき改修や建替を進めています。
- 転入者定住促進住宅取得奨励金及び若者定住促進住宅取得奨励金制度を実施しており、子育て世代の転入超過及び定住化に一定の成果が表れています。
- 優良な宅地の供給を推進するとともに、空き家については、空き家相談センターを開設し、利活用を推進しています。

【地域別市営住宅管理数】

(令和3年4月1日現在)

地域別	住宅総数	総戸数	市営住宅						※
			木造平家建	木造2階建	準耐火構造2階建	耐火構造2階建	中層耐火構造3階建	中層耐火構造4階建	中層耐火構造3階建
龍野地域	8	386	18	-	-	20	12	336	-
新宮地域	17	244	59	-	47	-	129	-	9
揖保川地域	3	44	-	-	24	20	-	-	-
御津地域	3	60	-	-	18	-	36	-	6
合 計	31	734	77	-	89	40	177	336	15

※特定公共賃貸住宅

単位：戸

これからの課題

- 市営住宅の改修については、今後も計画的に事業を進めていく必要があります。
- 住宅の耐震化率向上のため、耐震化に関する意識啓発や情報提供等の更なる充実を図り、簡易耐震診断*、耐震改修工事費等の助成制度を継続する必要があります。
- 適切な管理が行われていない空き家が増加し、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、その解消に努める必要があります。



■空き家相談センター

施策の内容

(1) 公営住宅の整備

【担当課：都市計画課】

- 既存の市営住宅の長寿命化と老朽化した住宅の改修・建替を計画的に行い、需給バランスのとれた効率的な維持管理に努めます。

*簡易耐震診断：国・県・市が進める防災事業の一つで、昭和56年（1981年）5月以前着工の住宅を対象に、所有者の申請に基づいて診断

(2) 住宅取得の支援

【担当課：都市計画課、まちづくり推進課】

- 定住促進住宅取得奨励金制度を実施し、転入者や若年層の住宅取得を支援することにより、移住・定住を促進します。
- 民間開発事業を適正に指導することにより、良好な居住環境の整備を推進します。

(3) 空き家対策の推進

【担当課：まちづくり推進課】

- 空き家相談センターでの相談や空き家バンク*への登録を促し、空き家の利活用を推進します。
- 管理不全状態の空き家等及び特定空家等に対する措置等を実施し、空き家の適正管理を促進します。

(4) 耐震化の支援

【担当課：建築課】

- 民間住宅の所有者に対して耐震化の必要性を啓発し、防災意識の高揚に努めます。
- 災害に強く安心して生活できる民間住宅とするため、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 住宅の所有者は、適切な維持管理及び地震防災対策に努めましょう。
- 空き家の所有者等は、適正管理に努めるとともに、管理不全状態の空き家等については、その解消を図りましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 建築物の耐震化について普及啓発活動を行うとともに、相談会の実施や耐震診断・改修等、安全性の向上に関する取組に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
定住促進住宅取得奨励金を活用した住宅取得総数(累計)	戸	1,596	2,976
令和8年度の目標値設定理由 毎年度230戸の取得を目標に設定			
住宅の耐震化率	%	76.1	81.6
令和8年度の目標値設定理由 たつの市耐震改修促進計画から設定			
管理不全状態の空き家等・特定空家等の件数	件	60	108
令和8年度の目標値設定理由 たつの市空き家等対策計画から設定			

関連する計画

- たつの市住宅マスタープラン(平成25年度～令和4年度)
- たつの市空家等対策計画(令和4年度～令和8年度)
- 市営住宅長寿命化計画(平成25年度～令和4年度)
- たつの市耐震改修促進計画(平成28年度～令和7年度)

*空き家バンク：空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度

施策6 都市公園の整備と活用

基本方針

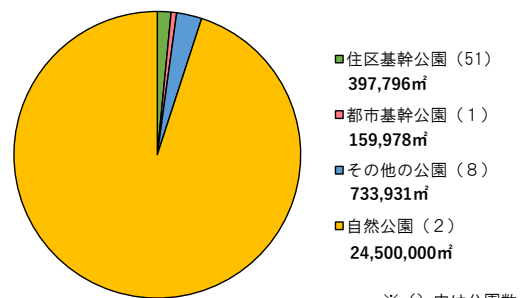
多様化した市民のニーズに応えるため、スポーツや健康増進の場、歴史文化を学べる場として、また災害時の一時避難所となるよう、都市公園の計画的な整備に努めます。また、自然緑地や歴史文化施設などと連結する緑のネットワークの形成を図ります。



これまでの取組

- 市民の憩いと安らぎの場として、市内60か所の都市公園を整備しており、そのうち、住宅地に配置している街区公園*は46か所あります。
- 都市公園の機能を維持するため、自治会と協働により清掃や除草等を行うとともに、遊戯施設などの公園施設の点検、維持修繕を行っています。

【都市公園・自然公園面積】



これからの課題

- 子どもから高齢者まですべての人が気軽に利用できるよう、「たつの市みどりの基本計画」の基本方針に基づき都市公園の整備や維持管理、公園施設の更新を適切に行い、充実を図っていく必要があります。
- 災害時の一時避難所として活用できるよう、防災機能を備えた公園の整備を進める必要があります。



■神部黍田公園



■インクルーシブ公園（イメージ）

*街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。

施策の内容

(1) 住区基幹公園の整備と活用

【担当課：都市計画課】

- 街区公園、近隣公園*、地区公園*などの住区基幹公園*を計画的に整備し、市民が自然にふれあえるコミュニティの場として活用します。
- インクルーシブ*化やバリアフリー*化等による施設の充実によって、すべての人が利用しやすい都市公園となるよう整備するとともに、市民との協働により適切な管理運営に努めます。

(2) 都市基幹公園等の整備と活用

【担当課：都市計画課】

- 地域が有する自然や歴史、暮らしなどの特性を十分に生かした質の高い都市基幹公園*等の整備を図ります。
- 龍野公園など年間を通して市内外から多くの人々が訪れる公園の適切な維持管理及び特色ある公園づくりに努めます。
- インクルーシブ化やバリアフリー化等による施設の充実によって、すべての人が利用しやすい都市公園となるよう整備するとともに、市民との協働により適切な管理運営に努めます。

(3) 防災に配慮した公園の整備と活用

【担当課：都市計画課】

- 災害時の一時避難所として活用できるよう、市街地における公園配置のバランスを取りながら、整備を行います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

→ 公園の維持管理活動への参加等、地域の公園としての意識を持ちましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

→ 公園の維持管理活動を行いましょう。



まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	17	20

令和8年度の目標値設定理由 たつの市みどりの基本計画から設定

関連する計画

○ たつの市みどりの基本計画(令和3年度～令和13年度)

*近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置する。

*地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1か所当たり面積4haを標準として配置する。

*住区基幹公園：住区基幹公園は、徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類であり、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

*インクルーシブ：「包括的な」「包み込む」という意味の英語。特に福祉分野においては、「差別や区別なく、すべての人が対象となる」といった意味で使用される。

*バリアフリー：障害のある人や高齢により身体機能が低下した人の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関する障害（バリア）を取り除いていくこと。

*都市基幹公園：都市基幹公園は、1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園分類であり、総合公園・運動公園などがある。

施策 7 地域特性を生かした土地利用の推進

基本方針

市民が誇りと愛着を持って住み続けられるよう、優れた自然環境を保全しつつ、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目指します。また、コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、中心市街地及び各都市交流拠点に居住地や都市機能を誘導し、駅やインターチェンジ周辺、幹線道路沿道等の交通利便性を生かした計画的な土地利用の推進を図ります。



これまでの取組

- 市街化調整区域では特別指定区域制度*や地区計画制度*を活用し、市民主体のまちづくりを推進しています。
- 市街化区域内では、宅地開発業者による優良な宅地供給が継続して行われており、住宅地の形成がなされています。
- JR姫新線本竜野駅、播磨新宮駅では、自由通路、橋上駅舎、駅へのアクセス道路、駅前広場等が整備され、JR姫新線東鯉崎駅においても駅へのアクセス道路、駅前広場が整備されました。また、JR山陽本線竜野駅においては、駅構内のバリアフリー化が完了しています。
- 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、市街化区域内の地籍調査を実施しています。

これからの課題

- 「たつの市都市計画マスタープラン」に基づき、それぞれの地域特性を生かしつつ、各地域の市街化区域を中心としたまちづくりを推進するため、今後も計画的な土地利用の誘導を進める必要があります。
- 人口減少、少子高齢化社会に対応するためには、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。

施策の内容

(1) 地域の特性にあった土地利用の推進

【担当課：都市計画課】

- 地域の歴史や文化を生かした土地利用を図るとともに、都市計画に関する制度等の情報提供により、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう支援します。
- 「たつの市立地適正化計画」に基づき、住宅や生活利便施設等の立地誘導を図り、公共交通ネットワークと連携した多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。
- 市街化調整区域においては、特別指定区域制度や地区計画制度等を活用し、定住の促進と地域産業の活性化を図ります。

*特別指定区域制度：市街化調整区域において、市や地域のまちづくり団体が住民と協働して地域の問題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、市からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していく制度

*地区計画制度：良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

(2) 計画的な既成市街地の整備

【担当課：都市計画課】

- 市街地の整備による優良な宅地の供給を実施します。
- 既成市街地*においては、民間開発事業に対し開発事業指導要綱等に沿って、道路等の改善や防災機能の向上を図り、快適な居住空間の形成に努めます。

(3) 駅周辺の整備

【担当課：都市計画課】

- JR山陽本線竜野駅を中心とした拠点形成に向けて地域住民と協働で検討を進め、アクセス道路等の整備や自由通路のバリアフリー化など、利便性が高く魅力のある拠点づくりを目指します。

(4) 地籍調査の推進

【担当課：用地課】

- 土地取引及び公共事業推進の円滑化や災害復旧の迅速化等を図るため、地域住民の協力を得て地籍調査を進めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

→市民主体のまちづくりに積極的に参画しましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

→地域環境や地域住民に配慮した土地利用を行いましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
駅周辺環境に対する満足度	%	52	60
令和8年度の目標値設定理由 アンケート調査による目標設定			
地籍調査事業の進捗率(市街化区域対象)	%	39.8	51.1
令和8年度の目標値設定理由 第7次国土調査事業十箇年計画から目標設定			

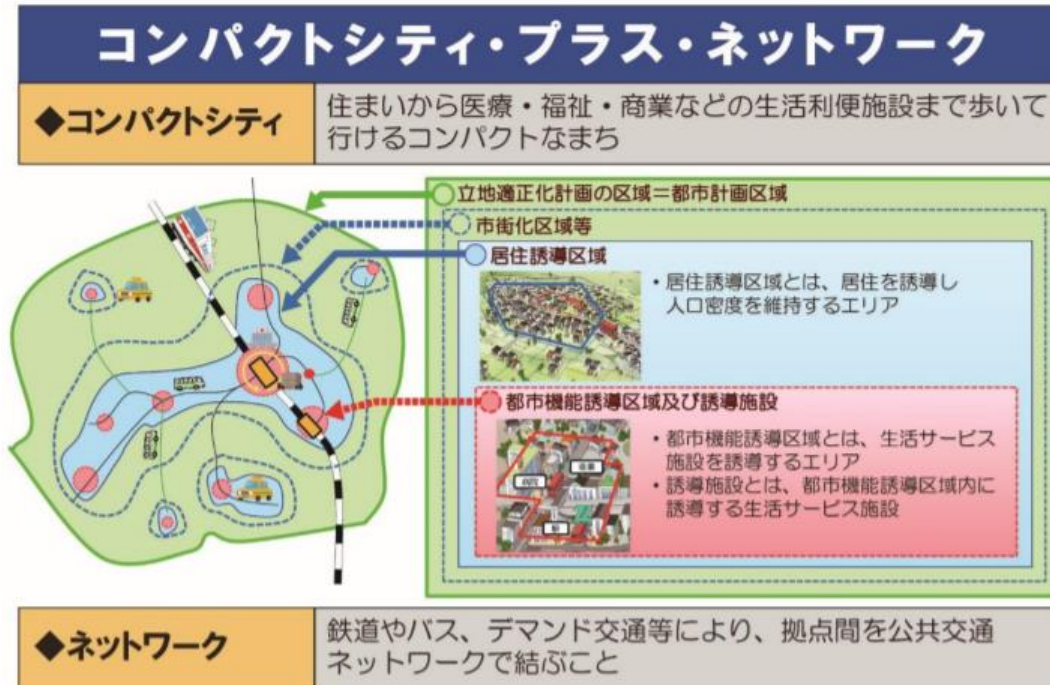
関連する計画

- たつの市都市計画マスタープラン(平成27年度～令和13年度)
- 竜野駅周辺地区都市再生整備計画(令和4年度～令和7年度)

- たつの市土地利用計画(令和3年度～令和13年度)
- たつの市立地適正化計画(平成29年度～令和22年度)

*既成市街地：都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が一定密度以上存在するなどして、市街地が形成されている地域

■立地適正化計画のイメージ



【都市計画区域・用途地域の指定状況】

(令和3年4月1日現在)

区分				面積 (ha)	割合 (%)
総数				21,087	100.0
中播都市計画 区域 (14,452ha)	市街化区域 (1,184ha)	住居系	第一種低層住居専用地域	82	0.4
			第二種低層住居専用地域	-	
			第一種中高層住居専用地域	74	0.3
			第二種中高層住居専用地域	270	1.3
			第一種住居地域	270	1.3
			第二種住居地域	54	0.3
			準住居地域	11	0.1
		商業系	近隣商業地域	49	0.2
			商業地域	26	0.1
		工業系	準工業地域	58	0.3
			工業地域	202	0.9
			工業専用地域	88	0.4
	市街化調整区域			13,268	62.9
西播磨高原 都市計画区域 (非線引き) (1,585ha)	用途地域の 指定のある 区域 (445ha)	住居系	第一種低層住居専用地域	69	0.3
			第一種中高層住居専用地域	82	0.4
		工業系	準工業地域	146	0.7
			工業地域	148	0.7
	用途地域の指定のない区域			1,140	5.4
都市計画区域外				5,050	24.0



■ J R山陽本線竜野駅周辺



■ J R姫新線東鯉崎駅周辺

施策8 上下水道施設の整備

基本方針

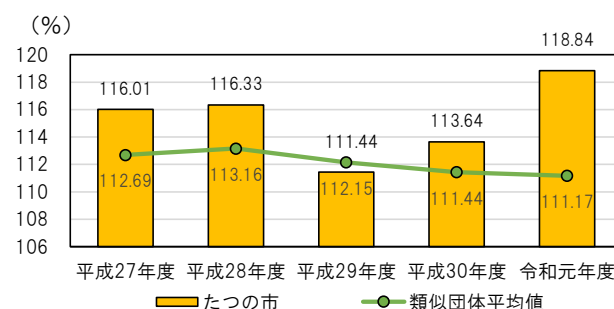
上下水道事業とともに、既存施設の統廃合等適切な規模への転換を図り、設備更新の着実な実施と効率的な維持管理により、良質なサービス提供の維持に努めます。



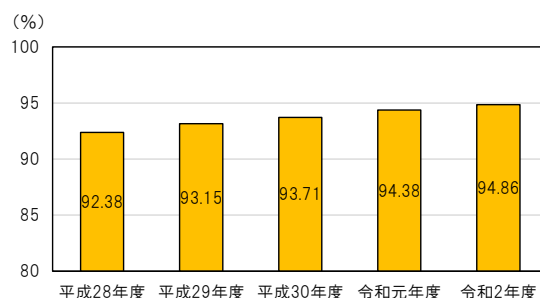
これまでの取組

- 水道事業について、標準型アセットマネジメント*に基づき、管路の更新を行っています。
- 下水道事業について、公営企業会計を適用し、独立採算による安定的な経営を目指して、下水道使用料を改定しました。
- 劣化が著しい下水道施設の改築や更新等を行っています。

【水道事業の経常収支比率】



【水洗化率】



これからの課題

- 今後も施設の改築や更新等で多額の費用を要する上に、人口減少等の影響により収益減少が見込まれますが、これらの状況に対応した持続可能な事業運営を行っていく必要があります。
- 水道事業について、将来の水需要に適応した送配水システムを検討し、施設の更新及び耐震化を効率的に進めるため、より詳細なアセットマネジメントを実施していく必要があります。
- 下水道使用料の改定後も経費回収率が低い状況は変わらず、使用料を改定する必要があります。
- 下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、統廃合等も見据えながら耐用年数を経過した施設の順次更新を進める必要があります。
- 過去に浸水被害が生じた地区において、雨水幹線や雨水路整備等の浸水対策を行っていく必要があります。

施策の内容

(1) 上水の安定供給と水質の改善

【担当課：上水道課】

- 災害に備え、老朽化対策や耐震化を進めるとともに、施設の改良及び統廃合を検討し、より一層の安定供給に努めます。
- 市内管路の漏水調査を進め、有収率の向上を図ります。
- 西播磨水道企業団及び播磨高原広域事務組合との協力体制の強化など、近隣事業体との広域的な連携を進めます。
- 原水の水質状況に応じた浄水処理を行い、国が定める水質基準の維持はもちろん、将来にわたって「安全でおいしい水」を供給するための取組を続けます。

*アセットマネジメント：持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動

(2) 下水道事業の推進

【担当課：下水道管理課、下水道施設課】

- 水洗化の啓発等により未接続家屋を解消し、生活環境の向上に努めます。
- 持続可能な事業運営を行うため、農業集落排水施設の統廃合等を推進するとともに、効率的な施設整備や段階的な使用料の見直しを行います。
- 台風や記録的豪雨等による浸水被害の軽減を図り、安全・安心な市民生活を確保するため浸水対策事業を計画的に実施します。

(3) 前処理場の維持管理

【担当課：下水道管理課、下水道施設課】

- 「たつの市下水道ストックマネジメント*計画」に基づき、計画的な老朽化施設の改築を行うとともに、脱臭設備の整備を進め、環境の改善を図ります。
- 安定した前処理場運営を目指し、原因者負担の原則に基づく使用料の確保及び維持管理費の縮減に努めるとともに、国・県からの恒久的な財源支援に向け要望を続けます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 日常生活において節水に取り組みましょう。
- 漏水に注意し、早期発見・早期修理に努めましょう。
- 配管や器具の適切な維持管理に努めましょう。
- 下水道に異物・油脂分等を流さないようにしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 事業所内にある水道施設を適切に管理しましょう。
- グリーストラップ*等の除害施設の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
有収率(上水道)	%	89.5	91.0
令和8年度の目標値設定理由 全国平均値より高い水準を目指して設定			
水洗化率	%	94.9	96.0
令和8年度の目標値設定理由 現状値の約1%増を目標として設定			

関連する計画

- たつの市水道ビジョン(令和元年度～令和10年度)
- たつの市流域関連公共下水道事業計画(令和3年度～令和9年度)
- たつの市生活排水処理計画(令和3年度～令和9年度)
- たつの市公共下水道事業計画(令和3年度～令和9年度)
- たつの市下水道ストックマネジメント計画(平成30年度～令和4年度)

*ストックマネジメント：下水道ストック（施設）の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築更新など計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。

*グリーストラップ：排水中の油脂分を分離・貯留して油脂を排水管や下水管に直接流さないようにする装置

施策 9 幹線道路網の整備

基本方針

国、県及び関係市町と協力して、広域的な道路ネットワークの強化・主要幹線道路の交通処理機能の強化を図り、だれもが安心・安全・快適に利用することのできる道路の整備を推進します。



これまでの取組

- 揖龍南北幹線道路のうち、国道2号から国道250号に至る(主)網干たつの線、龍野揖保川御津線の開通により、たつの市の中心市街地と播磨臨海部がより近くなりました。
- 龍野地域の慢性的な渋滞の緩和を目的として、補助幹線道路整備(市道上沖大道線、市道広山高駄線)により、国道179号や市道小宅揖西線に集中する車両の分散化を図っています。

これからの課題

- JR姫新線大鳥踏切以北については、広域的な道路ネットワークの強化・充実に図るため、関係機関と連携し事業を推進する必要があります。
- 通勤・通学の時間帯においては、依然として渋滞が発生しており、市民生活の利便性や安全面・防災面の向上を図るため、道路整備を推進する必要があります。



■ 令和跨線橋



施策の内容

(1) 揖龍南北幹線道路の整備

【担当課：建設課】

- JR姫新線大鳥踏切以北の事業推進に努めるとともに、早期の全線開通を目指します。

(2) 東西幹線道路の渋滞緩和

【担当課：建設課】

- 龍野地域の慢性的な渋滞緩和のため、交差点改良事業((主)姫路上郡線、市道小宅揖西線)の推進及び東西幹線道路の検討を行います。

(3) 広域幹線道路の整備

【担当課：建設課】

- 西播磨の広域防災拠点となる播磨科学公園都市への幹線道路の整備を関係市町と協力して促進し、広域道路ネットワークの形成を行います。(揖龍南北幹線道路、(主)宍粟新宮線、はりま・ふれあいロード、(一)岩見揖保川線、(主)相生宍粟線)

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 道路整備に関する話し合いに積極的に参加し、整備に協力しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 事業所周辺の道路や歩道の整備に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
幹線道路の整備率	%	47.5	86.1
令和8年度の目標値設定理由 道路整備の目標により設定			



■ 揖龍南北幹線道路（JR姫新線大鳥踏切）

施策 10 安全で快適な道路環境の整備

基本方針

生活圏を視野に入れた重点的かつ効率的な地域内道路の整備を進めるとともに、道路ストックの適切な維持管理による健全性の確保・長寿命化を図り、施設更新経費の縮減に取り組みます。
また、すべての人にやさしい道路環境の整備を図り、交通の安全を確保します。



これまでの取組

- 狭い道路の拡幅や、道路排水の整備により安全で快適な道路環境を創出しています。

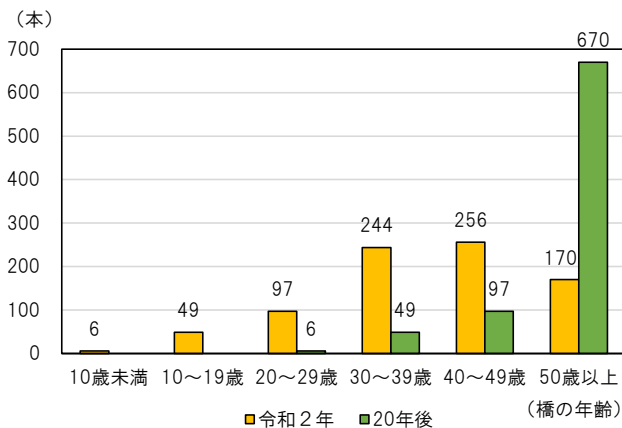
これからの課題

- 地域の実情を踏まえ、引き続き道路整備の推進を図る必要があります。
- 橋りょうなどの道路施設の老朽化が進んでいることから、交通の安全性を確保し、継続的に使用するため、計画的かつ効率的な点検、修繕による健全性を確保する必要があります。

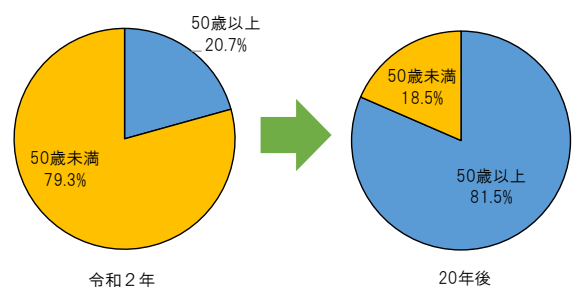


■ 橋りょう点検

【たつの市が管理する橋りょうの年齢】



【高齢化橋りょうの分布の変化】



施策の内容

(1) 地域内道路の整備

【担当課：建設課】

- 市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な生活を確保するため、地域内道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。
- 市民との協働により、生活に密接に関わる道路・排水路の美化活動や整備に取り組めます。

(2) 地域間連絡道路の整備

【担当課：建設課】

- 幹線道路を補完する役割を持った地域間連絡道路を整備することにより、災害に強い道路ネットワークを構築します。

(3) 道路・橋りょうインフラの長寿命化

【担当課：建設課】

- 橋りょうなど老朽化が進む道路施設について、計画的な点検や補修など適切な維持管理を行うことで、長寿命化に取り組めます。
- 道路構造物等の点検及び修繕について、ドローンなどの新技術の活用を検討し、効率化や費用削減に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 道路や側溝の清掃など身近な道路の愛護に努めましょう。
- 道路の穴や陥没等危険を及ぼすような箇所を見かけたら速やかに道路管理者に連絡しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 道路清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
道路ストック長寿命化達成率	%	26.0	51.9
令和8年度の目標値設定理由 道路橋長寿命化修繕計画の目標値より設定			

関連する計画

○道路橋長寿命化修繕計画(平成27年度～)

○トンネル長寿命化修繕計画(平成30年度～)

施策 11 公共交通の充実

基本方針

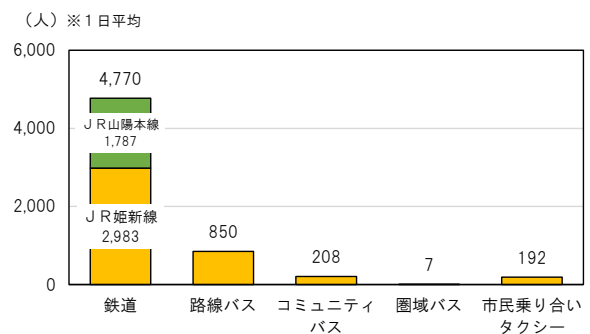
鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築し、マイカーへの依存から脱却した持続可能な地域旅客運送サービスの確保・維持・改善と利用促進を図り、まちづくり・福祉・観光と一体となった公共交通環境を整備します。



これまでの取組

- 路線バスの運行本数の維持確保を図るため、国・県と協調して運行助成を行っています。
- コミュニティバスの利便性の向上を図るため、利用状況やアンケート調査の結果を基に、運行内容の見直しを行っています。
- 市民乗り合いタクシー（デマンド交通）の運行により公共交通空白地域を解消しています。
- 総合時刻表の発行により市内の交通機関及びダイヤを周知するなど、利用者の利便性向上に努めています。

【公共交通利用者数】



これからの課題

- JR姫新線の年間乗車人数 300 万人を目標として、乗車人数の増加とマイレール意識の醸成に主眼を置いた事業を展開する必要があります。
- JR姫新線の通勤・通学時間帯の混雑解消や播磨新宮駅より西の駅へのICカード対応改札機の設置による利便性と快適性の向上を図る必要があります。
- JR山陽本線の運行本数の増加による利便性の向上を図る必要があります。
- 市民のニーズを見極め、新たなモビリティ*技術の導入に取り組む必要があります。

施策の内容

(1) JR 姫新線利用促進活動の展開

【担当課: まちづくり推進課】

- JR姫新線の利便性・速達性の優位性を沿線地域内外に広報し、地域の基幹公共交通として維持できるよう利用促進及び沿線地域の活性化に取り組みます。
- 姫新線利用促進・活性化同盟会等を通じ、運行車両の増結やICカード対応改札機の設置について要望活動を実施するとともに、年間 300 万人の乗車を維持していくため、沿線住民にJR姫新線の重要性への理解促進とマイレール意識の醸成を図ります。

*モビリティ: 「可動性」「移動性」などを意味し、乗り物など人の移動に関する用語

(2) JR山陽本線の利便性の向上

【担当課：まちづくり推進課】

- 駅周辺整備の実施に伴い、運行本数の増加等利便性の向上について、沿線市町で構成する山陽本線沿線市町連絡会や西播磨市町長会を通じ、要望活動を実施します。

(3) 路線バスの確保

【担当課：まちづくり推進課】

- 路線の維持確保に努めるとともに、公共性の高い路線は、国・県と協調して運行助成を行います。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏域内外の円滑な移動を確保するため、光都バスセンターを中心とした多様なモード*間の交通結節点を整備し、乗り継ぎ情報の発信を行います。

(4) 地域公共交通の改編

【担当課：まちづくり推進課】

- 「たつの市地域公共交通計画」を策定し、持続可能でだれもが移動しやすい地域公共交通ネットワークの実現に取り組みます。
- コミュニティバスは、沿線環境の変化に応じて運行内容の見直しを行い、更なる利便性の向上を目指します。
- 市民乗り合いタクシーを運行し、市民の交通需要にきめ細かく対応します。
- 鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が連携した総合的な交通体系を維持しつつ、利便性の向上と効率的な運行を図るとともに、MaaS*などの新たな交通サービスの構築に取り組みます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 公共交通機関を積極的に利用し、渋滞解消やCO₂削減による環境への配慮に取り組みましょう。
- 公共交通をより身近な存在として認識し、地域の足は地域で守るという意識を持ちましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通機関の更なる利用に努めましょう。
- 交通事業者や各団体が相互に連携し、公共交通を円滑に利用できる制度や環境を整備しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
公共交通利用者数(1日平均)	人	6,027	7,000

令和8年度の目標値設定理由 たつの市地域公共交通計画の目標値より設定

関連する計画

○たつの市地域公共交通計画(令和4年度～令和8年度)



■市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」

*モード：交通において徒歩、自転車、路線バスなどの交通手段

*MaaS：利用者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービス

施策 12 防災体制の確立

基本方針

安全・安心なまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が一体となって防災体制を強化していくとともに、災害に強い基盤整備に努め、総合的な防災対策を推進します。

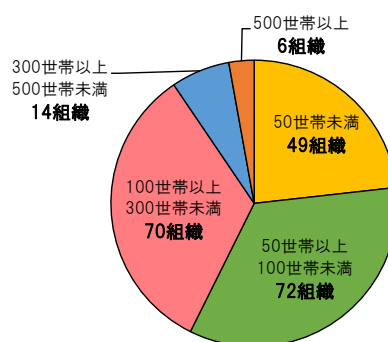


これまでの取組

- 自主防災組織の活動を助成し、地域の防災力の向上に努めており、災害時における避難行動要支援者個別支援計画の作成や計画に基づいた避難訓練の実施を支援しています。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症に対応した避難所運営を行うため、屋内用テント、間仕切りや消毒用アルコールなどの防災備品を備蓄しています。
- 現実に即した実効性のある計画となるよう、「たつの市地域防災計画」の改訂を行っています。

【自主防災組織の状況】

令和3年4月1日現在



これからの課題

- 防災行政無線やたつの防災防犯ネットなどの多様な情報発信システムを活用し、早い段階から市民に災害情報を伝達していますが、災害時に避難行動をとることができる市民は少数であり、平時から訓練を実施していく必要があります。
- 大規模災害に対応できるよう、防災関係機関等と災害時相互応援協定を締結するなど、連携強化が重要です。
- 災害時における避難所での感染症対策と併せて、在宅避難や分散避難など感染リスクを踏まえた避難についての検討を呼びかける必要があります。

施策の内容

(1) 情報伝達体制の充実

【担当課：危機管理課】

- 防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム(Jアラート)*の適切な管理運用を行い、災害発生時または発生のおそれがあるとき、市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努めます。
- 外出中や放送が聞こえにくい市民に対し、防災行政無線の放送内容が確認できる電話応答サービス、気象情報や避難情報などをスマートフォン等で受信できる「ひょうご防災ネット」の普及を図り、多様なメディアによる情報伝達に努めるとともに、防災行政無線の効果的な運用について検討します。

*全国瞬時警報システム(Jアラート)：津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国から情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を直接、そして瞬時に伝達するシステム

*マイ避難カード：災害の危険が迫っている時に、「いつ」「どこに」「どのように」避難するかをあらかじめ自分で確認、点検し、書き記しておく、自宅内の普段から目につく場所に掲出しておくなど、いざという時の避難行動に役立てるためのカード

(2) 避難対策の充実

【担当課：危機管理課】

- 地域住民に対し、南海トラフ地震や山崎断層帯地震、ゲリラ豪雨による水害や土砂災害などの災害時における避難所・避難経路・危険箇所等を周知徹底するため、様々な災害に対応した防災訓練や防災マップを活用した出前講座の実施を更に促進します。
- 災害時の在宅避難や分散避難など多様な避難を周知するとともに、マイ避難カード*の普及に努めます。
- 避難所案内標識等の充実や早めの避難情報発表により、市民や観光客等の自主的な避難行動を促進します。
- 避難所となる公共施設の耐震化など安全性の確保を図ります。災害が長期化するおそれがある場合、福祉避難所を開設し、高齢者・障害者その他の特に配慮を要する人等が安全に避難生活を送れる場所の確保に努めます。
- 兵庫県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を参考に、感染症等に対応した避難所運営を円滑に行えるよう、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備などの備えを着実に進めます。
- 揖保川水系の最大規模の降雨による浸水を想定し、国・県、市内事業所等と連携し避難所及び避難経路等の確保に努めます。

(3) 自主防災組織の育成

【担当課：危機管理課】

- 地域に根差し、重要な防災機能を担う自主防災組織の育成を支援するとともに、地域防災の要となるべき人材育成に取り組み、組織の活性化を図ります。
- 自主防災組織による地区防災計画の作成を支援するとともに、福祉部局と連携し、災害時における避難行動要支援者の避難行動が円滑に行えるよう個別支援計画の作成を支援します。
- 地域の実情に即した防災訓練を実施し、自主防災組織に対する活動助成、消防器具助成、AED(自動体外式除細動器)設置助成を引き続き行い、地域防災力の向上に努めます。

(4) 広域連携体制の充実

【担当課：危機管理課】

- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏及び播磨圏域連携中枢都市圏の圏域市町をはじめ、市域・県域を越えた市町との広域的な相互応援体制を充実させ、大規模災害に対応した防災体制を推進するとともに、危険物・放射性物質等の災害に備え、専門機関との連携を強化し、即応体制の確立を図ります。
- 大規模災害が発生した際、近隣市町をはじめ県及び県外関係機関からの災害支援を円滑に受入れるための「たつの市災害時受援計画」を作成し、社会福祉協議会等と連携し受入体制の確立に努めます。

(5) 危機管理体制の整備

【担当課：危機管理課】

- 「たつの市地域防災計画」について、国、県の動向を注視して随時見直しを行うとともに、民間事業者等との応援協定締結を推進し、防災対策の充実を図ります。
- 「たつの市防災会議」において、女性委員の割合を高めるなど、女性の視点を加えた防災対応の強化を図ります。



■消防団合同林野火災防御訓練



■兵庫県・西播磨合同防災訓練

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 日頃から防災マップにより災害時の避難場所や避難経路を確認するとともに、家庭での食料や飲料水などの備蓄に努め、非常持出品をすぐ取り出せる場所に保管するなど、防災意識を高めましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 避難情報が発せられた時に、速やかに避難行動がとれるよう常に心掛けましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 防災活動に参加し、災害発生時には、救助・救援活動等、地域で助け合いましょう。
- 防災対策として、業務継続計画の策定について検討しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
災害協定締結民間事業者数(累計)	件	35	47
令和8年度の目標値設定理由 毎年2件の増加を目標に設定			
家屋被害認定土数	人	31	43
令和8年度の目標値設定理由 毎年2名の増員を目標に設定			
ひょうご防災リーダーフォローアップ 講座年間受講者数	人	41※	45
令和8年度の目標値設定理由 市内在住のひょうご防災リーダー数を基に設定			

※令和元年度実績

関連する計画

- たつの市国土強靱化計画(令和4年度～令和8年度)
- たつの市地域防災計画(平成26年度～)

- たつの市水防計画(平成26年度～)
- たつの市災害時受援計画(令和2年度～)

【山崎断層帯地震被害想定（本市の被害想定）】

最大震度		震度7	発災時刻別の被害		
被害状況	種別	被害	冬5時	夏12時	冬18時
原因別建物全壊棟数 (棟)	揺れ	2,868	-	-	-
	液状化	186	-	-	-
	火災(消失棟数)		2	3	5
	土砂災害	230	-	-	-
原因別建物半壊棟数 (棟)	揺れ	7,220	-	-	-
	液状化	-	-	-	-
	土砂災害	537	-	-	-
原因別死者数(人)	建物倒壊		181	63	129
	火災(消失棟数)		1	1	1
	土砂災害	16	-	-	-
	道路被害	1	-	-	-
	鉄道被害	5	-	-	-
原因別負傷者数(人)	建物倒壊		802	295	581
	火災	-			
	土砂災害	20			
	道路被害	20			
	鉄道被害	10			
原因別重傷者数(人) (負傷者数の内数)	建物倒壊		92	34	67
	火災	-			
	土砂災害	-			
	道路被害	2			
	鉄道被害	4			

最大震度		震度7	発災時刻別の被害		
被害状況	種別	被害	冬5時	夏12時	冬18時
建物被害による避難者数 (人)		9,942	-	-	-
断水による避難者数 (人)	1日後	14,503	-	-	-
	4日後	11,334	-	-	-
	1か月後	7,519	-	-	-
帰宅困難者数(人)	当日	17,019	-	-	-
断水人口(人)	1日後	49,429	-	-	-
下水道支障人口(人)	1日後	9,653	-	-	-
停電(軒)	1日後	10,835	-	-	-
通信支障回線(回線)	1日後	7,174	-	-	-
ガス供給停止(戸)	1日後	100	-	-	-

【南海トラフ地震・津波被害想定（本市の被害想定）】

外力情報					最大震度			発災時刻別の被害		
震度別面積率（％）	震度 7	0.0	震度 5 強	57.3	被害状況	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	
	震度 6 強	1.1	震度 5 弱以下	20.2						
	震度 6 弱	21.4								
最大津波水位（T.P.（m））	2.3				原因別建物全壊棟数（棟）	計	483	482	484	
1 m津波の到達時刻（分後）	120					揺れ	251	251	251	
浸水面積（ha）			1 m以上	109		液状化	19	19	19	
	5 m以上	0	0.3m以上	207		火災	1	0	2	
	3 m以上	微少	0.3m未満	52		土砂災害	16	16	16	
					津波	196	196	196		
原因別建物半壊棟数（棟）	計				計	3,169	3,169	3,168		
	揺れ				揺れ	1,887	1,887	1,886		
	液状化				液状化	594	594	594		
	土砂災害				土砂災害	37	37	37		
	津波				津波	651	651	651		
原因別死者数（人）	計				計	234	195	211		
	揺れ				揺れ	13	8	11		
	（うち屋内収容物落下等）				（うち屋内収容物落下等）	（0）	（0）	（0）		
	火災				火災	0	0	0		
	土砂災害				土砂災害	1	1	1		
	津波				津波	220	186	199		
	ブロック塀等の転倒、落下物				ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0		
	交通（道路）				交通（道路）	0	0	0		
原因別負傷者数（人）	計				計	637	450	508		
	揺れ				揺れ	367	270	295		
	（うち屋内収容物落下等）				（うち屋内収容物落下等）	（9）	（5）	（7）		
	土砂災害				土砂災害	2	1	1		
	津波				津波	267	178	210		
	ブロック塀等の転倒、落下物				ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1		
	交通（道路）				交通（道路）	1	1	1		
原因別重傷者数（人） （負傷者数の内数）	計				計	112	82	90		
	揺れ				揺れ	20	21	18		
	（うち屋内収容物落下等）				（うち屋内収容物落下等）	（1）	（1）	（1）		
	土砂災害				土砂災害	1	0	1		
	津波				津波	91	61	71		
	ブロック塀等の転倒、落下物				ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0		
	交通（道路）				交通（道路）	0	0	0		
避難者数（人）	当日				当日	2,159	1,576	1,788		
	1 日後				1 日後	2,159	1,576	1,788		
	1 週間後				1 週間後	589	655	631		
	1 か月後				1 か月後	304	338	326		
帰宅困難者数（人）	当日				当日	-	3,970	2,774		
断水人口（人）	1 日後				1 日後	12,512	12,512	12,512		
下水道支障人口（人）	1 日後				1 日後	1,112	1,112	1,112		
停電（軒）	1 日後				1 日後	87	87	87		
通信支障回線（回線）	1 日後				1 日後	201	201	201		
ガス供給停止（戸）	1 日後				1 日後	0	0	0		
災害廃棄物等（千トン）	計				計	150～206	150～206	150～206		
	災害廃棄物				災害廃棄物	55	55	55		
	津波堆積物				津波堆積物	95～151	95～151	95～151		





■防災訓練（救助訓練）

序論

基本構想

基本計画

序

1

2

3

4

5

まち未来
創生戦略

SDGs

施策 13 消防・救急・救助体制の充実

基本方針

安全で安心なまちづくりを目指し、災害の初動体制及び広域応援体制の確立を図るとともに、消防署と消防団との連携強化、消防施設の充実強化に努めます。また、地域における自主的な防火・防災・救命技術を向上させ、市民と協働した消防・救急・救助体制の確立に努めます。



これまでの取組

- 複雑大規模化する災害に対応するため、平成 25 年に西播磨地域3市2町による西はりま消防組合を発足し、平成 28 年から高機能消防指令センター*を運用開始しました。指揮命令系統の一元化と効率的な部隊運用を実現し、消防力の強化と充実に努めています。
- 平成 30 年度からたつの消防署光都分署を開署し、播磨科学公園都市の区域も西はりま消防組合の管轄となり、広域消防体制の効果が発揮されています。



■ 光都分署に配備された新はしご車

これからの課題

- 効率的・効果的な消防業務を推進するため、更なる広域的な消防体制の確立を目指す必要があります。
- 高齢化により救急需要は年々増加傾向にあり、医療機関・ドクターヘリとの更なる連携強化を図る必要があります。
- 火災予防思想の普及のため、地域における実践的な訓練や研修を行うとともに、防火対象物や危険物施設への予防指導を充実し、事業所等の防火管理体制の強化を図る必要があります。
- 消防団は、地域防災の要であることから、団員の確保や知識・技術の向上に努めつつ、団施設の計画的整備を行い、消防署と連携した消防体制の確立を図る必要があります。



■ 消防出初式 一斉放水

施策の内容

(1) 消防署の消防力の強化

【担当課：西はりま消防組合】

- 自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、消防・救急・救助隊員の専任化による機動力の強化に努めるとともに、消防職員の高度な知識の習得と技術の向上など人材育成を推進し、消防体制の充実を図ります。
- 災害の複雑化、多様化に対応するため、消防車両及び資機材の計画的な整備を行い、更なる消防力強化に努めます。

*高機能消防指令センター：119 番通報及び緊急通報の受信、出動部隊の編制、出動指令、出動部隊に対する情報提供及び支援業務を行い、各種災害事案を管制する施設

(2) 救急・救助業務の充実

【担当課：西はりま消防組合】

- 救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を充実させるとともに、メディカルコントロール体制*の推進と医療機関・ドクターヘリ・県防災ヘリとの連携強化を図り、救命率の向上に努めます。
- 播磨姫路救急搬送システム*に参画し、共同運用することで医療機関と救急隊の連携を図り、円滑な救急搬送体制を確立します。
- 最新の救助資機材の整備や救助隊員の教育訓練により、救助体制を強化します。

(3) 消防団の消防力の強化

【担当課：危機管理課】

- 消防団への加入を促進し、団員の確保と組織力の強化に努めます。
- 消防団車庫、消防車両及び活動に必要な装備品の計画的整備により、活動の充実に努めます。
- 消防団員の教育訓練を充実するとともに、消防署と連携した消防体制の確立に努めます。

(4) 火災予防の推進と救命処置の普及

【担当課：西はりま消防組合】

- 防火対象物や危険物施設の査察・指導を強化し、火災予防や事故の未然防止に努めます。
- 消防訓練や救急講習等を通じて、市民の防火意識の高揚と救命技術の普及を図ります。

(5) 消防水利の充実

【担当課：危機管理課】

- 消防水利の基準に基づき、消火栓や防火水槽などを計画的に整備し、消防力の強化に努めます。

(6) 広域消防の充実

【担当課：危機管理課】

- 消防の広域化によって、消防力を強化し、市民の生命・身体及び財産を守る役割を果たすとともに、市民サービスの向上と効率的な運営体制の確立を目指します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 地域ぐるみで防火防災意識を育みましょう。
- 救急講習へ積極的に参加しましょう。
- 消防団に入団しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 事故防止・火災予防に努め、安全安心な職場環境をつくりましょう。
- 従業員等が地域の消防団員である場合、その人の団員活動に配慮しましょう。

*メディカルコントロール体制：消防機関と医療機関との連携によって、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる。
②実施した救急活動の医学的判断、処理の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する。③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う。という体制

*播磨姫路救急搬送システム：中・西播磨地域の円滑な救急活動を支援するためのシステム。救急隊の搬送状況や、医療機関体制（病床状況・検査設備等の有無）をシステム上でリアルタイムで閲覧可能

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
消防団車両更新数(累計)	台	3	10
令和8年度の目標値設定理由 車両の更新計画から設定(所有台数 48 台のうち 10 台を更新)			
住宅用火災警報器設置率	%	47	70
令和8年度の目標値設定理由 条例基準による設置を向上させることを目標に設定			
応急手当普及員講習受講者数(累計)	人	378	498
令和8年度の目標値設定理由 過去の実績値から毎年 20 名の受講者を設定			
消防用設備等点検結果年間報告件数	件	869	1,250
令和8年度の目標値設定理由 過去5年間の報告実績から設定			
消防団員総数	人	1,296	1,500
令和8年度の目標値設定理由 条例定数を満たすことを目標に設定			

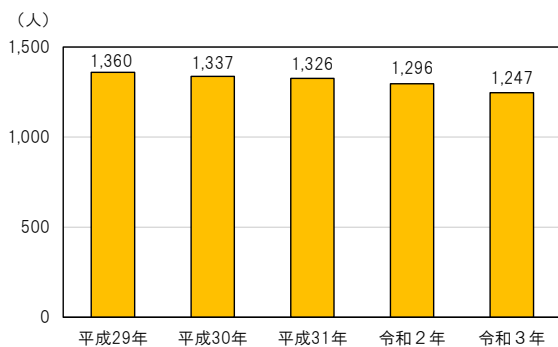


■播磨姫路救急搬送システム



■小学6年生救命入門コース

【消防団員数の推移】



【消防施設の状況】

(令和3年4月1日現在)

区分	庁舎施設	消防車総数					救助工作車	救急車	その他の車両	ポンプ台数	消火栓	防火水槽	その他の水利
		消防ポンプ自動車	小型道埋機ポンプ付積載車	はしご自動車	その他								
たつの消防署 (光部分署を含む)	5	14	6	-	2	6	1	7	10	5	-	-	-

【火災発生件数の推移】

		単位：件				
区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
建物	公共物	-	-	2	1	2
	住宅	6	7	6	6	3
	工場	1	7	6	6	2
	納屋	5	-	2	2	4
	その他	-	4	3	4	2
	小計	12	18	19	19	13
林野		1	-	2	1	-
車両		2	2	4	4	2
その他		7	6	6	5	7
合計		22	26	31	29	22

【火災原因別の推移】

		単位：件				
原因区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
マッチ・タバコ		2	-	1	2	4
火あそび		1	-	-	-	-
たき火		3	6	4	5	7
こんろ関係		2	2	3	-	-
内燃関係		-	-	-	-	-
電気関係		1	5	5	3	3
暖房関係		3	1	2	-	1
かまど		-	-	-	1	-
煙道・煙突		-	-	-	-	-
放火・放火の疑い		2	2	-	1	1
バーナー関係		-	-	-	-	-
自然発火		-	1	-	-	-
不明火		3	3	3	4	1
天災		-	1	-	-	-
その他		5	5	13	13	5
合計		22	26	31	29	22

(注)「その他」：枯草延焼等

【事故別救急出動件数の推移】

		単位：件				
区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
交通		329	389	313	303	253
一般負傷		513	505	514	543	551
急病		2,006	2,028	2,115	1,983	1,926
上記以外	火災	11	21	16	14	12
	自然災害	-	1	-	-	-
	水難	2	2	3	-	2
	労働災害	35	38	46	47	43
	運動競技	29	26	38	14	18
	加害	8	7	18	9	14
	自損行為	21	41	25	25	31
	その他	368	377	432	425	483
	小計	474	513	578	534	603
合計		3,322	3,435	3,520	3,363	3,333

【事故別救助出動件数の推移】

		単位：件				
区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
火災	建物	2	1	-	2	-
	建物以外	-	1	-	-	-
交通事故		28	31	27	24	19
水難事故		2	-	2	-	2
風水害等自然災害		-	-	-	-	-
機械による事故		2	5	1	2	4
建物等による事故		5	12	12	9	21
ガス及び酸欠事故		-	-	-	2	1
破裂事故		-	-	-	-	-
その他の事故		3	13	8	18	22
合計		42	63	50	57	69

※上掲の表はすべて、平成30年度以降の数値について、光都分署を含めて計上しています。

施策 14 交通安全対策の推進

基本方針

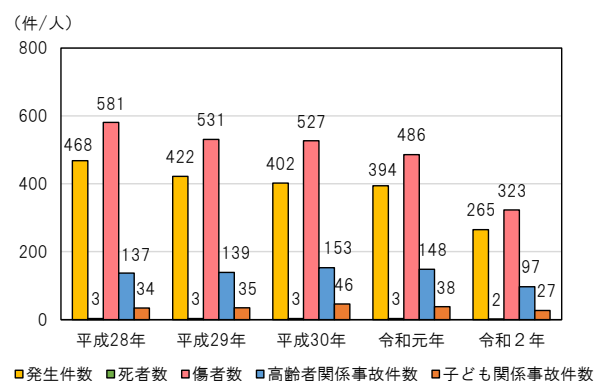
交通安全啓発活動の充実と子ども・高齢者・障害のある人の安全確保に重点を置いた交通安全施設整備に努め、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。



これまでの取組

- 学校園、警察等と連携し、危険箇所の確認を行い、通学路などの子どもの移動経路における交通安全対策を推進しています。
- 安全で快適な道路交通環境整備のため、防護柵や道路照明など交通安全施設の整備を行っています。
- 交通安全協会、警察等関係機関と連携し、各種交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めています。

【交通事故発生状況の推移】



これからの課題

- 通学路などの子どもの移動経路における安全確保の取組を継続的、効果的に実施する必要があります。
- 交通事故の防止に向け、効果的な交通安全施設の設置や交通安全啓発等、関係機関と連携したハード、ソフトの両面からの交通安全対策を推進する必要があります。
- 高齢運転者対策の充実・強化を図る必要があります。



■交通安全啓発活動



■グリーンベルト

施策の内容

(1) 安全・安心な道路交通環境の整備

【担当課：建設課】

- だれもが安全で安心して通行ができる環境を整備するため、道路交通環境の点検を実施し、カーブミラー、防護柵、道路照明灯の設置等交通安全施設の充実に努めます。
- 歩行者が安心して道路を利用できるよう、歩道やグリーンベルトの整備を推進します。
- 自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車通行空間を創出します。

(2) 交通安全意識の高揚

【担当課：危機管理課】

- 市民・関係団体・行政が連携・協力の下、交通要所における立番や啓発グッズの配布等による啓発活動を実施し、積極的・継続的に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
- 警察署、交通安全協会等と協力し、子どもや高齢者など年齢層に応じた交通安全啓発活動に取り組み、交通安全意識の高揚に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 自動車・自転車・歩行者それぞれが交通マナーや安全に対する意識を高めましょう。
- 交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。
- 地域の住民や児童と行政が協働により実施する道路施設の点検活動に積極的に参加しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 従業員等に交通ルールの遵守を徹底させましょう。
- 地域が実施する交通安全啓発活動に積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
年間交通事故死傷者数	人	489※	400
令和8年度の目標値設定理由 過去5年間の最低死傷者数を下回ることを目標に設定			

※令和元年度実績

関連する計画

○自転車ネットワーク計画(令和元年度～令和10年度)

施策15 暮らしの安全確保

基本方針

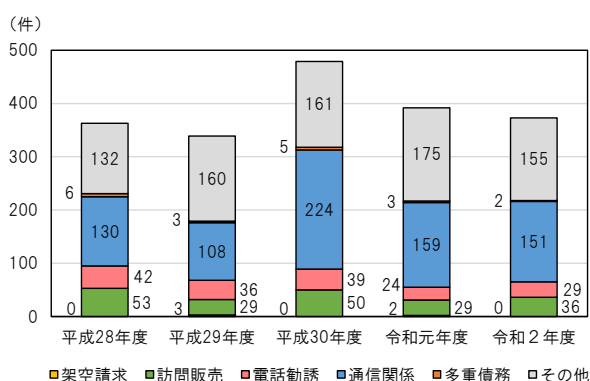
市民の安全・安心な暮らしを確保し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域、警察、関係団体と連携し、各種犯罪の抑止に努めます。



これまでの取組

- 地域の見守り力向上を目的として、自治会や防犯グループ等の地域団体が積極的に設置している防犯カメラの費用を助成するなどの支援を行い、犯罪抑止の向上を図っています。
- 最近の不安定な国際情勢に鑑み、不測の事態に備えた全国瞬時警報システム(Jアラート)や安否情報システムなどの情報システムの訓練を定期的に行っています。
- 多様化している消費者被害に対して、出前講座や街頭啓発、広報による啓発などを行い、消費者被害の未然防止に努めています。
- 消費者の利益の擁護及び増進を図るため、消費生活センターを設置し、消費生活相談員による相談業務を実施しています。

【消費生活相談の推移】



これからの課題

- 安全なまちを維持するため、市民・行政・関係団体の連携・協力体制を保ち、一人ひとりの防犯意識の高揚に努める必要があります。
- 幅広い世代に対し、消費者トラブルに関する情報共有や対応策等を発信する必要があります。
- デジタル社会において、インターネットを利用した売買や決済等が普及する中、消費者が安心して利用できるよう取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 防犯体制の充実

【担当課：危機管理課、建設課】

- レッドパトロール、青色防犯パトロール、地域ふれあいの会、まちづくり防犯グループなどによる市内巡回・犯罪抑止活動・防犯啓発活動を推進します。
- 自治会などの地域団体が設置する防犯カメラに係る費用やLED街灯設置費用を継続して助成し、地域犯罪抑止を図るとともに、情報提供については、たつの防災防犯ネットを利用した防犯情報の迅速な配信に努めます。
- 安全で安心な市民生活を確保するため、各種団体により構成されたたつの市安全安心まちづくり推進協議会において、安全安心に関する施策を協議します。

(2) 国民保護体制の確立

【担当課：危機管理課】

- 武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「たつの市国民保護計画」に基づき、関係機関との連携強化に努め、緊急時には正確な情報を把握し、全国瞬時警報システム(Jアラート)による市民への迅速な情報提供や避難誘導、避難住民等の救援及び武力攻撃への対処などの確な保護措置の実施により、被害の軽減に努めます。

(3) 消費生活の安全確保

【担当課：商工振興課】

- インターネット・携帯電話によるトラブルや高齢者等を狙った悪質商法が巧妙化し、被害が深刻化する中、関係機関と連携し、消費生活に関わる情報提供や出前講座などの啓発活動を行い、被害の未然防止に努めます。
- 専門知識を持った相談員を配置し、被害にあった方への相談体制の確保に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 一人ひとりが防犯意識を高め、自分でできる防犯を考えましょう。
- 地域ふれあいの会などの防犯グループの活動に積極的に参加しましょう。
- 自主的、自発的に警報をはじめメディア等による情報収集を行い、避難行動をとりましょう。
- 自助・共助の精神に基づき、近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めるとともに、各家庭においては、食料・飲料水等を備蓄しましょう。
- 消費者として正しい知識の習得と定着を図りましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 通学路や過去の犯罪発生場所へのパトロール等、各種防犯活動に努めましょう。
- 防犯点検の実施や防犯設備の導入等、事業所における防犯対策の強化に努めましょう。
- 有事の際は、従業員は顧客等の避難誘導を、事業者は従業員等の安否確認を行い、避難はできる限り事業所単位で行動しましょう。
- 事業所等において、食料・飲料水等を備蓄しましょう。
- 消費者に対して必要な情報の提供と啓発に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
年間犯罪発生件数	件	394	330
令和8年度の目標値設定理由 県の目標値を参考に前年比3%減少を目標に設定			
防犯カメラ設置件数	件	93	170
令和8年度の目標値設定理由 防犯カメラ設置補助件数の過去5年間の平均増加数を基に算出			

関連する計画

○たつの市国民保護計画(平成19年度～)

【犯罪発生件数の推移】

単位：件					
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	682	736	745	574	521
凶悪犯	2	2	5	5	1
粗暴犯	45	58	65	58	57
窃盗犯	458	463	440	375	344
知能犯	38	25	34	31	21
風俗犯	4	13	5	9	3
その他	135	175	196	96	95

※揖保郡太子町を含めた数値



■防犯カメラの設置

第2章

やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち

第1節 安心して子育てができるまちをつくる …… 96

施策16 結婚・出産・子育て支援の充実 …… 96

- (1) 経済的支援の充実 (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 相談・支援体制の充実

施策17 ひとり親家庭等の福祉の充実 …… 98

- (1) 経済的自立支援の充実 (2) 生活支援の充実
- (3) 相談・支援体制の充実

第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる …… 100

施策18 地域包括ケアシステムの構築 …… 100

- (1) 生活支援・介護予防サービスの充実 (2) 地域における介護体制の充実
- (3) 支え合う地域づくりの推進 (4) 認知症施策の推進
- (5) 在宅医療と介護の連携

施策19 生きがいづくりと社会参加の支援 …… 102

- (1) 生きがいづくり・社会参加 (2) 敬老事業の実施
- (3) 高齢者の地域貢献

第3節 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる … 104

施策20 障害のある人への生活支援と社会参加の促進 … 104

- (1) 相談・支援体制の充実 (2) 障害者への不当な差別をなくす支援
- (3) 障害者の社会参加と自立した生活の促進

第4節 共に助け合い、支え合うまちをつくる …… 106**施策 21 地域福祉の充実 …… 106**

- (1) 地域のネットワークづくり (2) 福祉のまちづくりの推進
(3) 様々な問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える …… 108**施策 22 健康づくりの推進 …… 108**

- (1) 健康増進計画・食育推進計画（第3次）の推進 (2) 母子の健康づくりの推進
(3) 成人と高齢者の健康づくりの推進 (4) 歯科保健の推進
(5) 感染症対策の推進 (6) 健康づくり組織への支援

施策 23 医療サービスの向上 …… 112

- (1) 地域医療体制の充実 (2) 市民病院の運営
(3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

施策16 結婚・出産・子育て支援の充実

基本方針

出会いに関する情報提供、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援体制や子育て家庭に対する経済的支援や子育て支援サービスを更に充実させることにより、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整え、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てしやすいまちを目指します。



これまでの取組

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的、継続的かつ専門的な支援を行うため、母子健康支援センター「はつらつ」や子育て応援センター「すくすく」を運営しています。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減のため、チャイルドシート購入費用の助成、学校給食費の補助、医療費の助成等を実施し、子育て家庭を幅広く支援しています。
- 子育てつどいの広場、児童館、ファミリーサポートセンター*の運営、延長保育、放課後児童クラブの実施等、多岐にわたる子育て支援を実施しています。



■母子健康支援センター「はつらつ」

これからの課題

- 出会いに関する情報提供を行うなどの支援の充実を図る必要があります。
- 発達に支援が必要な子どもに対しては、早期発見・早期療育につなげることが重要であるため、療育体制を充実させる必要があります。
- 核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化等、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに対しての孤立感、不安感、負担感を持つ家庭が増加しています。母子健康支援センターや子育て応援センターを中心に、関係機関との更なる連携強化の必要があります。



■はつらつベビーまごころ便事業

施策の内容

（１）経済的支援の充実

【担当課：国保医療年金課、児童福祉課、健康課、学校教育課、幼児教育課】

- 子育て家庭に対する幅広いサポートや助成を行い、経済的負担を軽減します。
- 不妊治療費の助成を実施し、不妊・不育症に悩む方の経済的な負担を軽減します。
- 妊婦健康診査料等の助成や育児用品を支給し、妊産婦の不安軽減、経済的支援を図ります。
- 中学3年生まで完全無料という市独自の医療費助成制度の継続に加え、高校生等の入院医療費を無料化し、経済的負担の軽減を図ります。

*ファミリーサポートセンター：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）とがお互い会員になって、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支える相互扶助組織のこと。

(2) 子育て支援サービスの充実

【担当課：児童福祉課、幼児教育課、社会教育課】

- ファミリーサポートセンターを運営し、子どもの送迎や預かり等により、地域で子育て家庭を支援し、子育て家庭の負担軽減に努めます。
- 子育てつどいの広場、児童館を運営し、親子の交流の場づくりの推進及び子育て支援の充実と子育て不安の軽減に努めます。
- 地域で子どもを見守るための交流拠点として、こども食堂の立ち上げと運営を支援し、子どもの居場所づくりや地域のあらゆる世代とつながる機会の確保に努めます。
- 放課後児童クラブを開設し、子どもの健全育成と子育て家庭の負担軽減に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり等の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の生活や遊びの体験を通じて、就学前の教育・保育への関心を高めてもらうため、オープン保育を実施します。
- 子育て家庭にSNS等により、直接情報を配信し、効果的なサービス利用につながる環境を構築します。

(3) 相談・支援体制の充実

【担当課：児童福祉課、健康課、幼児教育課】

- 出会いを希望する人に婚活イベント情報等を発信し、結婚のきっかけづくりを支援します。
- 妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援を行うため、母子健康支援センターや子育て応援センターの支援強化、交流、相談、訪問等による育児不安の解消や孤立化の防止を図ります。
- 虐待の予防や早期発見・早期対応に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。
- 発達に支援が必要な子どもに対し状況に応じた療育支援を行うことができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
- 病児・病後児保育事業を推進するとともに、保育所・認定こども園を地域の子育てに関する相談の場や地域交流の場として、その機能を強化します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- 出会いを希望する人を応援しましょう。
- 愛情と責任を持って子どもを育てましょう。
- 地域全体で子どもを見守り育てていく意識を持ち、子育て家庭や子どもたちの成長に理解を深めましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

- 出会いを希望する人のための取組を積極的に行いましょう。
- 子どもと子育て家庭を応援するための取組を進めていきましょう。
- 子育て家庭が安心して働けるよう、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを進めましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
出会いに関する情報提供件数	件	5	20
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
母子健康支援センター年間利用者数	人	1,639	1,800
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
要保護児童対策地域協議会管理ケースのうち、終結した割合	%	38.3	40
令和8年度の目標値設定理由 現状値を維持			

関連する計画

○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

施策 17 ひとり親家庭等の福祉の充実

基本方針



ひとり親家庭等の自立に向け、相談・支援体制の充実を図るほか、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援策を展開します。

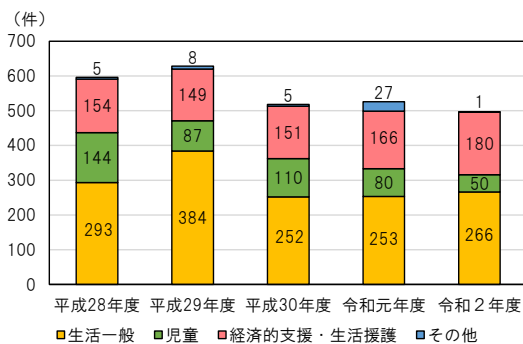
これまでの取組

- 児童扶養手当等の支給による経済的支援を行っています。
- ひとり親家庭等の割合は増加傾向にあり、母子父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら相談を受け、生活支援、就労支援、経済的支援等を行っています。

これからの課題

- 生活支援、就労支援、経済的支援等の相談件数が増加しており、内容も多様化・複雑化しています。新型コロナウイルス感染症等の特殊事情も見極めながら、関係機関と連携した相談支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供等を進めていく必要があります。

【母子父子自立支援員相談件数の推移】



■母子父子自立支援員による相談

施策の内容

(1) 経済的自立支援の充実

【担当課：児童福祉課】

- 児童扶養手当等の支給による経済的支援を行います。
- 就職に有利な資格取得の支援としての高等職業訓練促進給付金等の支給や公共職業安定所等と連携した就職先の情報提供を行うなど、更なる就労支援の拡充を図り、ひとり親家庭等の経済的自立を支援します。

(2) 生活支援の充実

【担当課：国保医療年金課、児童福祉課】

- 保護者のニーズや生活実態に応じて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内やファミリーサポートセンター等の利用促進に加えて、母子家庭等医療費助成制度により、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実

【担当課：児童福祉課】

- 母子父子自立支援員や家庭相談員などによる相談体制を整えるとともに、相談員の研修によって一層の資質向上を図り、更に他機関との連携を強化することにより、ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

→ 地域でひとり親家庭等を支えましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

→ 援助を必要とする家庭や子どもを支援しましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
ひとり親家庭等年間自立支援件数	件	497	550
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
母子父子家庭自立支援給付金年間申請件数	件	1	2
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

関連する計画

○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

施策18 地域包括ケアシステムの構築

基本方針

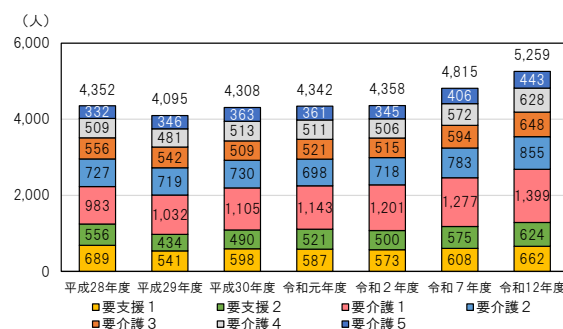
高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、福祉・医療・保健の連携のもとフォーマルサービス*・インフォーマルサービス*が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図ります。



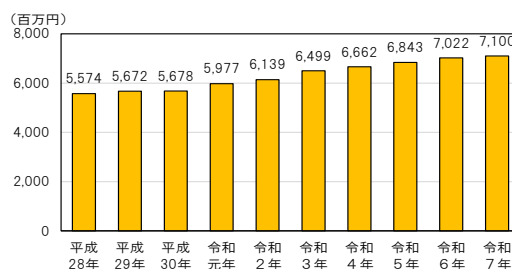
これまでの取組

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉サービス・介護予防サービス・介護保険サービス等の充実を図るとともに、サービスが適切に提供できる体制構築に取り組んでいます。
- 認知症高齢者等の増加に対して、認知症の早期発見・早期対応を行うことができるよう認知症初期集中支援チーム*の配置や認知症に備えるための連携ツールの作成・普及、認知症高齢者等を支える地域づくりなど、認知症施策の充実を図っています。
- 高齢者世帯の増加に伴い、生活支援を必要とする高齢者が増加しているため、サービスの充実だけでなく、市民主体の地域支え合い体制づくりに取り組んでいます。

【要支援・要介護認定者数の推移と推計】



【介護保険給付の推移と推計】



これからの課題

- 国は地域包括ケアシステムの構築について令和7年を目途にしており、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」などの様々なサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図る必要があります。

施策の内容

(1) 生活支援・介護予防サービスの充実

【担当課：高齢福祉課、地域包括支援課】

- 高齢者のニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、人材の確保や資質の向上、業務の効率化を図り、地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実により、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。

(2) 地域における介護体制の充実

【担当課：高齢福祉課、地域包括支援課】

- 介護が必要な高齢者に可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活を営むことができるよう、「たつの市介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所等介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

*フォーマルサービス：制度的に位置付けられた公的な援助のこと。（ホームヘルプサービス、デイサービス等）

*インフォーマルサービス：近隣、地域社会、民間、ボランティア等が行う非公的な援助のこと。

*認知症初期集中支援チーム：認知症が疑われる人または認知症の人やその家族を訪問し、必要な医療や介護等の支援につなぐ専門職チームのこと。

(3) 支え合う地域づくりの推進

【担当課：地域包括支援課】

- 生活支援コーディネーター*及び協議体との協働により、地域住民の主体的・自発的な地域づくりを推進するとともに、支援が必要な高齢者等を多様な仕組みで重層的に支え合う体制の構築及び社会参加の場を創出します。

(4) 認知症施策の推進

【担当課：地域包括支援課】

- 認知症高齢者等に対する適時適切な医療・介護サービスを提供するため、認知症初期集中支援チーム員等の更なる資質の向上を図るとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携を強化します。
- 「共生」と「予防」の視点から、認知症への理解を深めるための普及啓発を行い、見守り意識の向上を図るとともに、認知症の人本人の意見を重視した取組を行い、認知症高齢者等やその家族を見守り支援する地域づくりを推進します。
- 認知症等による介護負担の増大から生じる高齢者虐待の防止に努めるとともに、西播磨成年後見支援センターとの連携により成年後見制度*の更なる普及啓発と後見開始後の本人やその親族・後見人を支援する体制整備を図ります。
- 認知症高齢者等による事故によって、第三者に損害を与えた場合の経済的リスクに備える「はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業」を実施し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

(5) 在宅医療と介護の連携

【担当課：地域包括支援課】

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→各種団体及び事業者等の連携のもと高齢者が生活しやすい地域づくりを積極的に推進しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
認知症サポーター*養成数(累計)	人	9,461	13,000
令和8年度の目標値設定理由 過去5年間の推移により設定			
在宅高齢者の割合	%	97.5	98.0
令和8年度の目標値設定理由 過去5年間の推移により設定			

関連する計画

○第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

*生活支援コーディネーター：生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築を行う者

*成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の生活（権利や財産）を守る制度

*認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人

施策 19 生きがいがづくりと社会参加の支援

基本方針

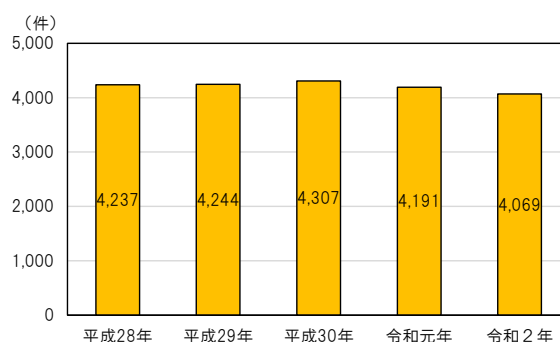
高齢者に対する敬愛精神の普及に努めるとともに充実した人生を送るための生きがいがづくり・社会参加・仲間づくりなど、高齢者の取組や活動の普及を支援し、生きがいの持てる高齢者福祉の実現を図ります。



これまでの取組

- 老人クラブ等の支援や閉じこもりがちな高齢者への外出支援、ボランティア活動への支援を通して高齢者の生きがいがづくりや社会参加に対する活動を支援しています。

【シルバー人材センター年間受託業務件数の推移】



これからの課題

- 「人生 100 年時代」の到来を見据え、豊富な経験や意欲のある高齢者が積極的にボランティア活動、社会活動等に参加できる仕組みを作るとともに、新しい時代にふさわしい高齢者の学びの場の創出や学び方の工夫、多世代交流の推進等に努めていく必要があります。
- 働き続ける高齢者の増加や地域との付き合いの薄い世帯の増加により、人と人とのつながりが弱体化しつつある中で、長年住み慣れた地域で暮らしたいと願う人も多く、高齢者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供していく必要があります。

施策の内容

(1) 生きがいがづくり・社会参加

【担当課：地域福祉課、高年福祉課】

- 高齢者の生きがいがづくりを促進し、ふれあいを深める老人クラブ活動の活性化をはじめ、高齢者向けスポーツ・レクリエーション等の普及や学習支援の充実等により、高齢者の社会参加活動を支援します。
- 地域社会での交流活動やボランティア活動等の自主的な生きがいがづくり活動を支援します。

(2) 敬老事業の実施

【担当課：高年福祉課】

- 地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、地域社会との協働による敬老事業の実施に努めます。

(3) 高齢者の地域貢献

【担当課：高年福祉課】

- 高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験・技能など、能力を地域社会に還元していく環境づくりや、高齢者自らの取組を支援します。
- 関係機関と連携した就業機会の拡大と啓発を行い、高齢者の就労意欲の促進に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→ 高齢者の生きがいづくりや地域での居場所づくりを進めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→ 事業活動において、高齢者の生きがいづくりに積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
シルバー人材センター年間受託業務件数	件	4,069	4,150
令和8年度の目標値設定理由 過去5年間の推移により設定			
生きがいセンター利用件数	件	10,302※	11,000
令和8年度の目標値設定理由 令和元年度実績から毎年約1%増を目標に設定			

※令和元年度実績

関連する計画

○第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)



■ グラウンドゴルフ



■ 高齢者の地域貢献（剪定作業）



■ たつの市敬老会



■ 高齢者生きがい創造センター（陶芸講座）

序論

基本構想

基本計画

序

1

2

3

4

5

まち未来
創生戦略

SDGs

施策 20 障害のある人への生活支援と社会参加の促進

基本方針

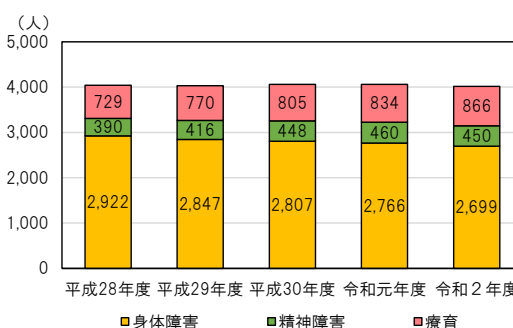
障害者が必要とする福祉サービスを的確に選ぶことができる相談・支援体制を充実させます。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*（障害者差別解消法）に基づき、すべての人が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくことができるまちづくりを目指します。



これまでの取組

- 「たつの市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」において、障害者の生活と就労に対する支援や障害児支援の多様なニーズにきめ細かく対応するために必要な障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策を定めました。
- 市内の障害福祉サービス事業所に通所中の障害者が作成した作品を障害者週間に合わせて展示したり、市役所において授産品を販売するなど障害者の社会活動を支援することで障害者の活動を広く市民に周知し、障害者を知らないことで起こる障害者への差別解消に努めました。

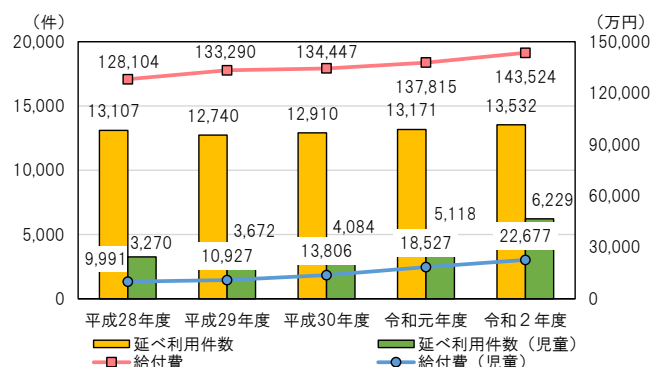
【障害者（児）手帳所持者の推移】



これからの課題

- 福祉サービス利用者のニーズは多様化している上、種類也多岐にわたるため、障害者が自己決定できるよう必要な情報を迅速・的確に提供する必要があります。
- 障害者が社会参加活動や自立に向けて、地域行事等へ積極的に参加できるよう支援する等、障害者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができる支援体制を充実・強化する必要があります。

【サービス利用者数と給付費の推移】



施策の内容

（1）相談・支援体制の充実

【担当課：地域福祉課、地域包括支援課】

- 多職種及び関係機関が連携・協働し、障害者が地域で自立して暮らしていくことができるよう、社会資源の活用を図りながら一貫した相談と支援を行います。
- 障害者の権利利益を尊重しながら意思決定を支援するとともに、地域の相談機関等と連携し、障害者の生活全般の相談に対応できる支援体制の充実に努めます。

*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成25年6月に公布された法律（平成28年4月施行）で、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などを取り除くために、必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

(2) 障害者への不当な差別をなくす支援

【担当課：地域福祉課】

- たつの市障害者等地域自立支援協議会では、障害者差別の解消・解決に向けて相談・支援体制を整え、啓発活動を推進します。
- 障害者に対し街中の建設・建築物等が障壁とならないよう社会的障壁の除去について広く啓発します。また、障害者に対する偏見や理解不足などの市民の心のバリアをなくし、障害があっても社会で孤立することなく人格や個性を尊重し合いながら互いに助け合い、支え合う地域共生社会を推進します。

(3) 障害者の社会参加と自立した生活の促進

【担当課：地域福祉課】

- 障害者が地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、障害者スポーツ指導員の養成や、障害者スポーツ用具の充実等、文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加しやすい体制づくりを促進します。
- 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、あらゆる社会資源を生かし、障害者の状況に応じて柔軟に支援します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 様々な障害者が地域で生活していることを理解しましょう。
- 障害者が障害を理由に差別を受けることがないよう、障害者の特性への理解を深め、地域の行事などに参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 施設のバリアフリー化や、職員・社員に対する研修を実施し、障害者に対する社会的障壁を除去しましょう。
- 就労等を希望する障害者を積極的に受け入れ、障害者の社会参加に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
障害サービス等年間利用件数	件	19,761	22,000
令和8年度の目標値設定理由 サービスの更なる普及を見込んで設定			
就労継続支援年間利用人数	人	198	260
令和8年度の目標値設定理由 サービス利用者の増加を見込んで設定			

関連する計画

- たつの市第3次障害者計画(平成30年度～令和5年度)
- たつの市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)



■ 障害者レクリエーション・スポーツ交流事業

施策 21 地域福祉の充実

基本方針

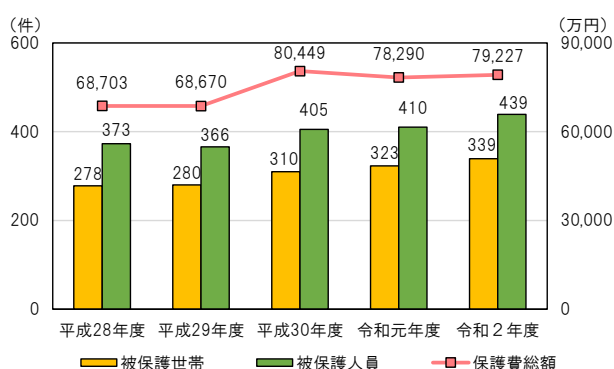
だれもが住み慣れた地域で、年齢や障害に関係なく、安心して快適な日常生活を営むことができるよう、市民と行政が共に助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた、ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを推進します。



これまでの取組

- 本市の地域福祉は、行政による「たつの市地域福祉計画」と社会福祉協議会による「たつの市地域福祉推進計画」の両輪で推進しています。
- ふくし総合相談窓口を開設し、福祉相談のワンストップ化の体制を整備するとともに、支援関係機関のネットワークを構築してきました。

【生活保護状況の推移】



これからの課題

- 地域のつながりが希薄化し、地域において様々な問題を抱える人の発見が難しくなっているため、市民と行政が協働し、困難を抱える人を把握し、支援につなげていく体制を構築する必要があります。
- 地域において様々な問題を抱える世帯の困窮の理由は複雑多岐にわたるため、多職種及び関係機関が連携・協働して個々の世帯に継続的に向き合い、それぞれの事情に応じた適切な支援を行う相談・支援体制を充実させる必要があります。

施策の内容

(1) 地域のネットワークづくり

【担当課：地域福祉課、高年福祉課、地域包括支援課】

- 民生委員児童委員が行う地域見守り活動や相談・支援活動、自治会が行う小地域福祉活動*のほか、市民の様々なボランティア活動を推進します。
- 様々な地域活動を支援するとともに、社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉の充実に努め、関係機関が連携・協働して包括的に支援する地域共生社会の実現に向けて取り組みます。
- 高齢者、障害者等で災害時に援護を必要とする市民を把握し、自主防災組織等の関係機関と情報を共有することで、災害時の情報伝達・避難誘導を迅速・的確に行います。
- 介護・困窮・障害者等の複数分野にまたがる生活課題がある世帯に対し、ふくし総合相談窓口と関係機関が連携・協働し、課題解決に取り組みます。

*小地域福祉活動：住民主体を原則とする、地域の特色を生かし、ふれあいサロンや世代間交流などの交流活動、座談会やミニ広報発行などの広報啓発活動などを通じた地域福祉活動

(2) 福祉のまちづくりの推進

【担当課：地域福祉課、高年福祉課】

- コミュニティバスやデマンド交通、高齢者・障害者タクシー利用券の提供等により、交通弱者の日常生活の質の向上を支援します。
- 高齢者や障害者が、住み慣れた家に住み続けることができるよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー化を支援します。

(3) 様々な問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

【担当課：地域福祉課、地域包括支援課】

- 複合的な問題を抱える高齢者、障害者、児童、生活困窮者、制度の狭間の問題を抱える人等に対し、個々の事情を把握した上で多職種及び関係機関が連携・協働し、自立に向けた相談・支援を行います。自立が困難な世帯については、生活保護制度の適用により最低限の生活を保障し、世帯状況及び長所や短所に応じて自立に向け支援を行います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→地域に様々な人たちが共生していることを受け入れ、福祉に対する意識を高め、地域のコミュニティづくりに協力しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→地域が実施する活動に積極的に参加・協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
小地域福祉活動実施地区数	地区	152	169
令和8年度の目標値設定理由 各地区への普及を見込んで設定			
高齢者タクシー年間利用料助成件数	件	1,523	1,650
令和8年度の目標値設定理由 デマンド交通へのタクシー券利用を見込んで設定			
障害者福祉タクシー年間利用料助成件数	件	193	210
令和8年度の目標値設定理由 デマンド交通へのタクシー券利用を見込んで設定			

関連する計画

- 第2期たつの市地域福祉計画(平成30年度～令和4年度)
- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

施策 22 健康づくりの推進

基本方針

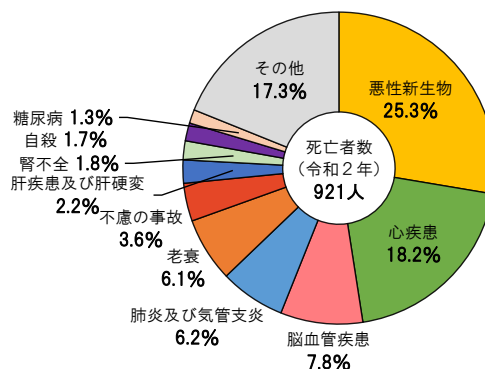
健康寿命の延伸に向け、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉と連携を図り、各ライフステージに応じた健康診査・保健指導・健康教育・健康相談の充実やそのための体制づくりに取り組みます。



これまでの取組

- 「たつの市健康増進計画・食育推進計画(第3次)」に基づき、健康な暮らしを実現するための取組を進めています。
- 妊娠期から乳幼児・成人・高齢者までの生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。
- 食育については、関係機関との連携のもと、幅広い年代への「食」に対する意識の向上を図っています。
- 感染症対策については、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、新型コロナウイルスワクチン接種やその他の予防接種の推進を図っています。

【主要死因別死者数割合】



これからの課題

- 特定健診については、「第3期たつの市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において国における受診率の目標を設定しているものの、目標値に達していない状況であるため、受診率向上に取り組む必要があります。
- 循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドローム該当者、予備群への適切な保健指導に関し、引き続き取り組む必要があります。
- がん検診受診率を向上させ、がんの早期発見・治療につなげる必要があります。
- 感染症対策については、予防接種率の向上を図るとともに、感染症予防の普及啓発に努めており、計画に基づいた具体的な体制づくりを構築する必要があります。
- 健康づくり組織の活動支援を通じて、会員の資質向上と連携を図る必要があります。
- あらゆる世代に食育の重要性を普及啓発し、健康づくりと地産地消・食文化の継承に引き続き取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 健康増進計画・食育推進計画(第3次)の推進

【担当課:健康課】

- 「たつの市健康増進計画・食育推進計画(第3次)」に基づき、市民の主体的な健康づくりと食育の推進に取り組めます。
- 「食」に対する意識向上を図るため、家庭・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地区組織等が連携し、食文化の継承・環境に配慮した食生活に関する知識等の食育普及啓発に取り組めます。

(2) 母子の健康づくりの推進

【担当課：健康課】

- 妊産婦・乳幼児・家族の健康づくり推進のため、切れ目のない支援の強化を図り、育児の悩みや不安等の早期把握や支援に努め、必要な対象者への専門的相談を行います。

(3) 成人と高齢者の健康づくりの推進

【担当課：国保医療年金課、高年福祉課、地域包括支援課、健康課】

- 生活習慣病対策として、市民総合健診(特定健診、がん検診)の受診率向上を図り、健診後における特定保健指導の強化と重症化予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
- 主要死因の第1位を占めるがん対策として、がん検診の未受診者及び継続受診の啓発強化を図り、早期発見・早期治療に努めます。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民自らが主体となり身近な場所において心身機能の低下を予防し、要介護状態等の軽減を図るための介護予防を推進します。

(4) 歯科保健の推進

【担当課：健康課、地域包括支援課】

- 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及や理解の向上に努め、生涯にわたって自分の歯を保持できるよう、効果的な歯周病予防・口腔機能の低下予防対策を推進します。

(5) 感染症対策の推進

【担当課：健康課】

- 感染症予防の普及啓発に努め、予防接種率の向上を図るとともに、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、迅速かつ的確な体制づくりに努めます。
- 新型インフルエンザ等のパンデミックに備えた体制づくりに努めます。

(6) 健康づくり組織への支援

【担当課：健康課】

- 育児支援や市民の健康づくりに取り組む母子・健康推進委員会や食生活改善及び食育活動を主体的に推進するいずみ会など、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動や団体を支援します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 自分の健康は自分で守る意識を持って、健康づくりに取り組みましょう。
- 日々の健康管理のため、健診を受診しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 関係機関と連携し、従業員の健康づくりを進めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
がん検診受診率	%	18.8	27.0
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向により設定			
乳幼児健診受診率	%	98.0	99.0
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向により設定			
国民健康保険被保険者の特定健診受診率	%	30.0	60.0
令和8年度の目標値設定理由 厚生労働省が定めた目標値を参考に設定			
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群率の減少	%	31.2	23.0
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向により設定			

関連する計画

- たつの市健康増進計画・食育推進計画(第3次)(令和元年度～令和5年度)
- たつの市新型コロナウイルス等対策行動計画(平成26年度～)
- 第3期たつの市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- (平成30年度～令和5年度)
- (令和3年度～令和5年度)
- 第2期たつの市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- (平成30年度～令和5年度)



■ワクチン接種



■アクティブフィットネス教室



■肺がん検診

施策 23 医療サービスの向上

基本方針

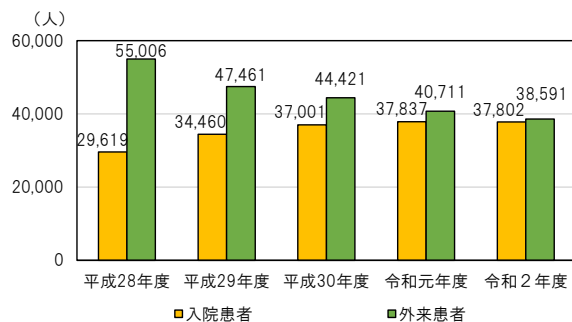
地域医療の充実を図るため、たつの市民病院機構は、公的医療機関として担うべき役割を果たすとともに、中長期的展望を持って安定的な経営を目指します。また、国民健康保険事業については、健康で安定した生活ができるよう、医療費の適正化と保険税収納率の向上を図り、健全運営に努めます。



これまでの取組

- 令和2年4月から地方独立行政法人に移行したたつの市民病院は、安定的な救急医療の提供、地域医療構想*を踏まえた病床の確保、新型コロナウイルス感染症への対応等、たつの市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすことを主要な目標として定め、取り組んでいます。
- 医療費適正化のため、医療費通知やレセプト*点検調査の充実強化、国保保健師による重複・頻回受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品*の普及に取り組んでいます。

【市民病院の入院・外来患者数の推移】



これからの課題

- 国民健康保険事業の運営については、平成30年度から兵庫県と県内市町が共同保険者となっています。兵庫県と県内市町が共通認識のもと、一体となって広域化による事務の標準化や効率化に取り組み、財政運営の安定化を図る必要があります。
- 地域の医療については、救急医療や小児医療等の充実を図る必要があります。

施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

【担当課：企画課(市民病院)、健康課】

- たつの市民病院機構においては、救急医療や予防医療等の地域医療構想を踏まえた地域のニーズに応じた医療の提供に努めるとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的医療機関としての役割を担います。
- 周産期医療及び小児医療については、西播磨・中播磨医療圏域の広域での取組において、県や医師会及び関係医療機関等と連携し、ネットワークの強化に努めます。
- 医師会の協力体制のもと、はつらつセンター内にある揖龍休日夜間急病センターの医療体制の充実に努めます。

*地域医療構想：2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、都道府県ごとに策定する構想のこと。

*レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村国保や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書のこと。診療報酬明細書または調剤報酬明細書ともいう。

(2) 市民病院の運営

【担当課：企画課(市民病院)】

- たつの市民病院機構においては、「地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標」に基づき、市民や患者が安心できる医療提供体制を確保するとともに、病院一丸となって経営改革に取り組み、長期的かつ安定的な病院運営を目指します。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

【担当課：国保医療年金課】

- 国民健康保険については、県とともに財政運営や事業運営を行い、引き続き健全運営に努めます。
- 国保財政の安定を図るため、医療費の動向を的確に把握し、適正な医療給付に努めるとともに、適正な課税と収納率の向上に努めます。
- レセプトによる疾病分析、特定健康診査の推進と健診後の特定保健指導の徹底、糖尿病性腎症重症化予防の取組、レセプト点検の充実強化、重複・頻回受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為の把握強化等により、医療費の抑制に努めます。
- 後期高齢者医療広域連合及び関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療給付の適正化等に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- 日頃から安心して通える、かかりつけ医や薬局を持ちましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

- 健康に関する従業員への知識の普及や、意識の向上に努めましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
重複・頻回受診者数	人	78※	66
令和8年度の目標値設定理由		実績から毎年度2%減を目標に設定	
たつの市民病院機構の経常収支比率*	%	109.3	101.0
令和8年度の目標値設定理由		地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標の令和5年度目標値を維持	

※令和元年度実績

関連する計画

- 地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標
(令和2年度～令和5年度)



■ 地方独立行政法人たつの市民病院機構

*ジェネリック医薬品：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品。開発費用が少ないため、新薬と比較して価格が3割～5割程度安い。

*経常収支比率：営業費用、営業外費用に対する営業収益、営業外収益の割合を表し、通常の病院活動による収益状況を示す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが求められる。

第3章

ひとづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

第1節

豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる … 116

施策 24 幼児教育・保育の充実 …………… 116

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 幼児教育・保育の充実 | (2) 幼小の円滑な接続の推進 |
| (3) 認定こども園の推進 | (4) 保護者・地域・関係機関等の連携 |

施策 25 義務教育の充実 …………… 118

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) たつの市小中一貫教育の推進 | (2) 主体的・対話的で深い学びの実現 |
| (3) たつのGIGAスクール構想の推進 | (4) 特別支援教育の充実・推進 |
| (5) いじめ、不登校等生徒指導体制の充実 | (6) 体験活動の推進 |
| (7) 道徳教育の推進 | (8) 人権教育の充実 |
| (9) 英語教育・多文化共生教育の推進 | (10) 高校・大学と連携した教職員の資質・指導力の向上 |
| (11) 学校給食の充実 | (12) 学校施設整備の計画的な実施 |
| (13) 学校の適正規模・適正配置の推進 | |

施策 26 青少年の健全な育成 …………… 122

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 青少年健全育成事業の推進 | (2) 放課後児童健全育成事業の推進 |
|------------------|--------------------|

第2節

生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる … 124

施策 27 生涯学習の推進 …………… 124

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 生涯学習体制の充実 | (2) 生涯学習事業の充実 |
| (3) 図書館事業の充実 | (4) 生涯学習施設の整備 |

施策 28 スポーツ・レクリエーション活動の推進 … 126

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) スポーツ施設の整備 | (2) 既存施設の維持管理 |
| (3) スポーツ・レクリエーションの普及推進 | (4) スポーツクラブ21の支援 |
| (5) 関係団体との連携 | (6) スポーツツーリズム事業の推進 |
| (7) ライフステージに応じたスポーツの推進 | |

第3節

歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる … 128

施策 29 歴史文化遺産の保全と活用 …… 128

- (1) 歴史文化遺産の再発見
- (2) 文化財の保存
- (3) 文化財を活用したまちづくり
- (4) 歴史資料館の活用と整備
- (5) 歴史的町並みの保全

施策 30 芸術文化活動の振興 …… 130

- (1) 地域文化の継承
- (2) 文化・芸術公演事業の実施
- (3) 地域文化の展開

第4節

互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる … 132

施策 31 人権教育・啓発の推進 …… 132

- (1) 人権文化をすすめる市民運動の展開
- (2) 学習活動の推進
- (3) 指導者の育成
- (4) 教育集会所・隣保館活動の充実

施策 32 男女共同参画社会の形成 …… 134

- (1) 男女共同参画社会の形成
- (2) 女性参画の推進
- (3) 女性が活躍できる社会づくり
- (4) 多様な性のあり方を支える取組の推進

施策 24 幼児教育・保育の充実

基本方針

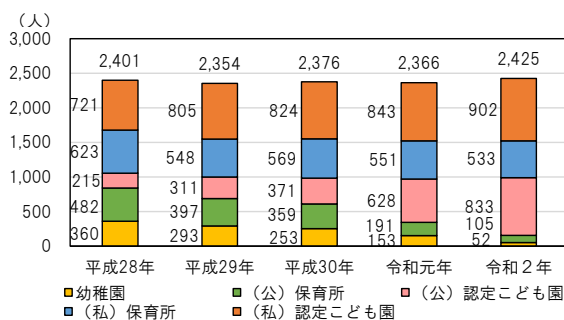
就学前の子どもを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、幼児教育・保育の質の向上に努めるとともに、教育・保育内容の充実を図ります。



これまでの取組

- 「たつの市幼稚園・保育所再編計画」に基づき、令和3年度までに公立 11 園・私立8園の幼保連携型認定こども園化を進めました。
- 幼稚園・保育所・認定こども園における職員研修を実施するとともに、小学校とのより円滑な接続を目的に平成30年3月たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを作成しました。
- 各園所において、地域との交流活動や自然体験活動を通じて、身近な人や自然、伝統文化との関わりを持ち、豊かな心を育んでいます。

【園児数の推移】



これからの課題

- 本市では待機児童は発生していませんが、3歳未満児の保育ニーズが増加しており、保育士の確保が課題となっています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の職員研修等を実施し、職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育を更に充実させる必要があります。
- 保護者や地域と連携し、様々な体験や交流活動を通じて、心身の発達を促す必要があります。
- 幼児施設については、安全・安心で快適に利用できる充実した環境を計画的に整備する必要があります。
- 保護者の抱える不安や負担を解消するために、関係機関との連携を強化し、子どものよりよい成長を促していく必要があります。

施策の内容

(1) 幼児教育・保育の充実

【担当課：教育環境整備課、幼児教育課】

- 望ましい規模の集団形成を図る中で、様々な年齢の子ども同士の関わりにより、人と関わる力を育み、生きる力の基礎を培います。
- 各園所での遊びをより充実させるために外部講師や地域交流を通じて、様々な文化や自然環境等への興味・関心を高め、豊かな心を育みます。
- 職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育の質を更に充実させるために、職員研修を実施するとともに、引き続き保育士の処遇改善や官民協働による保育の魅力発信等を通じて保育士の確保に努め、待機児童の発生を防ぎます。
- 安全・安心で快適な園生活を送ることができるよう、設備の改修や遊具の点検修繕等、幼児教育・保育環境の整備を図ります。

(2) 幼小の円滑な接続の推進

【担当課：学校教育課、幼児教育課】

- たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用した研修を小学校と合同で行い、小学校教育への学びの接続を円滑に進めます。
- 特別な支援を必要とする幼児を中心に子どもの特性に応じたきめ細かな関わりなどの情報共有を図り、小1プロブレム*の解消に努めます。

(3) 認定こども園の推進

【担当課：教育環境整備課】

- 民間保育所の認定こども園化を推進し、公私立認定こども園の改修等施設整備を計画的に行い、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

(4) 保護者・地域・関係機関等の連携

【担当課：幼児教育課】

- 保護者や地域、関係機関との連携を図り、保護者が安心して子育てを行うことができるよう、教育・保育の専門的な知識を生かした相談事業や保護者支援を行うことで、子どもの健やかな成長・発達を促します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 乳幼児期の子どもの心身の成長を支え、健やかな心と体を育んでいきましょう。
- 地域の力を生かした子育て支援を進めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 保護者や地域との連携を図り、子どもたちの体験活動を充実させ、豊かな心を育んでいきましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
保育所及び認定こども園の待機児童数	人	0	0
令和8年度の目標値設定理由 現状値を維持			

関連する計画

○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

○たつの市幼稚園・保育所再編計画(改訂版)
(平成27年度～令和5年度)



■認定こども園

*小1 プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「先生の話听不懂」など、学校生活になじめない状態が数か月続くこと。

施策 25 義務教育の充実

基本方針



自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育みます。

これまでの取組

- 児童生徒の実態に応じ、少人数授業推進教員や支援員の配置等、指導体制の充実を図り、きめ細かな教育を行うとともに、地域と連携した体験活動を展開しています。
- たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用し、円滑な幼小連携を進めています。また、小・中学校の接続期においても、継続性のある指導を行うことができるよう、小・中学生の交流活動を積極的に進めています。
- 英語教育やICT教育など新たな課題に対応し、指導力を高める教職員研修を行っています。また、教職員の知的理解や人権感覚、指導力の向上を目指して、学校訪問や教職員研修等を実施しています。
- 「GIGAスクール構想」の推進に基づき、安全で安定したネットワーク環境を整備し、児童生徒に1人1台端末を導入しました。
- 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理の向上、「たつの市健康増進計画・食育推進計画(第3次)」に基づく食育に取り組んでいます。
- 児童生徒が安全・安心で快適な学校生活を送るため、全ての普通教室及び特別教室等への空調設備の整備や危険ブロック塀の撤去等、学校施設を計画的に整備しています。
- 学校及び関係機関と連携し、通学路の安全対策を行うとともに、遠距離通学となる児童生徒への通学支援を行っています。
- 「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、要検討基準に該当する小学校の校区ごとに協議会を設置し、保護者、地域住民と共に、今後の学校のあり方について協議を進めています。



■ 1人1台端末を活用した授業

これからの課題

- 小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育を進める必要があります。
- グローバル化や情報化が急速に進む社会において、児童生徒が未来を切り拓くための資質・能力を育成する必要があります。
- 安全で安定した学習環境を継続的に提供し、児童生徒1人1台端末などのICT機器を日常的に活用した学習を進めていく必要があります。
- 不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、体験活動や道德教育、キャリア教育を通じて「豊かな心」を育むとともに、小・中学校間及び関係機関との連携や人的な配置を強化する必要があります。

- 長年、教育に携わってきた教員が退職し、若い教員が増加していく中で、学級経営や教科指導、部活動指導、人権教育に係る教材や指導方法等を継承していく必要があります。
- 子どもたちにきめ細かな指導をしていくためにも、すべての教職員が心身共に健康で、ワーク・ライフ・バランス*のとれた生活を送ることが重要です。
- 正しい食生活や地域の食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さ等を理解する必要があります。
- 学校施設については、引き続き改修や修繕を行い、老朽化が進む校舎等においては、計画的な施設整備を行う必要があります。
- 児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全対策に努める必要があります。
- 少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいるため、引き続き、未来を担う子どもたちの望ましい教育環境を確保する必要があります。

施策の内容

(1) たつの市小中一貫教育の推進

【担当課：学校教育課】

- 情報教育、英語教育、キャリア教育など小学1年から中学3年までの学びや育ちの連続性を確保した、小中一貫教育の体制を整備し、中1ギャップの解消など小・中学校の円滑な接続を図ります。
- 中学校区単位で「めざす子ども像」を共有し、特色ある教育を推進します。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現

【担当課：学校教育課】

- 児童生徒の基礎学力の定着状況や生活実態の把握に努め、1人1台端末を活用するなど、学校における指導体制や指導方法を工夫改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を進めます。
- 児童生徒の「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成や「学びに向かう力・人間性等」を伸長するため、教員の授業力向上を目指した研修を計画的に実施します。

(3) たつのGIGAスクール構想の推進

【担当課：教育総務課、学校教育課】

- ICTを効果的に活用した教科指導や情報モラル指導など教員の指導力の向上を目指すとともにICT支援員等の人的配置を行い、計画的で実践的な研修を推進します。
- 児童生徒が学習活動においてICTを適切に用いて、基本的な操作技能やプログラミング教育を含む情報活用能力を高めます。また、1人1台端末を活用して教科の学びを深める「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現します。
- ICT環境を適切に維持管理するとともに、情報セキュリティ対策を徹底し、安全で安定した学習環境を提供します。

(4) 特別支援教育の充実・推進

【担当課：学校教育課】

- たつの市教育支援委員会を中核とし、特別支援学校や福祉・医療機関等と連携しながら幼児期から義務教育終了までの進路を見据えた切れ目のない支援の充実に努めます。
- 特別支援教育ネットワーク会議を中心に支援体制を強化し、縦横連携を重視したインクルーシブ教育*を推進します。
- チームとしての校内支援体制を充実させるため、研修会等の実施により、すべての教職員の資質や指導力を高めます。

*ワーク・ライフ・バランス：働く人々の意識が、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）をバランス（調和）させて、性別や年齢に関わらず、だれもが働きやすい社会の仕組みをつくること。

*インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育

(5) いじめ、不登校等生徒指導体制の充実

【担当課：学校教育課】

- 児童生徒の内面理解に努め、児童生徒が自ら課題解決に臨もうとする態度を培うための取組を推進します。
- 日常的な児童生徒観察や定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見に努め、学校全体で早期解決に取り組めます。
- 児童生徒や保護者に対する教育相談体制を充実させるとともに、保護者やスクールカウンセラー*などの専門家、関係機関等と連携しながら不登校児童生徒の心をサポートし、居場所づくりに努めます。

(6) 体験活動の推進

【担当課：学校教育課】

- 保護者や地域のボランティア等の積極的な参画を促進しながら、自然体験・社会体験活動を推進し、児童生徒の自立心を培うとともに、「命を大切にすること」「ふるさとを愛すること」を育みます。

(7) 道徳教育の推進

【担当課：学校教育課】

- 体験的・実践的な活動を通じた学習の推進により、「豊かな心」を育み、主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤を育成します。
- 他者や自己との対話のある道徳科の授業を目指して、教職員の指導力向上を図ります。

(8) 人権教育の充実

【担当課：人権教育推進課】

- 人権が尊重される社会づくりに向けた実践力の育成を目指し、人権教育を推進します。
- 人権教育研修や資料の活用により、教職員の知的理解や人権感覚を高め、指導力の向上を図ります。
- 地域教材や地域人材の充実を図り、地域に根ざした人権尊重の学校文化構築を目指します。

(9) 英語教育・多文化共生教育の推進

【担当課：学校教育課】

- 英語の学習を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を育成するとともに、国際的視野に立った異文化への理解や、共生意識の醸成を図ります。
- 小・中学校が連携し、指導内容・指導方法等学びの継続を実現するとともに、中学生の英語検定受験者の増加等、児童生徒の英語によるコミュニケーションへの興味関心を高めます。
- グローバル化に対応した多文化共生教育や、歴史や伝統文化に触れるふるさとに関する教育を推進するとともに、今後増加する外国人児童生徒への支援体制の充実を図ります。

(10) 高校・大学と連携した教職員の資質・指導力の向上

【担当課：学校教育課】

- 大学教員などの専門家による授業や地元高校との連携授業の実施、大学生の参画による中学生サミットの開催等、外部の専門家等の積極的な活用により、児童生徒の興味関心を高めるとともに、教員の資質や指導力の向上を図ります。
- 揖龍教育研修所と連携し、教職員のキャリアステージに応じた研修を計画的に実施します。
- 効率的なOJT研修の実施や校務支援ソフトの活用等により、教員の働き方改革に取り組めます。

*スクールカウンセラー：いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるため、学校に配置される臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた専門家

（11）学校給食の充実

【担当課：すこやか給食課】

- 地域の食文化や食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組みます。
- 北学校給食センターを整備し、中央学校給食センターとの2センター方式により、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- 学校給食において、地元産食材を取り入れ、地産地消を推進します。

（12）学校施設整備の計画的な実施

【担当課：教育総務課、教育環境整備課】

- 定期的な点検と計画的な施設整備による維持管理を行い、ポストコロナの「新しい生活様式」を踏まえた学習環境の整備など安全・安心で快適な教育環境を確保します。
- 「たつの市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の長期間使用を図る整備を行います。
- 道路関係部局や警察、地元自治会等と連携し、通学路の安全確保を図ります。

（13）学校の適正規模・適正配置の推進

【担当課：教育総務課、学校教育課】

- 保護者、地域住民と共に、引き続き、今後の学校のあり方について検討を進めます。
- 学校統合に伴い、通学支援及び児童の心理的ケアを図るための体制の整備を行います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 学校教育に関する認識や理解を深め、学習活動に協力しましょう。
- 地域の力を生かした教育活動を進めましょう。
- 積極的に子どもと対話をしましょう。
- 地域と学校が連携し、安全・安心な環境づくりに向け、子どもたちを見守りましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 子どもの職場体験学習の機会の提供等、教育活動に積極的に参加しましょう。
- 安全パトロールに取り組むなど、子どもたちの安全確保に協力しましょう。
- 安全で安心な食材を提供しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
小・中学校における不登校出現率	%	1.6	1.2
令和8年度の目標値設定理由	近年の状況を踏まえて設定		
中学校3年時における英検受検率	%	17	50
令和8年度の目標値設定理由	生徒数の半数を目標に設定		
授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)	%	78	90
令和8年度の目標値設定理由	現状値から目標を設定		

関連する計画

○たつの市教育大綱(令和4年度～)

○第3次たつの市教育振興基本計画(令和4年度～)

○たつの市学校施設長寿命化計画(令和元年度～令和12年度)

施策 26 青少年の健全な育成

基本方針

地域・学校・家庭などが連携を深め、青少年の健全な環境整備に努めるとともに、青少年が参加できる事業を推進し、健全育成に努めます。



これまでの取組

- インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、青少年健全育成協議会やPTA協議会と連携して保護者を対象とした教育講演会を実施し、情報モラルの向上と青少年を守る環境づくりに努めています。
- 放課後児童クラブにおいては、児童一人ひとりに合わせた細やかな支援を行うため支援員確保に努めています。

これからの課題

- 凧あげ祭りやかるたとり大会などの青少年参加型事業においては、参加者が固定化傾向にあるため、それらを解消する事業展開の必要があります。
- 共働き世帯の増加など就業形態の変化に伴う放課後児童クラブ利用者の増加や感染症対策の観点から、利用者数に応じたクラブ数を確保する必要があります。



■こども未来応援塾



■放課後児童クラブ

施策の内容

(1) 青少年健全育成事業の推進

【担当課：社会教育課】

- 青少年健全育成協議会、PTA協議会や関係機関と連携を深め、青少年の成長に望ましい環境を確保するため、講習会・研修会を行い、街頭での補導やパトロール活動を推進します。
- 子ども会などの青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促すとともに、青少年参加型事業の振興と情報発信に努めます。
- 科学実験・科学講習会などを通じて、次世代を担う子どもたちの創造的な発想や理解力を養います。

(2) 放課後児童健全育成事業の推進

【担当課：社会教育課】

- 放課後児童クラブにおいて、待機児童ゼロを維持しつつ、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいた適正な運営を行います。
- 職員を放課後児童支援員認定資格研修に派遣し、有資格者による保育を実施し、保育の質の向上に努めます。
- こども未来応援塾*を開設し、児童の健全育成及び学力定着に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- 家庭や地域において、子どもたちと話し合う機会を増やしましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

- 青少年の学校外活動や地域での活動の充実に協力しましょう。



まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0
令和8年度の目標値設定理由 現状値を維持			

関連する計画

○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)



■こどもサイエンス教室



■たつのサマーアウトドア in おおなり

*こども未来応援塾：希望する児童を対象に地域ボランティア等の協力を得て、学習習慣や基礎学力の定着を目指す取組

施策 27 生涯学習の推進

基本方針

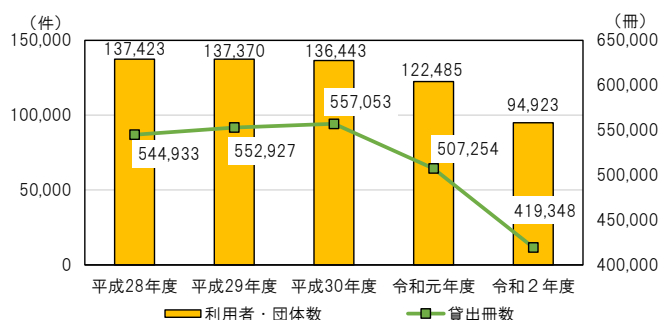
多様化する市民のニーズや学習意欲の高まりに対応するため、市民が自己に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進します。



これまでの取組

- 揖西・揖保・萱田・神岡公民館については、コミュニティセンターへ移行し、地域活動やまちづくり活動を推進するための拠点施設となっています。
- 市内4図書館が連携し、市民ニーズに即した蔵書構成や事業を実施しています。

【市内図書館の利用状況】



これからの課題

- 公民館では、生涯学べる環境づくりとして各種講座や行事を開催していますが、多様化するニーズに応じた学習内容を提供するため、ICT機器の活用など更なる工夫や充実を図る必要があります。
- 市民ワークショップにおいて、図書館については、知識や情報を提供する役割に加え、市民同士のコミュニケーションの場としての役割を担っていくことが提案されており、環境充実に向けた取組を検討する必要があります。

施策の内容

(1) 生涯学習体制の充実

【担当課：社会教育課】

- あらゆる市民に向けて、それぞれの習熟度に応じた多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくことができる環境づくりに努めます。

(2) 生涯学習事業の充実

【担当課：社会教育課】

- だれもが学習活動に参加できるよう、公民館の講座などにおいて魅力あるプログラムの充実に努めます。



■生涯学習推進事業

(3) 図書館事業の充実

【担当課：社会教育課】

- 蔵書の充実を図り、市民と本(資料)を結びつける活動を活発に展開することで、読書を推進するとともに、各事業を通じて、利用者同士のコミュニケーションの活性化を実現できる環境づくりに努めます。
- 読書への関心を高めるため、乳幼児を対象とした「子ども読書ふれあい事業」を行うとともに、「第2次たつの市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校・園、図書館などが連携した読書活動の更なる推進に取り組みます。
- 電子図書館や移動図書館などのサービス拡充に努め、情報拠点としての機能を発揮し、生涯学習の一端を担います。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏の構成市町との広域利用による利便性の向上に努めます。

(4) 生涯学習施設の整備

【担当課：社会教育課】

- 機能集約した複合施設の建設など、地域のニーズや社会情勢に即した安全で快適な生涯学習活動ができる環境整備に取り組みます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→学習活動を通じて様々な知恵や知識、教養を身につけ、心豊かな生活を実現しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→だれもが学び、経験を積む機会を提供するとともに、学習に対する意欲や関心の喚起に努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
図書館の年間貸出冊数	冊	507,254※	550,000
令和8年度の目標値設定理由 過去5年間の推移により設定			
たつの市民大学講座受講生数	人	1,430※	1,450
令和8年度の目標値設定理由 令和元年度実績の維持を目標に設定			

※令和元年度実績

関連する計画

○第2次たつの市子どもの読書活動推進計画(令和4年度～令和8年度)



■子ども読書ふれあい事業



■高齢者教室（趣味講座）

施策 28 スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本方針



「誰もが、いつでもどこでも楽しめる、生涯スポーツ社会の実現」を目的に、様々なスポーツに対応した運動施設の整備等を進めつつ、市民の健康づくり、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるために各種スポーツ教室・大会等を開催し、家族・世代間の交流を図るとともに、スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの競技力向上にも努めます。

これまでの取組

- 体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブ 21 等スポーツ団体との連携を保ち、スポーツを通じて青少年の健全育成や地域づくりに努めています。
- たつの市の観光資源を生かした、観光及びスポーツ振興の相乗効果を目的とした「スポーツツーリズム事業」を開催しています。
- 小学生を対象に、トップアスリートによるスポーツ教室を開催し、夢を持ち努力することの大切さを学ぶ「トップアスリート夢事業」を実施しています。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、スポーツ体験イベントを開催しています。

これからの課題

- 年間を通して活動場所の確保が課題となっている一方、既存施設は老朽化による修繕料が増加し、改修工事等の必要性も出てきています。
- 障害者スポーツやニュースポーツ*をはじめ年々多様化するスポーツの普及促進のために、広報誌やホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努め、指導者の発掘・育成やスポーツ関係団体との連携を強化し、支援していく必要があります。
- スポーツクラブ 21 は各小学校区を対象に設立していますが、人口等の地域差が大きく、活動自体にも大きな差があります。

施策の内容

(1) スポーツ施設の整備

【担当課：スポーツ振興課】

- 市内の4つの体育館については、利用状況分析等を行い、計画的な施設の再配置を検討します。

(2) 既存施設の維持管理

【担当課：スポーツ振興課】

- 既存施設を適正に管理していくため、調査・点検を行い、安全・安心な施設を維持するとともに、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と市民サービスの向上を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーションの普及推進

【担当課：スポーツ振興課】

- 市民ニーズに適合した各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に努めるとともに、地域スポーツ推進事業としてノルディックウォーク等の普及を推進します。

*ニュースポーツ：グラウンド・ゴルフ、インディアカなど 100 種を超えるとされ、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、①力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しさを追及する ②体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる ③ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能であるなどの特徴を持っているスポーツのこと。

- 障害の有無に関わらず、だれもが共に楽しめるスポーツの促進に努めます。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業として、スポーツイベントを開催し広域で共有するとともに、ホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努めます。

(4) スポーツクラブ 21 の支援

【担当課：スポーツ振興課】

- 地域スポーツの中核となるスポーツクラブ 21 において、子どもから高齢者まで幅広く参加する地域コミュニティの核となるスポーツ活動を支援します。

(5) 関係団体との連携

【担当課：スポーツ振興課】

- 体育協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、障害者スポーツ団体等との連携を強化するとともに各団体の活動を支援し、スポーツを通じた交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。併せて、生涯スポーツを支える人材の育成と活用を図ります。

(6) スポーツツーリズム事業の推進

【担当課：農林水産課、スポーツ振興課】

- たつの市の観光資源を生かした「梅と潮の香マラソン大会」「たつの新舞子ビーチカップ大会」「マウンテンバイク大会」「トレイルランニング」などを開催し、たつの市の魅力を全国に発信し、観光及びスポーツ振興、地域経済の活性化を図ります。

(7) ライフステージに応じたスポーツの推進

【担当課：スポーツ振興課】

- 幼児期から高齢者まで、すべての世代のライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、特に、幼児期の「リズムジャンプ運動」やトップアスリートから夢を持ち努力することの大切さを学ぶ「トップアスリート夢事業」を通じて、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を培います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- スポーツ活動に率先して参加し、生きがいづくり、健康づくりに努めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- スポーツに親しみ、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりをしましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
スポーツ施設の年間利用者数	人	480,625※	558,000
令和8年度の目標値設定理由 たつの市スポーツ推進計画から設定			
市民体育大会の年間参加人数	人	5,168※	6,700
令和8年度の目標値設定理由 たつの市スポーツ推進計画から設定			

※令和元年度実績

関連する計画

○たつの市スポーツ推進計画(令和2年度～令和11年度)

施策 29 歴史文化遺産の保全と活用

基本方針

歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、市内の歴史文化遺産について、より一層の保存と活用を図ります。また、市民との協働及び参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、文化財を生かしたまちづくりに努めます。



これまでの取組

- 市内の歴史文化遺産の調査を進め、指定制度等を活用し、文化財保護施策を展開しています。
- 龍野及び室津の歴史的景観形成地区等においては、町並み整備助成事業等により、歴史的建造物の保全を図った結果、良好な町並み景観の形成が推進されるとともに、同建造物の活用事例が増加しています。
- 令和元年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区や、日本遺産に認定された北前船関連文化財を有する室津地区の歴史遺産を活用した事業を展開しています。



■日本遺産構成文化財（もやい石）

これからの課題

- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区においては、歴史的建造物や町並み等の保存と活用を図る必要があります。
- 日本遺産に認定された北前船関連文化財を有する室津地区においては、構成文化財の保存と活用を図る必要があります。
- 文化財の保存・活用については、所有者等の文化財愛護意識を高め、その理解を得る必要があります。
- 歴史資料館等については、学習の場としての設備・体制の充実が求められます。
- 空き家・空き地が増加し、歴史的町並みが損なわれつつあります。

施策の内容

（１）歴史文化遺産の再発見

【担当課：歴史文化財課】

- 市域の豊かな自然と歴史を物語る多様な歴史文化遺産を調査し、市民とともに再発見に努め、文化財としての保存・活用を行います。

（２）文化財の保存

【担当課：歴史文化財課】

- 重要な歴史文化遺産の未来への継承のため、文化財保存活用地域計画を作成し、適切な保存・整備と幅広い活用を目指すとともに、文化財情報の発信と顕彰に努めます。

(3) 文化財を活用したまちづくり

【担当課：歴史文化財課】

- 文化財を地域資源と位置付け、これらを活用した多様な事業やイベントを展開するとともに、地域と行政が連携しながら、市民とともに歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進し、市民の郷土意識の向上と県内外との交流人口の創出を目指します。
- 新宮宮内遺跡や山城跡などの文化財を地域住民と協働で整備し、活用を目指します。

(4) 歴史資料館の活用と整備

【担当課：歴史文化財課】

- 市内に点在する資料館を効率的に管理運営するとともに、魅力ある展示等の事業実施や設備・体制の充実等により、施設の特色化を図り、創意工夫によって市民に親しまれる資料館を目指します。

(5) 歴史的町並みの保全

【担当課：まちづくり推進課】

- 重要伝統的建造物群保存地区において、住民組織との協働により、歴史的建造物の保存と活用を推進します。
- 龍野及び室津の歴史的景観形成地区において、貴重な歴史的町並みの保存・整備及び活用を進めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 文化財を地域の宝と位置付け、保存と活用を推進しましょう。
- 歴史的建造物の保全に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 文化財の保存や継承に対し、積極的に支援しましょう。
- 歴史的建造物を活用しましょう。
- 歴史的建造物を保全するため、建築技術の継承に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
指定文化財総数(国・県・市指定、国選定、国登録)	件	99	103
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
資料館・埋蔵文化財センター等の年間来館者数	人	18,828※	23,000
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

※令和元年度実績

関連する計画

○たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画
(令和元年度～)



■国指定史跡 新宮宮内遺跡

施策 30 芸術文化活動の振興

基本方針

これまで培ってきた文化、風土を活用したイベントを市民と共に実施し、「たつの」の良さへの意識の醸成を図ります。また、文化団体の支援や市民の文化活動を支援し、市民全体の芸術文化振興事業を幅広く醸成します。



これまでの取組

- 「童謡の里宣言」の精神に則り、「三木露風賞～新しい童謡コンクール～」 「童謡の祭典」 「たつので生まれた童謡歌唱コンクール」を開催し、童謡の普及、創造に努めるとともに、市民の創作作品を公募する「たつの市美術展」、文化協会が中心となり企画運営を行う「たつの文化祭」、市内で活動する音楽団体が出演する「たつの市音楽祭」など、芸術文化の振興に努めています。
- 赤とんぼ文化ホールでは、文化拠点として安全で快適な施設運営を行うため、年次計画を策定し、緊急性の高い舞台設備等から順に更新を実施しています。

これからの課題

- 年齢や障害の有無に関わらず、各分野の文化活動を行う市民団体の発表、情報発信を支援し、芸術文化に親しむ機会づくりに努める必要があります。
- 赤とんぼ文化ホールとアクアホールは、開館から年数が経過しており、赤とんぼ文化ホールでは、引き続き年次計画に基づいた大規模な設備の更新を行うとともに、文化拠点としての更なる事業展開を図る必要があります。



■たつの市音楽祭



■三木露風賞 新しい童謡コンクール入賞詩発表会

施策の内容

(1) 地域文化の継承

【担当課：社会教育課】

- 童謡をはじめとする文化を継承していくため、霞城館等での文化人の顕彰や広報活動、市民の文化活動の支援を行い、「童謡の里たつの」の普及と文化振興事業の充実に努めます。

(2) 文化・芸術公演事業の実施

【担当課：社会教育課】

- 赤とんぼ文化ホールとアクアホールでは、市民参加型の事業や本市出身アーティストを支援する事業等、文化振興と文化交流の拠点施設として幅広い事業を展開します。

(3) 地域文化の展開

【担当課：社会教育課】

- 既存の文化活動を継承しつつ活動の連携と調和を図り、加えて新たな市民の参加を促し、次への文化の展開につなげていくことで、活力ある文化振興事業を実施します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 心豊かな生活を実現するため、文化・芸術活動への参加及び鑑賞の機会を持ちましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 文化イベントへの参加啓発をしましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
総合文化会館主催事業の年間来場者及び施設利用者数	人	135,364※	136,000
令和8年度の目標値設定理由		令和元年度実績の維持を目標に設定	
たつの市美術展におけるたつの市民の年間出品点数	点	143※	160
令和8年度の目標値設定理由		令和元年度実績の約10%増を目標に設定	

※令和元年度実績



■たつの市美術展



■赤とんぼ文化ホール

施策 31 人権教育・啓発の推進

基本方針

「人権尊重都市宣言」や「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「命と人権を大切にし、共生の心を育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、様々な人権施策を展開し、部落差別をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解決を目指します。また、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築き、人権文化をすすめるため、「人づくり」「まちづくり」に努めます。



これまでの取組

- 「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、8月を推進強調月間として中央大会を開催するなど、年間を通して人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指した啓発活動を展開しています。
- 人権教育の推進や人権意識の高揚を図るため、「人権教育実践発表会」や「人権を考える市民の集い」等を開催し、公開保育・授業や講演会等の実施を通じて、広く市民に学習の機会を提供しています。
- 人権関係団体と連携し、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築くため、各地域や各地区、自治会等で人権交流や人権研修・学習会を実施しています。



■人権文化をすすめる市民運動「中央大会」

これからの課題

- 「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」により策定された「たつの市部落差別解消推進基本計画」に基づき、部落差別のない社会の実現に向けて人権教育・啓発の充実を図る必要があります。
- 人権意識の高揚を図るため、研修会や学習会等を継続して実施しているものの、いまだにインターネットの書き込みみられるような人権問題が発生している現状があり、啓発活動の継続と工夫を図る必要があります。
- 研修会や学習会の参加者の高齢化・固定化がみられ、幅広い年齢層での人権意識の高揚は、十分に図られていないといえます。
- 隣保館は住民の福祉を含めた身近な相談窓口の役割も担っており、相談体制を充実させ、親しみやすい隣保館運営に努める必要があります。

施策の内容

(1) 人権文化をすすめる市民運動の展開

【担当課：人権教育推進課】

- 8月を推進強調月間と位置付け、人権文化をすすめる市民運動「中央大会」や講演会等を開催し、市民に広く学習・啓発の機会を提供することで、市民の人権意識の高揚を図ります。
- 「人権教育実践発表会」や「人権を考える市民の集い」を開催し、公開保育・授業や講演会等を通して、市民に広く学習の機会を提供します。

(2) 学習活動の推進

【担当課：人権教育推進課】

- 学校・家庭・地域・職場における学習活動の効果を高めるため、学習内容の充実と指導方法の工夫・改善を図るとともに、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、人権意識を高め、日常生活の中に潜む様々な人権課題を見抜くことのできる市民の育成に努めます。
- 関係機関との連携を深めながら、多くの市民が関心を持てるような講座や研修会・学習会を開催するとともに、市民の相互理解の促進と地域社会への参加・参画を図るため、各種交流活動を実施します。

(3) 指導者の育成

【担当課：人権教育推進課】

- 部落差別をはじめとする様々な人権課題や、いじめや虐待、風評被害、インターネット上の掲示板やSNS等による悪質な書き込み、性的マイノリティ*やヘイトスピーチ*などの新たな人権課題の解決に向け、人権教育アシスタント・人権教育推進委員等、人権リーダーの指導的力量を高め、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

(4) 教育集会所・隣保館活動の充実

【担当課：人権推進課、人権教育推進課】

- 人権教育施設として教育環境の改善を図り、子どもたちを含め住民の交流活動を推進し、人権尊重の精神の醸成を目指します。
- 生活上の相談をはじめとする福祉の向上、人権教育、人権啓発といった隣保館本来の役割を果たせるよう、活動の充実を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしましょう。
- 人権についての研修会や学習会等に積極的に参加し、関心を持って取り組みましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 自治会・NPO・ボランティア団体・企業などが自ら研修会や学習会を実施し、人権意識を高めましょう。
- 各種団体が実施する研修会や学習会の充実を図るため、様々な研修の機会に参加し、その手法等を積極的に学びましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
人権に関する研修会・学習会の参加者数	人	25,450※	26,000
令和8年度の目標値設定理由	近年の動向を踏まえて設定		
教育集会所・隣保館の利用者数	人	56,602※	57,000
令和8年度の目標値設定理由	近年の動向を踏まえて設定		
人権相談と隣保館における相談者数	人	249	300
令和8年度の目標値設定理由	近年の動向を踏まえて設定		

※令和元年度実績

関連する計画

〇たつの市人権施策推進指針(平成19年度～)

〇たつの市部落差別解消推進基本計画(令和3年度～令和7年度)

*性的マイノリティ：同性愛者、両性愛者、性同一性障害のある人など、性的少数者のこと。

*ヘイトスピーチ：特定の人種や民族、宗教などの少数派に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。

施策 32 男女共同参画社会の形成

基本方針

男女共同参画社会の形成に向け、市民への意識の啓発と醸成を促すとともに、男女が対等な構成員として活躍できる社会を目指します。特に、女性にとって、活躍しやすい地域社会の形成に向けた取組を推進します。



これまでの取組

【市審議会の女性委員の構成状況の推移】

- 平成 28 年3月に特定事業主行動計画*を策定し、市職員に占める女性管理職の比率を引き上げるなど、政策決定過程への女性の参画を進めています。
- 市民に対して、家庭・職場・地域における男女平等と共同参画の形成を広く周知し、男女平等の意識啓発に努めています。
- ジェンダー(社会的性別)にとらわれた制度や慣習等に気づいてもらうため、男女共同参画週間等で重点的に啓発活動を行うとともに、女性のチャレンジを応援するセミナーや相談会等を開催しています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
市審議会の総数	43	44	44	45	49
女性委員が参画している審議会の数	35	37	36	37	39
委員の延人数(人)	698	715	683	699	723
うち女性委員の人数(人)	153	148	145	143	143
女性委員の構成率(%)	21.92	20.7	21.23	20.46	19.78

これからの課題

- 男女が共に仕事と家庭や地域活動での調和のとれた生活を送るためには、男女が家庭や地域における役割を平等に果たし、共に働きやすい環境をつくる必要があります。
- 各種審議会及び委員会における女性委員の割合を高めるとともに、コミュニティ活動等へ女性が参画しやすい環境を整え、市政や地域社会に女性の意見を十分反映させる必要があります。
- 起業、在宅ワーク、家事及び子育てといった各個人の希望に沿った様々なテーマでの女性の自己実現や活躍に向けた支援を行う必要があります。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶、女性が安心して暮らせるための環境整備をより一層進めていく必要があります。
- 多様な性のあり方について向き合う必要があり、男性、女性や性的マイノリティ(LGBTQ+*)の方々の人権が侵されることも懸念されるため、相談窓口を設置することが求められます。



■女性のための働き方セミナー

*特定事業主行動計画：女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関等で、政令で定めるものが、事業主行動計画策定指針に基づいて定めなければならない計画

*LGBTQ+：性の多様性において数が少ない人である「性的マイノリティ」の総称のひとつ。レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニング/クィアの頭文字と、これら以外の性の多様性を示す「+」を併せて示している。

施策の内容

(1) 男女共同参画社会の形成

【担当課：人権推進課】

- 「第2次たつの市男女共同参画プラン*」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、ワーク・ライフ・バランスの重要性を含めて、市民と協働しながら、セミナーの開催等で市民の啓発や機運の醸成に取り組みます。
- 女性に対する暴力の防止・根絶へ向けた啓発や活動団体への支援、関係機関との連携・協力による相談体制の充実を図ります。

(2) 女性参画の推進

【担当課：人権推進課】

- 市政検討の場になる審議会等において、女性の割合を高め、男女双方の意見がしっかり反映された市政を推進します。

(3) 女性が活躍できる社会づくり

【担当課：人権推進課】

- 女性が活躍を希望するテーマに沿って、女性の自己実現や活躍に向けたセミナーを開催します。
- 地域で活躍する女性のネットワークを構築します。

(4) 多様な性のあり方を支える取組の推進

【担当課：人権推進課】

- 差別的な扱いを受けた男性、女性及び性的マイノリティ(LGBTQ+)の方の相談支援を実施します。
- 多様な性のあり方が認められるパートナーシップ制度などの環境づくりや啓発を進めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で活動に参画する社会づくりを進めましょう。
- 女性が活躍する機運を醸成していきましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 男女共同参画の効果に気づき、意識無意識に関わらず、性別による差別的取扱いをなくしましょう。
- 男女共に働きやすい職場づくりに努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
市審議会の女性委員の構成比率	%	19.8	30.0
令和8年度の目標値設定理由	国の目標値から設定		
補助金交付団体での女性役員の比率	%	34.7	40.0
令和8年度の目標値設定理由	現状値より約5ポイント増を目標に設定		

関連する計画

○第2次たつの市男女共同参画プラン(平成29年度～令和8年度)

*たつの市男女共同参画プラン：男女が共に平等な立場で社会のあらゆる分野において参画し、利益と責任を分かち合える社会の実現を目指し、総合的・計画的に施策を推進するための指針としてたつの市が策定したもの。

第4章

にぎわいづくりへの挑戦

新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち

第1節 次世代へ伝え育む農林業を活性化する …… 138

施策 33 農林生産基盤の整備と担い手の育成 …… 138

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 農業用施設の整備・保全 | (2) 有害鳥獣対策の強化 |
| (3) 森林環境整備と保全 | (4) 多様な担い手の育成・確保 |
| (5) 農地の集積・耕作放棄地の解消 | |

施策 34 農業経営の安定化と地産地消の推進 …… 142

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 新たな価値創出による需要の開拓 | (2) 地元の農畜産物の消費拡大 |
| (3) 体験農業・市民農園の実施 | (4) 環境に配慮した農業の推進 |

第2節 活気ある水産業を推進する …… 144

施策 35 水産業基盤の整備 …… 144

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 漁港整備 | (2) つくり育てる漁業の推進 |
| (3) 新規漁業就業者の育成 | (4) ブランドの確立 |
| (5) 交流・にぎわいネットワークの形成 | |

第3節

地域資源を生かした観光を推進する 146

施策 36 観光基盤の活用 146

- (1) 観光資源の活用
- (2) 観光施設の活用
- (3) 歴史的町並みの活用

施策 37 観光PRの充実 148

- (1) イベントの充実
- (2) 市民協働による魅力的なイベントづくり
- (3) マスメディア等を使ったPR
- (4) フィルムコミッション事業の展開
- (5) 広域観光ネットワークの構築
- (6) 姉妹都市交流

第4節

にぎわいのある商工業を推進する 150

施策 38 商業の活性化と工業の振興 150

- (1) 地場産業振興PR
- (2) 中小企業対策の推進
- (3) 商業活性化の促進
- (4) 企業誘致の推進
- (5) 新たな産業の育成
- (6) 雇用対策の推進

施策 33 農林生産基盤の整備と担い手の育成

基本方針

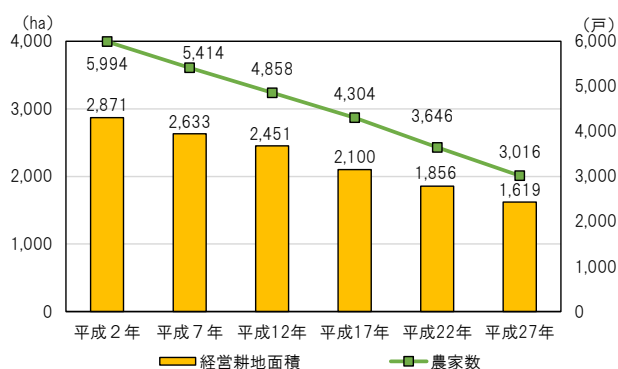
生産性向上を図るため、基盤整備を実施し、優良農地の確保に努めるとともに、周辺環境を考慮しつつ、防災機能や親水機能、景観にも配慮した整備を行い、農業、農村の持つ多面的機能の発揮を促進します。山林については、水源のかん養や災害防止等の公益機能を高めるため、森林の適切な整備を行い、市民生活に欠くことのできない自然環境ゾーンとして保全します。また、農業を支える担い手の育成や生産基盤の経営発展を図り、効率の良い安全で安心な農産物の生産に取り組み、地域の特色を生かした営農体制を推進します。



これまでの取組

- 農業用施設は、多様な機能を有しており、農業生産力の向上と農村環境の保全のため計画的に整備を実施しています。
- 安全・安心な災害に強い森づくりのため、斜面の防災機能の強化を図り、間伐木を利用した土留工を設置しています。
- 風水害に強い多様な混交林をつくるため、広葉樹の植栽を行っています。
- 地域農業の担い手となる認定農業者*、集落営農組織などの確保・育成に努めています。

【農家数及び経営耕地面積の推移】



これからの課題

- コロナ禍による都市部等からの地方回帰のうねりを捉えて、就農者の確保につなげられるよう、情報発信と支援策の強化を図る必要があります。
- 災害や気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化に努め、農地や農業用施設が持つ多面的機能を保全する必要があります。

施策の内容

(1) 農業用施設の整備・保全

【担当課：農地整備課】

- 農地の区画整理や排水改良を実施することにより、農業生産性の向上を図るとともに、水田の汎用化を促進し、有効かつ効率的な農業生産体制の構築を目指します。
- ため池の老朽化による災害の未然防止と農業用水確保のため、農業水利施設の計画的な更新整備と長寿命化を推進します。
- ため池等の多面的機能を保持できるよう、農地・水路などの地域資源の保全活動を支援します。
- 老朽化により機能低下した農道の修繕、更新などの整備を行い、農業・農村地域の振興と生活環境の改善を図ります。

*認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

- 農業用水の安定確保を図るため、用排水施設の計画的かつ効率的な更新整備を行うとともに、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮を促進し、また、適時の診断や予防保全対策により施設の長寿命化を推進します。

(2) 有害鳥獣対策の強化

【担当課：農林水産課】

- 鹿、猪等の有害鳥獣による農業被害を低減するため、自治会、猟友団体等との協力体制を確立し、集落ごとの獣害痕跡調査及び有害鳥獣捕獲活動を実施するとともに、市内で有害鳥獣捕獲活動に従事する狩猟者確保のための狩猟免許取得等費用の一部補助、防護柵の設置等を支援します。

(3) 森林環境整備と保全

【担当課：農林水産課】

- 森林経営管理制度を活用し、木材の生産林として適切な森林管理を促すとともに、災害に強い森づくりの取組として、自然環境に配慮した森林保全や林道等の施設整備を推進します。

(4) 多様な担い手の育成・確保

【担当課：農林水産課】

- 認定農業者や集落営農組織に対して法人化に向けた推進を行うとともに、広域化を図ります。
- 担い手農家の少ない地域では、地域合意による集落営農の組織化、女性及び定年帰農者が農村で活躍する場を広げ、多様な担い手による活力ある農村づくりを目指します。
- 新規就農者の雇用形態は多様であり、状況に応じた就農支援が必要であるため、新規就農者が定着できるワンストップ支援を推進します。
- スマート田んぼダムの普及やドローンによる農薬散布などの先端技術を活用したスマート農業を促進します。

(5) 農地の集積・耕作放棄地の解消

【担当課：農林水産課】

- 中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方を明確にするため、農業振興地域のすべての農業集落で「人・農地プラン*」の作成を進め、農地中間管理事業*の活用により、中心経営体への農地の集積・集約化を推進し、大規模化による経営力の強化を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 地域農業の担い手の育成に努めましょう。
- 農道、水路等の地域の維持管理活動に参加しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 農業後継者、新規就農者との協力体制を築きましょう。
- 農道、水路等の整備事業に取り組みましょう。

*人・農地プラン：人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」とされている。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、だれがどのように農地を使わせ農業を進めていくのかを、地区の話し合いに基づきまとめる計画

*農地中間管理事業：担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める取組

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
認定農業者数	人	88	100
令和8年度の目標値設定理由 現状値から毎年度2人増を目標に設定			
新規就農者数	人	5	11
令和8年度の目標値設定理由 現状値から毎年度1人増を目標に設定			
人・農地プランの策定地区数	地区	22	34
令和8年度の目標値設定理由 現状値から毎年度2地区増を目標に設定			
有害鳥獣捕獲数（鹿）	頭	1,473	1,800
令和8年度の目標値設定理由 たつの市鳥獣被害防止計画から設定			
有害鳥獣捕獲数（猪）	頭	470	700
令和8年度の目標値設定理由 たつの市鳥獣被害防止計画から設定			

関連する計画

○たつの市田園環境整備マスタープラン(平成29年度～)

○たつの市農業振興地域整備計画(令和2年度～)

○たつの市鳥獣被害防止計画(令和3年度～令和5年度)

○たつの市森林整備計画(平成26年度～令和6年度)



■ため池整備



■野生動物防護柵



■無人ヘリコプターによる農薬散布



■森林整備（伐採の様子）



■新規就農者



■スマート田んぼダム



■人・農地プラン説明会

施策 34 農業経営の安定化と地産地消の推進

基本方針

消費者の需要に応じた「安全で安心な」農畜産物を安定的に供給し、「地元でとれた物を地元で消費する」という地産地消を推進するとともに、市場競争力の高い農業・畜産業の振興を図り、たつの市産農畜産物のブランド化を展開します。



これまでの取組

- 麦・大豆の作付けとバジル等の特産農産物の栽培面積の拡大を進め、生産性の高い農業を確立しています。
- 景観作物による水田の有効活用を促進し、水田の生産調整面積の達成に努めています。
- 遊休農地を活用し、市民が利用できる農地を市民ふれあい農園として提供することで、農業の活性化と農地保全を行っています。

これからの課題

- 地域の農畜産物の消費拡大のため、産地のブランド化、6次産業化及びホームページやSNSを活用した市外への積極的なPRが求められます。
- ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大など国内外の新たな需要の取り込みや、事業者との連携・協働に取り組んでいく必要があります。

施策の内容

(1) 新たな価値創出による需要の開拓

【担当課：農林水産課】

- 農商工が連携して伝統産業である醤油醸造業の原材料に適した小麦や大豆の安定した生産と供給に努め、高品質化を目指します。
- バジル、山椒及び九条ねぎをはじめとした消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の栽培面積の拡大を継続的に促進し、たつの市産の知名度を向上させるとともに、ブランド化を図ります。
- 国指定産地の大根や人参、兵庫県指定産地のレンコンやトマト等の市場競争力を高める取組を積極的に展開し、国内外への販路拡大に努めます。



■成山新田の大根



■山椒

(2) 地元の農畜産物の消費拡大

【担当課：農林水産課】

- 6次産業化による農村集落の所得向上や新たな雇用を創出します。
- 地元農産物を学校給食で活用し、次代を担う子どもたちへの理解を深めます。
- 各地元にある農畜産物の直売所を通じ、特色ある農畜産物の直売活動を支援します。

(3) 体験農業・市民農園の実施

【担当課：農林水産課】

- 遊休農地の活用の一環として市民農園を開設し、農地を所有していない人にも野菜作りの楽しさ、収穫の喜び等、様々な農業体験ができる場を提供します。

(4) 環境に配慮した農業の推進

【担当課：農林水産課】

- 化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に効果の高い有機農業を推進して、環境にやさしい農業に取り組みます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→日々の食生活に地域の農畜産物をできるだけ多く取り入れましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→付加価値の高い農畜産物によるブランド力の向上に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
ひょうご推奨ブランド*認証食品数 (農畜産物)	品目	51	57
令和8年度の目標値設定理由		現状値から毎年度1品目増を目標に設定	
ひょうご安心ブランド*認証食品数 (農畜産物)	品目	154	160
令和8年度の目標値設定理由		現状値から毎年度1品目増を目標に設定	



■農産物直売所

*ひょうご推奨ブランド：兵庫県が環境や健康に配慮した生産方法・優れた食感や品質・地域性のある素材など個性・特長があり、かつ、法令の遵守・生産管理体制などが整備された商品を個別に審査基準を設け、その属性に応じて兵庫県が審査・認証を行う取組

*ひょうご安心ブランド：ひょうご推奨ブランドの審査基準に加えて、化学肥料・農薬の使用を5割以上減らし、残留農薬・抗生薬品を国の基準の1/10以下とするなど安全性が高く、出荷記録による管理を徹底した安心感のある食品の審査・認証を行う取組

施策 35 水産業基盤の整備

基本方針

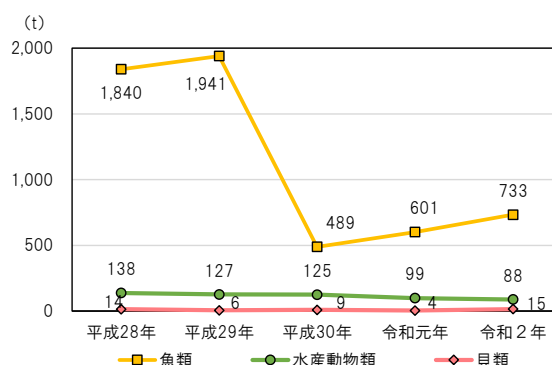
漁港施設を計画的に整備するとともに、既存施設の維持補修に努め、水産物の安定的供給を図るため、漁場の環境保全活動及び水産種苗の放流や漁礁の整備を推進します。また、海を中心とした交流を喚起し、都市住民との新たな交流・にぎわいネットワークの形成により、地域の活性化を図ります。



これまでの取組

- 漁港施設の整備を推進し、漁業活動の安全性や機能性等が向上しています。
- 水産資源の増大を図る稚魚放流や漁礁の設置を進めるとともに、漁場の環境保全活動の推進を図っています。
- 地元関係団体と連携したイベントを開催し、水産物のブランド化と販路拡大の推進を図っています。

【漁獲量の推移】



これからの課題

- 漁港施設については、今後も計画的な維持管理に取り組み、施設の長寿命化を図る必要があります。
- 水産業の振興を図るため、新たな特産品の開発や販路拡大、イベント内容等の見直しを進めるとともに、新規漁業就業者の確保・育成に取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 漁港整備

【担当課：農林水産課】

- 漁港機能を維持し、地域水産物の供給基地として各施設の整備事業を展開します。

(2) つくり育てる漁業の推進

【担当課：農林水産課】

- 漁業資源の安定を確保するため、漁礁の設置やカキ養殖業の振興を図るとともに、栽培漁業*によるガザミ・クルマエビ等の水産種苗の放流を充実し、「つくり育てる漁業」を推進します。
- 漁場の環境・生態系保全活動を推進し、水質の保全と豊かな海の再生に取り組めます。

*栽培漁業：卵から稚魚になるまで育成した魚介類を成長に適した海や河川に放流し、自然の中で成長したものを漁業者が計画的に漁獲すること。

(3) 新規漁業就業者の育成

【担当課：農林水産課】

- 新規の漁業就業者に対し、実践研修や自立するための経済的な支援を行い、人材育成や漁業技術の伝承を促進します。

(4) ブランドの確立

【担当課：農林水産課】

- 多様化・高級化する水産需要に対応するため、ブランドの確立、6次産業化を推進し、地元水産物の消費拡大を図ります。
- 直売所等による地産地消を促進し、PRを図るため、海に関するイベント事業を展開します。

(5) 交流・にぎわいネットワークの形成

【担当課：農林水産課】

- 水産業の振興と観光事業との連携を強化する観光漁業・体験漁業を導入し、都市住民との新たな交流・にぎわいネットワークの形成を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- たつの市で生産された水産物を積極的に購入しましょう。
- イベント等に積極的に参加しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 安定した漁獲・生産量の確保に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
新規漁業就業者の育成人数	人	20	23
令和8年度の目標値設定理由 現状値から2年度で1人増を目標に設定			
ひょうご推奨ブランド認証食品数 (水産物)	品目	4	5
令和8年度の目標値設定理由 現状値から1品目増を目標に設定			



■室津港



■室津産牡蠣

施策 36 観光基盤の活用

基本方針

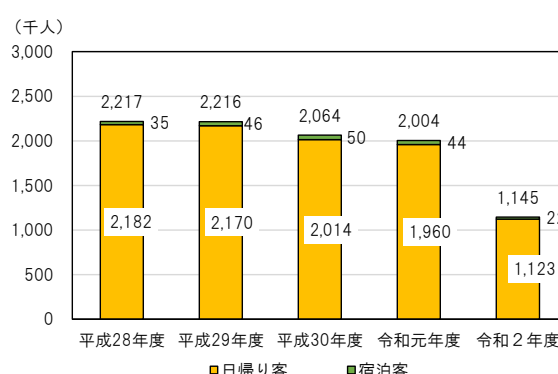
地域の観光資源や観光の拠点となる施設の魅力アップを図り、これらの施設と市内の多彩な観光資源を効果的に結び付け、たつの市ならではの観光スタイルを構築し、観光客の滞在時間の延伸や観光消費の拡大を図ります。



これまでの取組

- 道の駅しんぐう及び道の駅みつは、指定管理者により運営しており、民間のノウハウを生かした各種企画の実施により、観光資源のアピールと地域の活性化を図っています。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区及び日本遺産に認定された室津地区においては、町並みや歴史的建造物、文化財の保存を行うとともに、ARアプリ等を活用し、観光誘客に努めています。

【観光客の推移】



これからの課題

- たつの観光案内所及び龍野観光売店さくら路は、観光拠点施設としての機能を果たしてきましたが、観光ニーズの変化等により利用者が減少傾向となっています。
- 新型コロナウイルス感染症により大幅に減少した観光需要の回復や地域経済の活性化に向けて、官民一体となって新たな観光スタイルを構築する必要があります。

施策の内容

(1) 観光資源の活用

【担当課：観光振興課、まちづくり推進課、御津地域振興課】

- 本市の恵まれた自然環境や観光施設、多くの文化財や町並みといった地域資源に磨きをかけるとともに、パンフレットなどの多言語化及び観光ARアプリ等の活用により四季を通じた誘客に努めます。
- 近畿随一の遠浅海岸である新舞子浜や清流揖保川、山城や重要伝統的建造物群保存地区などの多彩な観光資源と、甲冑の着付け体験やオリジナル醤油作り体験、レザークラフト教室などの体験を組み合わせ、たつの市ならではの観光プログラムを提案することにより、着地型観光を推進します。
- 観光需要の回復のため、関係団体等と連携し、観光資源の磨き上げを行うとともに、観光ガイドの育成や多言語対応の観光サポートの充実等、インバウンド誘客に努めます。

(2) 観光施設の活用

【担当課：観光振興課】

- 道の駅しんぐう及び道の駅みつにおいて、「ふるさとたつの」の情報発信に加え、特色ある事業を企画し、観光客の誘致を行います。また、道の駅みつでは、体験学習事業を行うなど施設の活用を図ります。
- たつの観光案内所及び龍野観光売店さくら路においては、本市の観光拠点施設として多くの方に利用してもらえるよう、観光ニーズに即して、新たな価値を創出します。

(3) 歴史的町並みの活用

【担当課：観光振興課、まちづくり推進課】

- 重要伝統的建造物群保存地区や歴史的景観形成地区において、貴重な観光資源である歴史的町並みや歴史的建造物、日本遺産に認定された北前船関連文化財の保存に努めるとともに、それらを活用した出店やイベントの開催を推進することにより、新たなにぎわいを創出します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 観光施設でのマナーを守るとともに、おもてなしの心を持ち観光ボランティアに積極的に参加しましょう。
- 地域の歴史や文化、観光資源を学び愛着を持つことで、一人ひとりがたつのファンとして、たつの市を広くPRしましょう。
- 歴史的建造物の保全に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 観光関連事業者、団体は、観光誘客に関わる事業に携わる人材の確保、育成を行いましょう。
- 新たな観光資源の発掘と育成に努めましょう。
- 歴史的建造物を活用しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
年間観光客数	万人	206.0※	218.7
令和8年度の目標値設定理由 平成30年度の実績から毎年度1%増を目標に設定			
道の駅年間利用者数(しんぐう・みつ)	万人	33.8※	38.1
令和8年度の目標値設定理由 平成30年度の実績から毎年度2%増を目標に設定			

※平成30年度実績値

関連する計画

○龍野地区まちづくりビジョン(令和4年度～)



■たつの市龍野伝統的建造物群保存地区



■道の駅みつ

施策 37 観光PRの充実

基本方針

地域の特色を生かした観光PRイベントの実施や観光資源の情報共有化、広域観光ネットワークの構築を図り、マスメディアやインターネット等の積極的な活用を通じて、たつの市の魅力を市内外にPRします。



これまでの取組

- 市民相互の連帯感の醸成及び「ふるさとたつの」の観光PRを目的とした、たつの市民まつりを実施しています。
- 観光協会等各種団体と連携を図り、さくら祭、みつまつり、納涼花火大会、観月の夕及び梅まつりなど四季を通して、たつの市のPRを行っています。
- 「ひょうごロケ支援Net」推進会議へ参加することにより、たつの市の名所や美しい風景を全国にPRしています。

これからの課題

- 類似イベントの集約や観光に特化したPRに取り組む必要があります。
- 本市のホームページや広報誌による周知とともに、情報誌や旅行ガイドブックへの情報提供を行っていますが、より多くの人の目に留まる有料記事の積極的な活用について、今後検討する必要があります。

施策の内容

(1) イベントの充実

【担当課：観光振興課、御津地域振興課】

- 類似イベントについては、観光協会や各種団体と協調し、集成に努め、更なるイベント内容の充実を図ります。
- 外国人を含めた観光客のニーズに対応した、甲冑の着付け体験などの体験型観光事業を実施します。
- 同時期に開催するイベントや各地域で行われるイベントを統一的にPRし、関連性を持たせることによる相乗効果を発揮させ、より一層魅力を高めます。

(2) 市民協働による魅力的なイベントづくり

【担当課：観光振興課、まちづくり推進課、農林水産課】

- 市民が主体的に行うたつの市民まつり、オータムフェスティバル in 龍野、室乃津祭、町ぢゅう美術館などのイベントを支援することで、「ふるさとたつの」の魅力の再発見と、それを効果的に発信することにより、新たな人の流れとにぎわいを創出します。

(3) マスメディア等を使ったPR

【担当課：観光振興課】

- 名所旧跡・イベント・新規事業などを新聞・テレビ・ラジオ・観光ガイドブック等に積極的に情報提供することにより、たつの市を全国にPRします。また、ホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信による観光誘客に努めます。
- イメージキャラクター「赤とんぼくん」「あかねちゃん」の活用やプリンセスたつのにより、市のイベントを広く市内外にPRします。

(4) フィルムコミッション*事業の展開

【担当課：観光振興課】

- 「ひょうごロケ支援Net」との連携を図るとともに、テレビや映画等の撮影隊の誘致活動を行うフィルムコミッション組織の立ち上げを検討します。

(5) 広域観光ネットワークの構築

【担当課：観光振興課】

- ひょうご観光本部、西播磨ツーリズム振興協議会、西播磨観光協議会、はりま城下町カルテットなど広域での連携によるPR活動を推進するとともに、播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏の連携による観光ネットワークを構築します。
- ポストコロナ時代を見据えたイベント展開について検討するとともに、マイクロツーリズムを推進し、新たな観光誘客を図ります。

(6) 姉妹都市交流

【担当課：商工振興課、観光振興課】

- 姉妹都市等、市外で開催されるイベントにも積極的に参加し、たつの市の地場産品や特産品、観光情報を広くPRすることにより、産業振興、観光誘客を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 地域の歴史や観光資源の魅力を学び、愛着を持つことで、一人ひとりがたつのファンとして、たつの市を広くPRしていきましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 地域や関係機関・団体は、誘客に関わる事業に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
たつの市観光協会の年間ホームページ閲覧数	千人	4	120
令和8年度の目標値設定理由 地域再生計画目標値(R3:70千人)から毎年度1万人増を目標に設定			
年間イベント来客数(主な18事業)	千人	492※	541
令和8年度の目標値設定理由 平成30年度の実績から約10%増を目標に設定			

※平成30年度実績値



■たつの市民まつり

*フィルムコミッション：映画、テレビドラマなどの撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関

施策 38 商業の活性化と工業の振興

基本方針

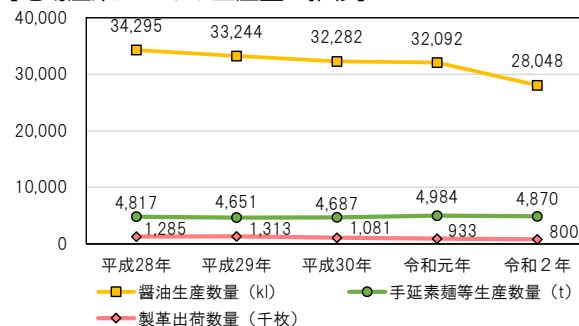
地場産業である醤油、手延素麺、皮革等の「たつのブランド」化を推進するとともに、企業や関係団体と共に国内外での新たな販路開拓を図るため、PR活動に努めます。また、商店街のにぎわいづくりに資するイベント開催や広告宣伝活動、施設整備等を支援し、地域やまちづくりと一体となった商業の活性化に取り組みます。更に、企業誘致を継続的・積極的に進めるとともに、地域産業の根幹である中小企業に対する支援の強化や新たな起業・創業を支援することにより、雇用の場の確保、創出に努めます。



これまでの取組

- 地場産業のPRを行うイベントとして、皮革まつりを開催し、また、全国そうめんサミットへの参加や全国醤油サミットへの参画を通じ、「たつのブランド」の確立と周知に取り組んでいます。
- 商工会議所、商工会及び市内金融機関を通じて中小企業者等を支援することにより、経営基盤の強化と商工業の振興を図っています。
- 商業団体が実施する地域住民との交流・にぎわいを創出するイベント事業や商業団体の情報を掲載した紙・デジタル媒体を作成・発行する魅力発信事業、また、共同施設改修事業について支援しています。
- 企業立地の優遇制度を実施することで、市内への企業進出の強化や新たな産業の立地を推進しています。
- 低金利での融資を支援することで、中小企業者の経営基盤や資本投資の強化を図っています。
- 市内での創業予定者に対して支援を行い、産業及び地域の活性化、雇用創出、定住促進、起業家の育成を図っています。
- 地域事業所の合同説明会等の開催や雇用確保に努める企業への支援に加え、市内企業の就職情報誌を発行し、若者への就労情報の提供と地域での人材確保を支援しています。

【地場産業における生産量の推移】



これからの課題

- ポストコロナ社会への適応が求められる中、キャッシュレス決済やECサイト、テレワークの導入など、新たなビジネスモデルへの転換に取り組む事業者を支援する必要があります。
- 中小企業経営者の高齢化や後継者不足が社会的な課題となっており、将来の事業承継に不安を抱える事業者に対し、支援する必要があります。
- 播磨科学公園都市などの分譲地が減少しており、今後は土地利用の規制緩和による新たな産業用地を創出する必要があります。
- 市外転出を抑制するため、若年者の市内企業への就職意識形成を図っていく必要があります。

施策の内容

(1) 地場産業振興PR

【担当課：商工振興課】

- 産官学金の連携を軸とした高付加価値化や「たつのブランド」づくりへの支援を行うとともに、市内外での展示販売や様々なメディアを通じた販路開拓への支援など、PRの強化を図ります。

(2) 中小企業対策の推進

【担当課：商工振興課】

- 資金・設備・技術・人材・情報などに関わる支援を通じ中小企業者の経営基盤強化を図るとともに、今後の社会情勢を見据え、新たな働き方に取り組む企業への支援を検討します。
- 中小企業の事業継続を図るため、中小企業庁などの関係機関・関係団体と連携し、事業継続計画策定や事業承継の支援に努めます。

(3) 商業活性化の促進

【担当課：商工振興課】

- 商店街等が取り組む事業への支援や、空き店舗の有効活用等、商業団体等との連携による商店街の再生支援に取り組めます。

(4) 企業誘致の推進

【担当課：商工振興課】

- 企業立地奨励金交付や固定資産税の課税免除などの優遇制度、規制緩和及び交通アクセスの利便性などの地域特性を含めたPRの実施等により、企業の誘致や留置を推進します。

(5) 新たな産業の育成

【担当課：商工振興課】

- 新たな産業の育成を図るため、起業・創業への取り組みや新ビジネスへのチャレンジを支援し、地域経済の活性化に努めます。

(6) 雇用対策の推進

【担当課：商工振興課】

- 公共職業安定所などの労働関係機関や地域経済団体、播磨科学公園都市圏域定住自立圏の連携市町とのネットワークを強化し、雇用機会の拡大と創出に努めます。
- 就職情報ガイドにより地元企業の情報・魅力を発信し、合同就職説明会等を通じて、求職者の地元定着を促進するとともに、若者から高齢者までのライフステージに応じた雇用支援に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- 地場産品に対する誇りを持ち、できるだけ地場産品を購入し、周りにも推奨しましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

- 事業者は商品開発や販路開拓、経営改善などに取り組みましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
事業所数	事業所	3,636※	3,834
令和8年度の目標値設定理由 H26 経済センサス値と R 元経済センサス値の比較により設定			
新規事業所数	事業所	389※	443
令和8年度の目標値設定理由 H26 経済センサス値と R 元経済センサス値の比較により設定			
有効求人倍率(年度平均)	倍	1.15※	1.18
令和8年度の目標値設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

※令和元年度実績

関連する計画

○中小企業等経営強化法に基づく導入促進計画
(平成30年度～令和5年度)

○地域未来投資促進法に基づく基本計画
(平成29年度～令和4年度)

○創業支援等事業計画(令和2年度～令和6年度)

第5章

ふるさとづくりへの挑戦

市民や地域と協働し、地域力あふれるまち

第1節 まちづくりを進めるための基盤を整える …… 154

施策 39 地域コミュニティ活動の推進 …… 154

(1) 自立のまちづくりの推進 (2) コミュニティ活動の推進

施策 40 市民参加と連携・協働のまちづくり …… 156

(1) 直接対話機会の充実 (2) 市政参加機会の創出
(3) 市民提案型市政の推進 (4) 情報公開の推進
(5) 広報活動の充実 (6) 多様な公共の担い手による協働の推進
(7) 地域を越えた協働の推進

第2節 多様で活発な交流を促進する …… 158

施策 41 シティプロモーションの推進 …… 158

(1) 赤とんぼくん、あかねちゃん認知度の向上 (2) 観光資源の活用とPR
(3) 移住希望者へのPR (4) まちのブランドイメージの確立

施策 42 国際交流・国内交流・地域交流の推進 …… 160

(1) 国際交流の推進 (2) 姉妹都市等との交流の推進
(3) 多様な世代の個性とキャリアを生かした交流・参画

第3節

健全で効率的な自治体運営を推進する …… 162

施策 43 行財政改革の推進（行政改革大綱） …… 162

- （1）時代に適合した効率的な自治体経営
- （2）行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進
- （3）中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

施策 44 簡素で効率的な組織づくりと人材育成 …… 164

- （1）市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり
- （2）市民からの期待に応えることのできる人材の育成と働きやすい職場づくり

施策 45 公共施設の適正管理と整備 …… 166

- （1）公共施設の適正管理
- （2）公共施設の有効活用

施策 46 情報化の推進 …… 168

- （1）ICTの利活用
- （2）電子自治体の推進

施策 47 広域行政・広域連携の推進 …… 170

- （1）広域的な連携の強化
- （2）広域課題への取組の強化

施策 39 地域コミュニティ活動の推進

基本方針

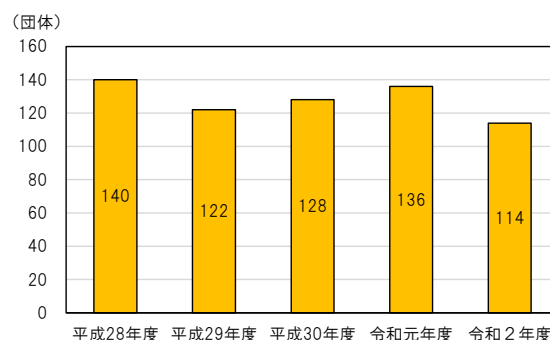
厳しい行財政運営の中であっても、地域の活力を維持・向上させるため、地域コミュニティ活動を推進し、地域の課題を地域で解決できる自立のまちづくりを目指します。



これまでの取組

- 市民が主体的に取り組む地域資源を生かした活動に対して、支援を行い、地域振興を促進しています。
- 市民が自主的に行う里山整備活動や山地環境保全活動、自治会が行う公共施設の美化・補修活動や公民館の新築等の事業に対し、支援を行っています。
- 自治会による管理不全状態の空き家等に対する応急処置活動に対して支援を行い、地域の課題解決につなげています。

【自立のまちづくり事業実施団体数の推移】



これからの課題

- 行政による支援終了後、市民団体が創意工夫により自立・自走できる体制を構築する必要があります。
- 人口減少や少子高齢化等、社会情勢の変化に伴い、地域における課題解決のための担い手不足やつながりの希薄化による地域コミュニティの弱体化が予見されることから、地域が輝くまちづくりを進める必要があります。



■自立のまちづくり事業
(公共施設の美化活動)



■自立のまちづくり事業
(地域のまちづくり振興活動)

施策の内容

(1) 自立のまちづくりの推進

【担当課：総務課、農林水産課、農地整備課、まちづくり推進課】

- 公・共・私(行政と多様な主体との連携)の協働により、地域課題の解決を促進します。
- 地域の課題解決に取り組む活動や地域の文化・産業・社会教育の振興等に取り組む活動を支援し、福祉の増進や良好な地域社会の形成、市民主体の真に自立したまちづくりを推進します。

(2) コミュニティ活動の推進

【担当課：総務課、企画課】

- コミュニティセンターや各自治会の集会所・県民交流広場等の拠点施設を活用した地域コミュニティづくりを推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 地域づくりを「自分ごと」として捉え、地域住民の創意と工夫に基づき、次の世代にこそ発展的に継続させていけるよう地域づくりに参画しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- コミュニティセンターや各自治会の集会所、県民交流広場等を活用し、地域の課題解決に向けて取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
自立のまちづくり事業年間実施団体数	団体	132※	136

令和8年度の目標値設定理由 実施団体数の3%増を目標に設定

※現状値は平成28年度～令和元年度の平均値



■自立のまちづくり事業
(空き家対策活動)



■自立のまちづくり事業
(公共施設の補修活動)

施策40 市民参加と連携・協働のまちづくり

基本方針

市政に関する情報を積極的に提供し、その情報を共有することにより、市民の声をまちづくりに取り入れ、広く市民が市政に参画し、市民の知恵や創意工夫を反映させ、市民団体や企業など多様な主体と協働・連携できる体制づくりを推進します。



これまでの取組

- 市民と行政、市民と市民、行政と多様な主体の意見交換や情報提供の場を多く設け、市民や多様な主体からの提案や要望を市政運営に反映させるとともに「ふるさとたつの」のまちづくりへの積極的な参加を推進しています。
- 広報「たつの」、ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムなどをはじめ、世代に応じた発信方法で市政情報を広く発信することで、多くの市民が市政情報を容易に入手できるよう取り組んでいます。
- ホームページで議会の傍聴案内、本会議のインターネット録画配信、会議録検索システムによる会議録の公開を実施するほか、議会だよりのリニューアル、市議会公式フェイスブックの開設等、開かれた議会運営に取り組んでいます。



■市長対話広場

これからの課題

- 意見交換、情報交換の場に多くの市民参加はありますが、若年層・女性の参加が少なく、今後は市内在住外国人を含めた、幅広い年齢層が参加できる体制づくりを検討する必要があります。

施策の内容

(1) 直接対話機会の充実

【担当課：広報秘書課】

- 市民が直接行政や市長と対話できる「市長対話広場事業」「新春座談会」「来て！見て！実る！がんばる地域発見プロジェクト」等を充実させ、市民だれもが気軽にまちづくりに参加できる取組を推進します。
- 市民が希望するテーマについて、職員が地域に出向き説明する「出前講座」を充実させ、市民ニーズの把握と市政情報の提供に努めます。

(2) 市政参加機会の創出

【担当課：企画課、人権推進課】

- 各種委員会や審議会への女性及び一般公募委員の割合を高くするなど、市民が施策立案から事業の実施・評価段階に至るまで参画できる機会の充実に努めます。

(3) 市民提案型市政の推進

【担当課:広報秘書課】

- 市民との直接対話の場やパブリックコメントを活用し、市民の市政への参画推進を図るとともに、市民ポストやホームページによる意見・提案等の広聴活動の充実を図ります。

(4) 情報公開の推進

【担当課:情報推進課、議会事務局】

- 公正で開かれた市政を展開するため、行政情報を適切に管理し、個人の権利や利益の保護に配慮しつつ、市政情報を公開するなど、情報公開制度の充実と適切な運用に努めます。
- 「開かれた議会」を目指して、議会の傍聴を呼びかけるとともに、議会のインターネット中継システムの検討、ホームページを活用した会議録の公開、公式フェイスブックの活用等、情報提供の更なる推進を図ります。

(5) 広報活動の充実

【担当課:広報秘書課】

- 広報「たつの」やホームページを充実し、SNSの活用に努めるとともに、点字化広報や英語版広報など、障害者や外国人にも配慮した広報活動を行い、市民に分かりやすい情報の発信に努めます。

(6) 多様な公共の担い手による協働の推進

【担当課:企画課、まちづくり推進課】

- 自治会等の地縁団体やNPO・ボランティア団体等の市民活動団体、企業など、多様な主体との協働・連携を推進するとともに、産業界・各種行政機関・学校・金融機関・労働団体・マスコミなどとの連携を強化し、地域一体となった市政運営に努めます。

(7) 地域を越えた協働の推進

【担当課:企画課、商工振興課、まちづくり推進課】

- 市民と行政、市民と市民、また行政と市内企業とのパートナーシップによる参画と協働に取り組み、地域間のイベント交流、更には播磨科学公園都市圏域定住自立圏域等の広域的な交流を推進し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- 市政に関する情報を収集し、意見の発信やイベントへの参加などを通じて、積極的にまちづくりに参画しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 市民や地域と協働した活動に取り組み、積極的にまちづくりに協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
市役所出前講座年間参加人数	人	7,893※	14,000
令和8年度の目標値設定理由 毎年10%増を目標に設定			
ホームページ年間アクセス数	件	1,680,380	2,250,000
令和8年度の目標値設定理由 毎年5%増を目標に設定			

※令和元年度実績

施策41 シティプロモーションの推進

基本方針

たつの市の魅力を市内外に発信し、多くの人に「訪れたい」「住みたい」と思われるようにまちの魅力をアピールし、活性化につなげていきます。同時に、市民と行政が協力し合いながら、情報や魅力を伝えることで、誇りや愛着を醸成します。



これまでの取組

- 本市の地場産業である「淡口醤油」「素麺」「皮革」等をテレビ、新聞、ホームページや各種イベントにおいて市内外にアピールしています。
- ふるさと応援寄附金の寄附者に、ふるさと感謝便を送付し、たつの市の特産品をアピールするとともに、新たなふるさと納税サイトを活用することで、全国のより多くの人へたつの市をPRしています。
- 「訪れたい」と思われるまちを目指し、地域資源を市内外にアピールするため、地域の魅力を生かした各種イベントを実施しています。
- 「住みたい」と思われるまちを目指し、子育てに係る負担、不安を軽減する子育て支援施策を展開するとともに、住宅取得支援事業や移住応援事業など定住促進を図る事業を実施しています。
- 本市の魅力ある資源を再発見し、市民と行政が協働して市内外に魅力を発信することで更なる地域への愛着醸成に取り組んでいます。
- 時間や曜日を問わず移住相談に対応できるAIチャットボット*を導入するとともに、たつの市での暮らしをWebで体験できる動画を制作し、移住希望者に向けた情報発信に努めています。

これからの課題

- 多種多様な魅力あふれる事業を展開していますが、市内外への更なるアピールとたつの市のブランドイメージの確立に努める必要があります。
- 本市のイメージキャラクター「赤とんぼくん」「あかねちゃん」を市内外にアピールしていますが、更なる認知度の向上を図る必要があります。

施策の内容

(1) 赤とんぼくん、あかねちゃん認知度の向上

【担当課：観光振興課】

- 各種イベントにおいて「赤とんぼくん」「あかねちゃん」が出演する機会を増やすとともに、ふるさと感謝便や祝入学支援事業にイラストを掲載しPRを図ります。

*AIチャットボット：行政サービスの手続きや制度に関する問い合わせに対し、チャット（会話）形式でAI（人工知能）が質問に自動的に回答するシステム

(2) 観光資源の活用とPR

【担当課：観光振興課】

- 本市の魅力を市内外に発信するため、体験型観光を充実し、滞在時間とリピーターを増加させるとともに、旅行社と連携したツアーを実施します。

(3) 移住希望者へのPR

【担当課：まちづくり推進課】

- デジタルPRコンテンツ等を積極的に活用するとともに、移住相談会や移住体験ツアーを行うなど、主に都市部からのUIJターン*を促進します。

(4) まちのブランドイメージの確立

【担当課：企画課、広報秘書課、商工振興課、観光振興課】

- 本市の地域資源を再発見し、本市への愛着を深めるとともに、全国に向けた魅力あふれるたつの市を発信するため、SNS等を利活用した広報活動の充実とたつの市のブランドイメージの確立に努めます。
- フィルムコミッションを視野に入れるとともに、本市ゆかりの著名人を親善大使に任命し、様々な方面から本市の魅力を全国に発信します。
- ふるさと応援寄附金を通じて、本市の知名度アップと魅力を発信するとともに、市内事業者等と協力し、関係人口創出につながる特産品開発を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- たつの市の魅力を発見・再確認し、積極的に触れることを意識しましょう。
- たつの市の魅力をSNS等を活用し身近な人や市外へ発信しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 情報発信のための素材を積極的に発掘・発見しましょう。
- たつの市の魅力をSNS等を活用し身近な人や市外へ発信しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
ふるさと応援寄附金年間寄附件数	件	14,369	20,000
令和8年度の目標値設定理由 令和2年度件数から毎年度約1,000件増を目標に設定			
Instagramフォロワー数	人	705	1,250
令和8年度の目標値設定理由 実績から毎年度10%増を目標に設定			



■イメージキャラクター（赤とんぼくんとあかねちゃん）



■移住相談会（オンライン）

*UIJターン：Uターン、Iターン、Jターンを合わせた言葉で、大都市圏から地方に移住する人の動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態

施策 42 国際交流・国内交流・地域交流の推進

基本方針

市民・団体・NPOなど様々な主体が、地域の活性化を図るため、活発に交流できるよう国際・国内・地域交流活動を支援していきます。また、外国人に対する行政サービスの充実を図り、外国人も住みやすいまちを目指します。



これまでの取組

- たつの市国際交流協会を主体とした、語学講座や講演会、研修会、学習会等を実施するなど、様々な国際交流事業を展開し、市民レベルでの国際理解の推進を図っています。
- 多文化共生サポートセンターの窓口相談件数の増加に伴い、相談員を増員し体制を強化しています。また、子ども向けワークショップ等を開催することで、将来を担う子どもたちの国際感覚を養う一助となっています。
- 姉妹都市であるコビントン市へ市内中学生を派遣し、ホームステイを通じて豊かな国際感覚を養うとともに、語学力の向上に努めています。
- 姉妹都市である国内3市と、教育・スポーツ・文化等の幅広い分野において、市民レベルでの交流を行っており友好を深めています。
- 地域内では、様々なイベントや伝統行事を通して、地域の特色の保存や文化の伝承が図られています。

これからの課題

- 人口減少、少子高齢化により人口構造がアンバランスになっており、地域コミュニティの維持が困難になることが想定されます。
- 市内在住外国人と市民が交流する機会を増やすとともに、市内在住外国人が日本語教育の推進等を通じて、日常生活及び社会生活を市民と共に円滑に営むことができる環境の整備に努める必要があります。
- 地域ぐるみで多文化共生社会の構築が求められている中、市民一人ひとりが異なる文化への理解を深め、国際的な感覚を身に付ける必要があります。

施策の内容

(1) 国際交流の推進

【担当課：広報秘書課】

- たつの市国際交流協会を核として、全市的な国際交流体制の確立を図り、市内在住外国人との交流イベントや講演会、英会話教室等の国際交流事業を支援します。
- 国際社会に対応できる人材育成につながる生涯学習講座の開設や多文化共生に関わる情報提供等の充実を図ります。
- 国際性豊かな人材の育成、語学力の向上など海外の文化や習慣に慣れ親しむ機会を提供するため、子ども国際交流事業を推進します。
- 多文化共生サポートセンターを中心に、生活情報の提供や様々な相談に対応し、外国人が住みやすいまちを目指します。

(2) 姉妹都市等との交流の推進

【担当課：広報秘書課】

- スポーツ、文化、産業、防災等の幅広い分野において、姉妹都市等との交流を更に推進するとともに、地域を越えた交流活動を積極的に展開します。

(3) 多様な世代の個性とキャリアを生かした交流・参画

【担当課：総務課、高年福祉課、社会教育課】

- 地域住民が協力して行う様々なイベントや伝統行事等を通して、世代間の垣根を越えた交わりを持ち、地域コミュニティの結束力強化を図りつつ、地域の伝統の伝承を図り、地域の特色の保存及び現役を退いた高齢者世代の知識や経験を地域活性化に生かしていく仕組みを構築します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

→ 国際交流・国内交流・地域交流に積極的に参加しましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

→ 市民や国際交流団体などの活動に対する支援や海外からの研修生の受け入れなど、国際交流の促進に努めましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
国内姉妹都市年間交流人数	人	144※1	200
令和8年度の目標値設定理由	過去の実績から設定		
日本語学習・生活支援教室受講者数	人	1,620※2	2,200
令和8年度の目標値設定理由	毎年度5%程度増を目標に設定		

※1 平成30年度実績

※2 令和元年度実績



■多文化共生サポートセンター



■WA0! 楽しもう国際交流フェスティバル

施策 4.3 行財政改革の推進（行政改革大綱）

基本方針

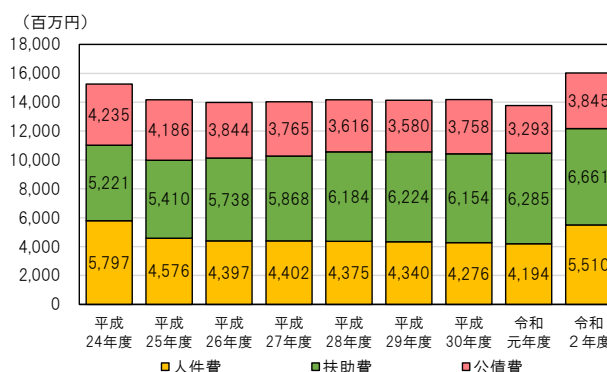
簡素で効率的・効果的な行政運営の確立に向け、不断の行財政改革に取り組むとともに、施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進します。



これまでの取組

- 行政評価（施策評価及び事務事業評価）を実施し、次年度以降の予算編成への反映に努めているほか、「たつの市行政改革推進実施計画」に基づき、PDCAサイクルにより施策を検証し、行財政改革の着実な実行に取り組んでいます。
- 施設管理について、民間委託や指定管理者制度の導入により、業務の効率化や行政サービスの質の向上に努めています。
- 行政サービスのあり方について、市民が意見・提言できる場を設け、施策・事務事業に反映させる取組を行っています。
- 持続可能な行政サービスを維持するため、下水道使用料の改定やたつの市民病院を地方独立行政法人へ移行しました。

【義務的経費推移】



これからの課題

- 人口減少及び少子高齢化の進行により、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれることから、歳入に見合った歳出構造を大原則とし、優先順位に基づいた選択と集中により、健全財政を堅持した上で、質の高い行政サービスの提供に取り組んでいく必要があります。
- 国民宿舎「赤とんぼ荘」について、今後のあり方を検討する必要があります。
- 公共施設の管理運営について、民間委託や指定管理者制度等を導入し、業務の効率化や行政サービスの質の向上を図る必要があります。また、未利用公有財産については、民間等への売却・貸付により有効活用に取り組む必要があります。
- 合併の特例期間終了などによる財源の減少、義務的経費などの経常経費の増加による財政の硬直化に留意し、持続可能な財政運営を図るべく、自主財源の確保や経常経費削減の行財政改革に取り組む必要があります。

施策の内容

（１）時代に適合した効率的な自治体経営

【担当課：企画課、財政課、契約課、関係課】

- 各種施策や事務事業について、PDCAサイクルに基づき、事務事業の必要性、効率性、有効性を行政評価により判断し、時代に的確に対応できる質の高い行政経営を推進します。
- 多様な行政ニーズに対し、限られた経営資源の最適な配分や質の高い行政サービスの提供に取り組むとともに、市民理解のもと、受益者負担の適正化による持続可能な行政経営に努めます。

*PFI：Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

*DBO：Design Build Operation の略称。設計施工・維持管理等を一括で発注する方式のこと。

(2) 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進

【担当課：契約課、関係課】

- 地域資源や民間活力を活用し、地域や民間に任すべきことは任すことを基本に、より適切な担い手による行政サービスの実施を推進します。
- PF I *や DBO*など民間活力等を活用し、最適な担い手による行政サービスの提供を推進するとともに、既に民間活力を導入している行政サービスについては、PFS*やSIB*など、より効果的な手法を検討します。

(3) 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

【担当課：納税課、市税課、企画課、財政課、契約課、関係課】

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率*を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。
- 今後の人口、財政状況を踏まえ、施設の適正配置や長寿命化、有効活用を検討した上で、公共施設マネジメントを推進し、未利用財産は、個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による有効活用を進めます。
- 市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上、使用料・負担金等受益者への適正負担及びふるさと応援寄附金の活用等による歳入確保に努めます。
- 地方公会計制度を活用し、資産・債務の適切な管理に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- 行政サービスに係る市民の適正な負担について考えましょう。
- 財政状況や行政経営を評価し、積極的に意見・提言しましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

- 民間活動の推進に協力しましょう。
- 様々な機会を通じて行政経営に参画・協働しましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
経常収支比率*	%	87.7	90.0%以下
令和8年度の目標値設定理由 収支見通し及び財政計画における試算値から設定			
実質公債費比率*	%	10.2	11.0%以下
令和8年度の目標値設定理由 収支見通し及び財政計画における試算値から設定			
市税収納率(現年分)	%	98.0※	99.3
令和8年度の目標値設定理由 県内29市の上位10市が達成している収納率(過去5年平均)から設定			

※令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度を実施。（参考値）令和元年度実績値 99.1%

関連する計画

○たつの市行財政改革推進実施計画(令和4年度～令和8年度)

*PFS: Pay For Success の略称。国や自治体が事業の成果指標の改善状況を設定し、その成果指標に連動して民間事業者に報酬を支払う契約方式のこと。

*SIB: Social Impact Bond の略称。社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払うという仕組み

*健全化判断比率: 財政状況が良好かどうかを示す国の指標のこと。市の財政が健全であるか、要注意状態であるか、破たん状態であるかを判断する材料となる。

*経常収支比率: 扶助費などの経常的な義務的経費に市税などの経常的な収入をどの程度充てているかを示す指標のこと。財政構造の弾力性を判断する材料となる。

*実質公債費比率: 公共施設整備などのための借入の返済金等が、市の標準的な収入額にどの程度占めているのかを表す健全化判断の指標の一つ。財政構造の健全化度合いを判断する材料となる。

施策 44 簡素で効率的な組織づくりと人材育成

基本方針

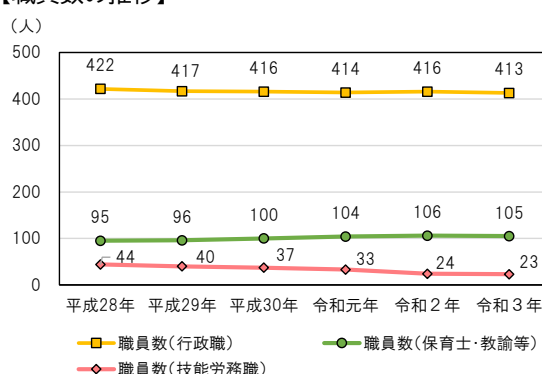
限られた財源と人員の中で、市民の期待に最大限応えるため、計画的な定員管理を行い、職員の適正配置を図ることにより、効率的・効果的な組織づくりに努めます。また、職員の積極的な能力開発を図ることにより、時代の変化を的確に捉え、新たな行政課題に迅速に対応することのできる職員の育成を図ります。



これまでの取組

- 「たつの市職員定員適正化計画」に基づき、計画的に職員を採用し、適正な職員数を確保するとともに、各部署の業務量を勘案し、適材適所の職員配置に努めています。
- 女性職員の更なる活躍を推進するため、たつの市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、意欲と能力のある職員を積極的に管理・監督職に登用しています。
- 「たつの市人材育成基本方針」に基づき、庁内研修や外部研修への職員派遣、また全職員への人事評価を実施することで、職員の積極的な能力開発と人材育成に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、全国的に研修の運営方法の見直しが図られている中、本市においてもより安全かつ効果的な研修の運営方法を検討し、職員の人材育成に積極的に取り組んでいます。

【職員数の推移】



これからの課題

- 今後は、導入が予定されている定年延長制度を踏まえ、再任用職員及び会計年度任用職員を含めた適正な職員配置を行うとともに、時代に即したデジタル人材の育成等に注力し、組織体制の維持及び行政サービスの質的向上を図る必要があります。

施策の内容

(1) 市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり

【担当課：総務課】

- 刻々と移り変わる行政課題及び市民ニーズへの対応や市の重要施策の実現に当たり、適切な対応と迅速な意思決定、行政サービスの質的向上の観点から情報化の推進などによる業務改善を踏まえた簡素で効率的・効果的な組織機構になるよう見直していきます。
- 「たつの市職員定員適正化計画」に基づき、業務量に見合う必要人数を確保するとともに、少数精鋭の組織体制を確立し、行政サービスの質的向上に努めていきます。また、再任用職員等を含め、業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用及び適材適所の人員配置の観点から計画的かつ適正な定員管理を行います。
- PPP*／PFI を活用した行政サービスの見直し、情報化の推進などによる業務改善を踏まえ、「たつの市職員定員適正化計画」を見直していきます。

(2) 市民からの期待に応えることのできる人材の育成と働きやすい職場づくり

【担当課：総務課】

- 「たつの市人材育成基本方針」に基づき、職員の資質向上や職務意欲の高揚を図るため、対面型研修、リモート研修等多様な研修機会を提供し、職員としての使命と責任を自覚し情熱を持って業務に取り組むことのできる職員の育成に努めます。
- 職員の職務遂行に当たり発揮した能力及び実績を公正に把握するため、全職員に対し人事評価を実施し、職員の意欲と職務遂行能力の向上を促すとともに、職員自己申告書も活用しつつ、効果的な人事管理と人材育成に活用します。
- すべての職員がいきいきと働くことができる職場づくりを実現するため、「働き方改革」を推進するとともに、管理職の職場マネジメント、職員のメンタルヘルス、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメントのない環境づくりの観点から、研修等を積極的に活用し、職員全体の意識改革に努めます。
- 女性職員が十分に能力を発揮できる職場づくりに努め、管理・監督職への女性職員の積極的な登用を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

→まちづくりのパートナーとして、市職員と連携を図りましょう。



団体・事業者等が取り組むこと

→まちづくりのパートナーとして、市職員と連携を図りましょう。



まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
職員数※	人	416	415
令和8年度の目標値設定理由 たつの市職員定員適正化計画から設定			
管理・監督職に占める女性職員の割合※	%	27.6	30.0
令和8年度の目標値設定理由 男女共同参画基本計画における目標値から設定			

※技能労務職、保育教諭等を除く。

関連する計画

- たつの市人材育成基本方針(平成28年度～)
- たつの市職員定員適正化計画(令和2年度～令和7年度)
- たつの市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)

*PPP：Public Private Partnershipの略称。公民が連携して公共サービスの提供を行う取り組みのこと。

施策 45 公共施設の適正管理と整備

基本方針

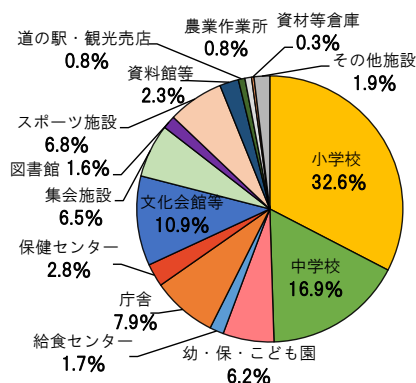
公共施設を効率よく適正に管理するため、計画的に施設の有効利用を促進します。また、将来を見据えた施設の長寿命化や統廃合等を進めます。



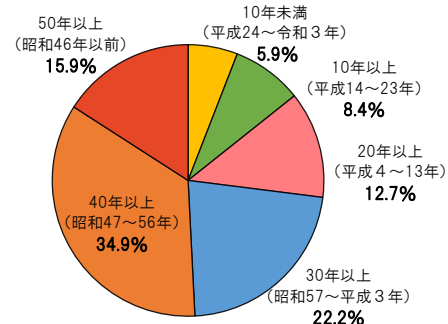
これまでの取組

- 公共施設の老朽化が進んでいるため、公共建築物については、平成 27 年に「たつの市公共建築物再編基本方針」を策定し、施設の再編による統廃合や有効活用を推進しており、平成 28 年に策定した「たつの市公共建築物再編実施計画」が5年を経過したことから、現状を踏まえ令和3年度に見直しを行います。
- 公共建築物とインフラを含めた公共施設全体については、老朽化に対応した計画的な維持補修を行うため、「たつの市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年に策定しており、令和3年度に現状を踏まえた見直しを行います。
- 「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づく施設の再編と併せて、指定管理者制度の導入、見直し等を図り、導入済みの施設については、モニタリングにより業務実績の評価を実施しています。

【公共建築物の施設種類別延床面積の構成割合】



【公共建築物の経過年数別延床面積の構成割合】



これからの課題

- 合併特例債の発行期限延長に伴い、平成 30 年度に新市建設計画の期間延長を行っており、令和7年度までに北学校給食センターなどの公共施設整備を行う必要があります。
- 公共建築物については、施設保有量の縮減に取り組んでいますが、将来の人口規模や財政負担を見据え、施設の適正配置を図る必要があります。
- 「たつの市幼稚園・保育所再編計画」「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、閉園、閉校となった学校園施設の有効活用を進める必要があります。



■北学校給食センター（イメージパース）

施策の内容

(1) 公共施設の適正管理

【担当課：契約課、関係課】

- 公共建築物については、施設の統廃合や複合化を推進し、人口規模にあった施設保有量の維持と市民ニーズにあった施設の有効的な活用を図ります。
- 公共インフラについては、施設の維持と安全性の確保のため、施設の長寿命化等を図ります。
- 公共施設の整備や維持管理を計画的に効率よく行い、健全で持続可能な施設運営を推進します。

(2) 公共施設の有効活用

【担当課：契約課、関係課】

- 地域資源となる公共施設については、地域の状況に考慮しながら、民間事業者によるPFI(BTO*、BOT*、RO*等)といった事業手法の導入を視野に入れて活用を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→公共施設の適切な利用や活用に努めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→地域資源となる公共施設の整備や管理に関心を持ちましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
公共建築物の保有量(総延床面積)の縮減 (基準年度:平成28年度)	%	4.7	14.7%(延床面積にして約39,000㎡)
令和8年度の目標値設定理由 たつの市公共建築物再編実施計画から設定			

関連する計画

- たつの市公共施設等総合管理計画(平成27年度～令和12年度)
- たつの市公共建築物再編実施計画(平成28年度～令和12年度)

*BTO: Build Transfer Operate の略称。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式のこと。

*BOT: Build Operate Transfer の略称。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式のこと。

*RO: Rehabilitate Operate の略称。施設を改修し、管理・運営する事業方式。所有権の移転はなく、地方公共団体が所有者となる方式のこと。

施策46 情報化の推進

基本方針

高度情報化社会の環境の変化に対応し、ICT（情報通信技術）の積極的な導入とデータの活用を通じて行政サービスの向上、市政事務の効率化及び事務事業の透明性の向上を図ります。また、情報システムの安定稼働を確保するとともに、情報セキュリティ対策の強化に努めます。



これまでの取組

- ブロードバンド*インフラ未整備地域に高速情報通信網を整備し、地域間の情報格差を解消しました。
- 行政手続の利便性向上を目的として、スマートフォン決済アプリによる納税や証明書の発行手数料などの支払を可能にしました。また、全国のコンビニエンスストアなどに設置されている証明書発行用端末を本庁及び各総合支所に設置しました。
- 部署間の連携強化や業務効率化等を目的として、本庁、総合支所、市立学校、図書館その他公共施設を高速情報通信網で接続したネットワークを構築しているほか、全国に先駆けて住民情報システムクラウド*を導入しました。
- 行政が保有するデータを広く公開し、行政の透明化や信頼性の向上、経済の活性化等に利活用しようとする「オープンデータ*の推進」に関する取組を進めています。また、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため情報セキュリティ対策も実施しています。
- 市議会議員及び市幹部職員に貸与したタブレット端末を活用し、ペーパーレス会議を実施するとともに、情報の共有化、経費削減、事務の効率化等を推進しています。

これからの課題

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、行政の効率化と市民生活の利便性の向上に資することが期待されています。「たつの市マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の更なる充実を検討していく必要があります。
- 政府が「デジタル・ガバメント実行計画」において策定した、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を取りまとめた「自治体DX*推進計画」に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

*ブロードバンド：高速・大容量のデータ通信ができるネットワークサービス

*クラウド：情報システムのハードウェア、ソフトウェアなどを自らの庁舎内で保有・管理するのではなく、庁舎外のデータセンターで、サービス事業者が提供するシステムを、通信回線を経由して利用すること。

*オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ

*DX：Digital Transformationの略称で、情報通信技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革

施策の内容

(1) ICTの利活用

【担当課：情報推進課】

- 民間とも協力したまちづくりを進めていくために、行政情報のオープンデータ化を進めるとともに、「たつの市Webガイド」の公開内容を拡張するなど、地域活動に関わる様々なデータの活用促進を図ります。
- データとICTの活用により地域の諸課題を解決する、スマートシティ*の推進に向けた検討を行います。
- ICTを利用できる人とできない人の間に生じるデジタルデバインド*の解消など、市民のだれもがICTの恩恵を享受できる環境の整備に努めます。

(2) 電子自治体*の推進

【担当課：情報推進課、市民課】

- 「自治体DX推進計画」に基づき、マイナンバーカードの普及促進、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進を行うことで、市民の利便性向上と業務の効率化を図り、スマート自治体の実現を目指します。
- 業務端末におけるインターネット接続の見直しや無線LANの構築など、情報ネットワークやシステムの改善を行い、業務環境の整備を図ります。
- 急速に複雑化・巧妙化するサイバー攻撃*に備え、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



- サービスを活用し、市政への関心を高め、協働のまちづくりを推進しましょう。
- インターネットやパソコンなどの情報通信技術の利用を推進しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



- 地域情報の発信に協力しましょう。
- オープンデータなどの本市が公開する情報を活用しましょう。
- オンラインによる手続を推進しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
オンライン申請件数 (自動交付機での申請件数を含む)	件	7,840	12,000
令和8年度の目標値設定理由		実績値の約50%増を目標に設定	
業務デジタル化導入件数(累計)	件	2	10
令和8年度の目標値設定理由		毎年度2件を目標に設定	

関連する計画

○たつの市マイナンバーカード交付円滑化計画(令和元年度～令和4年度)

*スマートシティ：先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組

*デジタルデバインド：コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる格差

*電子自治体：ICTを行政のあらゆる分野に活用し、住民サービスの向上、行政事務の簡素化・合理化などを行い、効率的・効果的な自治体運営を実現しようとする。

*サイバー攻撃：コンピュータやネットワークに不正に侵入して、データの詐取や破壊、改ざんなどを行い、システムを機能不全に陥らせること。

施策 47 広域行政・広域連携の推進

基本方針

地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するため、関係市町と相互に連携・協力・補完し、市民が郷土への誇りと愛着を持ち、安心して暮らせる魅力あふれる広域行政を推進します。



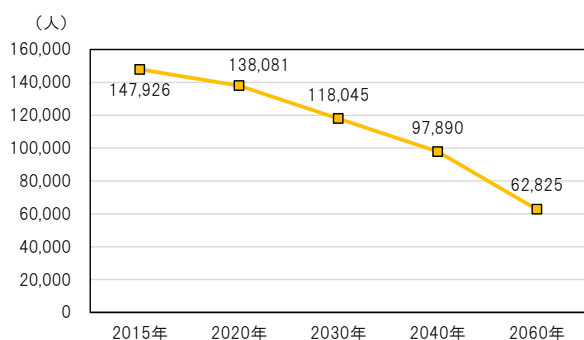
これまでの取組

- 広域行政を推進するため、本市が中心市となり、宍粟市、上郡町及び佐用町と「播磨科学公園都市圏域定住自立圏」を形成し、広域連携の強化を図っています。
- 「播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく連携事業の推進については、本市が中心市として牽引しています。
- 姫路市と本市を含む8市8町が、播磨圏域連携中枢都市圏を形成しています。
- 「播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、連携事業を実施しています。

これからの課題

- 持続可能な広域連携の推進に当たっては、連携市町の主体性を尊重しつつ、圏域思考に基づき弱点を補完し、強みの相乗効果を発揮させる必要があります。
- 基礎自治体の区域を越えて広域的に取り組むことが効率的、効果的である事務については、共同処理を積極的に推進する一方で、重複する仕組みについては精査する必要があります。

【播磨科学公園都市圏域定住自立圏域の将来推計人口の推移】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所推計資料)



■ 圏域バス「てくてくバス」

施策の内容

(1) 広域的な連携の強化

【担当課：企画課】

- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏形成市町の自主性を尊重しつつ、相互に役割を分担し、連携を深め、互いに補完し合いながら「播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン」に掲げる連携事業に取り組みます。
- 姫路市と本市を含む8市8町が連携し、播磨圏域の経済の活性化や魅力を高めるため、播磨圏域連携中枢都市圏を形成し、連携事業に取り組みます。
- 基礎自治体の区域を越えた取組により効率的・効果的に行うことができる事務については、近隣市町との連携を図り、スケールメリット*を生かした質の高い行政サービスの提供に努めます。

(2) 広域課題への取組の強化

【担当課：企画課、関係課】

- 広域幹線道路の整備、JR山陽本線・姫新線の利用促進、揖保川の改修など、広域的な課題への取組を強化するとともに、中国横断自動車道姫路鳥取線・播磨自動車道の全線開通を機に、関係市町と連携してにぎわいの創出に向けた取組を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと



→ 広域的につながりのある地域について関心を持ち、理解を深めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと



→ 広域連携事業において、地域で求められる役割について関心を深め、積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
播磨科学公園都市圏域定住自立圏域人口	人	142,159	131,000

令和8年度の目標値設定理由 播磨科学公園都市圏域定住自立圏域各市町人口ビジョンから設定

関連する計画

- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン(令和3年度～令和7年度)
- 播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン(令和2年度～令和6年度)



■ 播磨科学公園都市圏域定住自立圏 電子図書館



■ 病後児保育施設の相互利用
(たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町)

*スケールメリット：規模を大きくすることで得られる効果や利益、優位性等のこと。

第4編

まち未来創生戦略

第2期たつの市まち未来創生戦略の概要

1 基本的な考え方

これまで本市では、平成26年度に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を定めた「たつの市人口ビジョン」及び、その実現のための目標や施策の基本的方向、具体的方策をまとめた「たつの市まち未来創生戦略」（以下、「第1期戦略」という。）を定め、本市の最上位計画である総合計画と整合を図りながら取組を進めてきました。

しかしながら、若い世代の市外流出の抑制や出生率の向上、地域経済の活性化等は依然として大きな課題であり、持続可能なまちづくりに向けて、より一層、まち・ひと・しごとの創生を推進していく必要があることから、本市のこれまでの取組について整理した上で、国が「まち・ひと・しごと創生基本方針」において示した地方創生の視点も踏まえつつ、より効果的な戦略として推進するため「第2期たつの市まち未来創生戦略」（以下、「第2期戦略」という。）を策定します。

第2期戦略の推進に当たっては、まち・ひと・しごとの創生の充実・強化に向けて、これまでの本市の第1期戦略の枠組みを維持しつつ、近年みられる地方回帰の動向への対応、人口減少地域における活力向上を目指した関係人口の確保など、新たな取組も含め、推進していくものとします。

2 地方創生に関する国の視点

第2期戦略は、国が示す地方創生の視点を踏まえつつ、本市の地域資源を十分に生かしながら取組を進めていきます。

（1）国の総合戦略における政策5原則の概要

自立性：地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようにする。
将来性：将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
地域性：各地域の実態に合った施策を自主的かつ主体的に取り組む。
総合性：多様な主体との連携など、総合的な施策に取り組む。
結果重視：政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

（2）国の総合戦略における基本目標及び横断的な目標

基本目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する
横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

(3)「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」における視点

令和3年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」では、以下の3つの視点が取り上げられています。

ヒューマン：地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策の推進

デジタル：地域の課題解決や魅力向上に資する地方におけるDXに向けた施策の推進

グリーン：地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策の推進

3 基本理念

以上の国の地方創生に対する視点や、本市が直面する現状と課題を踏まえ、第2期戦略の基本理念を第1期戦略より引き続き、以下の通りに設定します。

基本理念

「ふるさと たつの」に新たな息吹を吹き込み
“光り輝く未来”を創る

たつの市に生まれ、育ち、住み続けている人はもちろん、Uターンにより帰ってきた人、新規移住者も含めて、たつの市で暮らし、学び、働き、子どもを産み、育てることで、すべての市民が「ふるさと」として愛着を持ち、未来に誇れるまちを築いていくことを目指します。

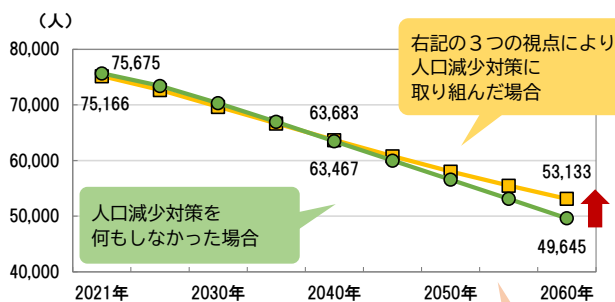
人口推移表について

「たつの市人口ビジョン」は、本市における人口動向などの分析を行いながら、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示し、効果的な施策を企画立案する上での基礎となるもので、本市のこれまでの人口動向や、将来シミュレーションの結果等を踏まえ、2060年（令和42年）の将来人口を53,000人としています。対象期間は、長期的な視野に立った展望とするため、国の長期ビジョンの期間である2060年（令和42年）を目標としています。

たつの市が挑戦する将来人口
令和42年（2060年）

53,000人

▼たつの市の人口の長期的見通し



人口対策に積極的に取り組むことで、令和42年（2060年）の人口が約3,500人多くなることを見込みます。

将来人口53,000人実現に向けた視点

視点1

合計特殊出生率1.80を目指します！

視点2

進学・就職による転出超過を縮小します！

視点3

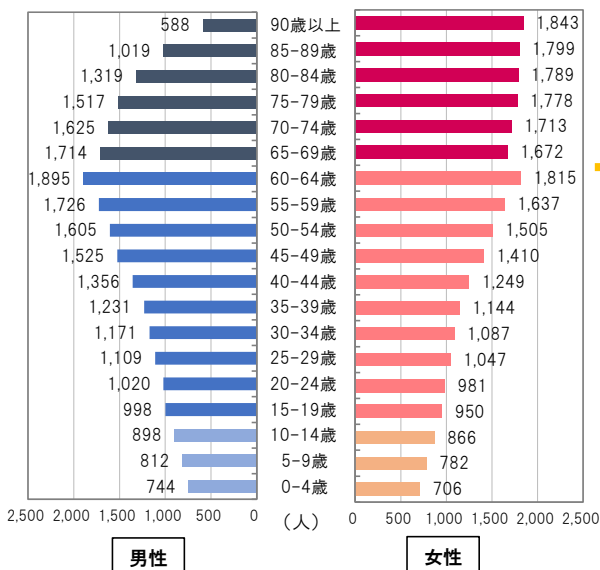
子育て世代の転入を維持します！

	2015 (実績)	2025	2030	2035	2040	2060
合計特殊出生率の目標	1.53	1.60	1.67	1.73	1.80	1.80

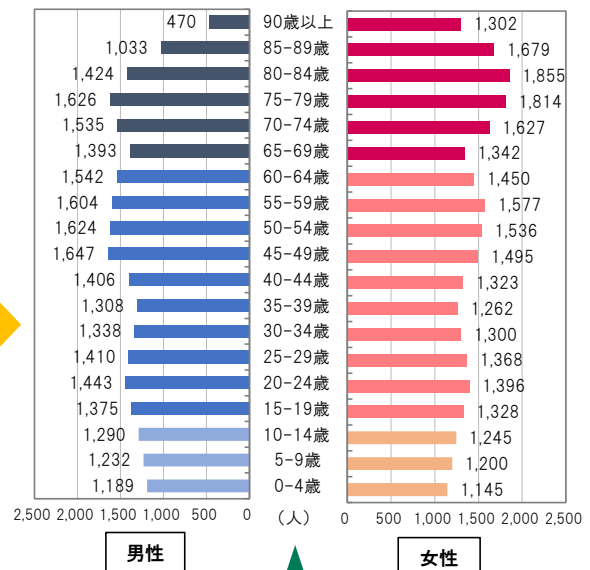
それぞれの推計人口（2060年）を
人口ピラミッドで示すと

▼人口ピラミッド

何もなかった場合（2060年） 総人口：49,645人



人口減少対策に取り組んだ場合（2060年） 総人口：53,133人



合計特殊出生率の向上、進学・就職世代を除く世代の移動率の均衡、東京、大阪からの転入促進を図ることにより、特に子ども・若者人口の減少を抑制し、バランスの良い人口構造を目指します。

基本目標1 「雇用創生」 ～新経済戦略によりしごとを創出する～

目標の方向性

若年層の市外への人口流出を抑制し、定住を促すとともに、一旦市外に出た人が再び本市に戻ってくることができるよう、働く場所を確保するための雇用を創出します。

第1次産業のブランド化や高付加価値化、販路拡大を支援し、生産性を高め、稼ぐ力の向上を図り、安定した所得と雇用を創出します。

また、市外からの企業誘致、本社等の移転誘致の促進や、市内での創業や起業等、次の世代のチャレンジを後押しすることにより、新たな雇用を創出し、人々が集う活気あるまちづくりを進めます。

更に、就業支援や女性が働きやすい環境づくりに向けた取組への支援等、だれもが働き続けられ、活躍できる社会の実現に向け取り組みます。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
市内従業者数(市法人税申告値)	18,905 人(令和2年度)	23,200 人(令和8年度)

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
市内総生産額	3,158 億円(令和元年度)	3,250 億円(令和8年度)
新規市内立地企業数(累計)	5 社(令和2年度)	累計9社(令和8年度)
本社機能移転企業数(累計)	0 社(令和2年度)	累計1 社(令和8年度)
創業・起業件数(累計)	23 件(令和2年度)	累計53 件(令和8年度)
20歳～34歳の転入転出の差	▲283 人(令和2年度)	▲200 人(令和8年度)

主な取組

	施策	取組分野
1	地域産業の基盤強化	①地域ブランド力の強化 ②生産基盤整備 ③地産地消の推進 ④中小企業支援
2	企業誘致の推進	①企業立地支援
3	創業支援の充実と若者起業の支援	①創業支援
4	働きやすい環境づくりと人材育成	①担い手の育成・確保 ②就職支援 ③働きやすい環境整備

基本目標2 「人口還流」 ～定住促進・観光戦略により「たつのファン」をつくる～

目標の方向性

本市ならではの地域資源の活用や、生活しやすさを市内外にPRすることにより、移住・定住を促進するとともに、交流人口も含めて本市を訪れる人の流れを創出し、人口の流出抑制や流入促進を図ります。

子育て世代や若者に移住先として選ばれる魅力づくりや情報発信、移住体験の提供、空き家、空き店舗の利活用、テレワークをはじめとした新しい働き方に対応できる環境づくり等に取り組み、地方回帰の高まりを好機とした新しい人の流れを生み出します。

また、シティプロモーションや体験型ツーリズム、イベントの実施などの観光振興や、観光資源のブランド化、来訪者の受け入れ体制の充実による交流人口の増加を図るとともに、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される「関係人口」についても創出、拡大に取り組みます。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
転入転出の差	▲220 人(令和2年度)	▲200 人(令和8年度)

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
転入転出の差(ファミリー層:30代)	24 人(令和2年度)	30 人(令和8年度)
転入転出の差(壮年層:50代)	9 人(令和2年度)	15 人(令和8年度)
観光入込客総数	200.4 万人(令和元年度)	218.7 万人(令和8年度)
外国人観光客数	1,931 人(令和元年度)	2,624 人(令和8年度)
県外観光入込客数	70.1 万人(令和元年度)	76.5 万人(令和8年度)

主な取組

	施策	取組分野
1	移住・定住希望者に対する支援体制の充実	①移住・定住者支援 ②シティプロモーション ③空き家対策
2	着地型観光の振興と魅力の発信	①観光プロモーション ②観光資源活用 ③イベントの充実
3	観光資源のブランド化と環境整備	①観光基盤整備

目標の方向性

結婚・出産・子育ての希望を叶えることができるよう、切れ目のない支援を行います。

結婚に向けた出会いのきっかけづくりを行うとともに、出産や子育てへの経済的支援や相談支援等、地域全体で子育てを支える社会づくりにより、子どもを生み・育てやすい環境づくりを進めます。

また、小・中一貫教育の推進や地域との連携による学校支援体制の構築、英語教育やICT教育等、グローバル化や社会の変化に対応できる人材の育成を行います。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.53(平成27年度)	1.60(令和8年度)

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
婚姻届受理件数	217組(令和2年度)	217組維持(令和8年度)
年間出生数	386人(令和2年度)	386人維持(令和8年度)
多子世帯率(出生祝金支給数から算出)	61.5%(令和2年度)	60.0%(令和8年度)
課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合	78.8%(令和元年度)	85.0%(令和8年度)
保育所及び認定こども園の待機児童数	0人(令和2年度)	0人(令和8年度)

主な取組

	施策	取組分野
1	結婚・出産に対する支援の充実	①出会い支援 ②妊娠・出産支援
2	子育て世帯に対する支援の充実	①子育て支援 ②相談体制
3	質の高い教育環境と特色ある教育の推進	①幼児教育・保育 ②義務教育

基本目標4 「地域活力」 ～まち賑わい戦略により活力ある地域をつくる～

目標の方向性

少子・高齢、人口減少社会の中、多様化する地域の課題解決に向け、市民や事業者、行政などの多様な主体が連携し、市民が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきと安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めます。

地域の実情等を踏まえた持続可能でだれもが移動しやすい地域公共交通ネットワークを実現し、公共交通サービスと交通結節点の整備による利便性の向上を図るとともに、兵庫県・近隣市町との連携による行政区域を越えたスケールメリットを生かした市民サービスの充実を図ります。

更に、DXの推進による地域課題の解決や地域の魅力の向上、また、持続可能な地域社会づくりに向け、脱炭素化・SDGsを目指した取組を促進します。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
生産年齢人口割合	56.7%(令和2年度)	56.3%(令和8年度)

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
姫新線年間乗車人数	260万人(令和2年度)	300万人以上(令和8年度)
年間公共交通利用者(年間一日平均数)	6,027人(令和2年度)	7,000人(令和8年度)
転出者数	2,054人(令和2年度)	2,000人(令和8年度)
播磨科学公園都市圏域定住自立圏域人口	142,159人(令和2年度)	131,000人(令和8年度)
市ホームページ訪問者数	1,680,380人(令和2年度)	2,250,000人(令和8年度)
ふるさと応援寄附金寄附件数	14,369件(令和2年度)	20,000件(令和8年度)

主な取組

	施策	取組分野
1	公共交通の確保と利用促進	①駅周辺整備 ②公共交通
2	住み続けたい住環境の整備	①防災・防犯 ②福祉
3	広域連携を活かした経済・生活圏の形成	①広域連携
4	賑わいあふれる未来に向けた「ふるさと たつの」づくり	①地域活動 ②多文化共生

総合計画の各施策と S D G s の関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 のゴール及び細分化された 169 のターゲットから構成されています。

すべての市民が快適を実感できるまちを目指す本市において、SDGs の理念「誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、市政推進においても大変意義深いものであることから、17 のゴールに照らして総合計画の各施策を推進することとします。

なお、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) は、SDGs のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を、以下のとおり整理しています。

ゴール	ゴールの内容と自治体行政の役割
 1 貧困をなくそう	【ゴール1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	【ゴール2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	【ゴール3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	【ゴール4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	【ゴール5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワメント)を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	【ゴール6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【ゴール7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

ゴール	ゴールの内容と自治体行政の役割
 8 働きがいも 経済成長も	【ゴール8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	【ゴール9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 10 人や国の不平等 をなくそう	【ゴール10】各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられる まちづくりを	【ゴール11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	【ゴール12】持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に 具体的な対策を	【ゴール13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを 守ろう	【ゴール14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさも 守ろう	【ゴール15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正を すべての人に	【ゴール16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	【ゴール17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

▼本計画とSDGsの対応

施策 番号	基本 目標	施策 目標	施策	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 持続可能な開発目標を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	1 安全・安心なまちづくりへの挑戦	1	自然環境の保全と整備						●
2		1	緑化の推進						
3		2	廃棄物処理対策の推進						
4		2	地球環境の保全						●
5		3	住宅の供給						
6		3	都市公園の整備と活用						
7		3	地域特性を生かした土地利用の推進						
8		3	上下水道施設の整備			●			●
9		4	幹線道路網の整備						
10		4	安全で快適な道路環境の整備						
11		4	公共交通の充実						
12		5	防災体制の確立						
13		5	消防・救急・救助体制の充実						
14		5	交通安全対策の推進			●			
15		5	暮らしの安全確保						
16	2 やすらぎづくりへの挑戦	1	結婚・出産・子育て支援の充実			●		●	
17		1	ひとり親家庭等の福祉の充実	●	●	●	●	●	
18		2	地域包括ケアシステムの構築			●			
19		2	生きがいづくりと社会参加の支援			●	●		
20		3	障害のある人への生活支援と社会参加の促進			●	●		
21		4	地域福祉の充実	●	●	●			
22		5	健康づくりの推進		●	●			
23		5	医療サービスの向上	●		●			

施策 番号	7 エネルギーと気候変動に もたらす影響	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくる	10 人や国の不平等 をなくす	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも責任 つなぐ責任	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を守り	15 陸の豊かさ を守り	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
1					●		●	●	●		●
2									●		●
3					●	●	●				●
4	●						●	●	●		●
5					●						●
6					●						●
7			●		●						●
8			●		●		●	●			●
9			●		●						●
10			●		●						●
11			●		●						●
12					●		●				●
13					●						●
14					●						●
15					●					●	●
16		●		●						●	●
17		●		●						●	●
18				●						●	●
19		●									●
20		●		●	●					●	●
21				●	●					●	●
22											●
23											●

序論

基本構想

基本計画

序

1

2

3

4

5

まち未来
創生戦略

SDGs

施策 番号	基本 目標	施策 目標	施策	1 家族を なくそう	2 環境を ゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に
24	3 こひびくへの挑戦	1	幼児教育・保育の充実	●	●	●	●	●	
25			義務教育の充実	●	●	●	●	●	
26			青少年の健全な育成			●	●		
27		2	生涯学習の推進				●		
28			スポーツ・レクリエーション活動の推進			●			
29		3	歴史文化遺産の保全と活用				●		
30			芸術文化活動の振興				●		
31		4	人権教育・啓発の推進	●			●	●	
32			男女共同参画社会の形成					●	
33	4 にぎわいへの挑戦	1	農林生産基盤の整備と担い手の育成		●				
34			農業経営の安定化と地産地消の推進		●				
35		2	水産業基盤の整備						
36		3	観光基盤の活用						
37			観光PRの充実						
38		4	商業の活性化と工業の振興						
39	5 ふなびくへの挑戦	1	地域コミュニティ活動の推進						
40			市民参加と連携・協働のまちづくり					●	
41		2	シティプロモーションの推進						
42			国際交流・国内交流・地域交流の推進				●		
43		3	行財政改革の推進(行政改革大綱)						
44			簡素で効率的な組織づくりと人材育成						
45			公共施設の適正管理と整備						
46			情報化の推進						
47			広域行政・広域連携の推進						

施策 番号	7 エネルギーと気候変動 もくろみと目標に 基づいて	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくる	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも消費 つくる責任	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
24				●		●				●	●
25				●		●				●	●
26											●
27											●
28											●
29					●						●
30											●
31				●						●	●
32		●		●						●	●
33			●						●		●
34		●	●								●
35		●	●					●			●
36		●									●
37		●									●
38		●	●		●						●
39					●						●
40					●						●
41		●	●		●						●
42		●		●	●						●
43					●					●	●
44					●					●	●
45					●					●	●
46					●					●	●
47					●					●	●

序論

基本構想

基本計画

序

1

2

3

4

5

まち未来
創生戦略

SDGs